

大阪市社会福祉協議会
設立70周年記念誌

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会



令和3年10月15日(大阪国際交流センター)

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 会 長 宮川 晴美



大阪市社会福祉協議会は、昭和26年5月28日に法人認可され、大阪市における社会福祉事業をはじめ、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び活性化のために、地域福祉活動を推進してまいりました。

設立70周年という節目の時を迎えることができましたのも、ひとえに、歴代会長や役員をはじめ、関係団体の皆様方の積極的な活動の賜物であり、そのご努力とご功績に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、本会は、法人設立以来、小地域ネットワーク活動の推進、地域福祉施設の運営やボランティア普及活動、要介護認定訪問調査事業、成年後見支援センター事業、あんしんさぼーと事業、区社会福祉協議会の運営支援などを通じて、地域福祉活動の推進に努めてまいりました。

特に、この10年においては、社会情勢が大きく変貌する中で、複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する支援など、高齢者、障がい者、こども等を基軸にした既存の制度では対応が困難となっています。

地域住民や団体の参画のもと、地域では、だれもがその人らしく安心して暮らせるため、地域共生社会の実現に向けた取組みが進められており、区社協においても、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業を新たに実施し、市・区社協が連携しながら、課題解決に向け取り組んでいるところです。

また、近年は全国各地で風水害による大規模災害が発生し、令和2年から拡大し始めた新型コロナウイルス感染症は、今なお収束することなく、地域住民の暮らしを脅かしています。

本会は、どのような状況下においても孤立を防ぎ、困りごとに気づき、支えあう地域づくりの推進に向け、より一層地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、取組みを進めてまいる所存です。区社会福祉協議会、社会福祉関係機関、施設・団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業、行政そして地域の皆様方におかれましては、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本誌発刊にあたり、各方面からご指導・ご協力いただきましたことに厚くお礼を申しあげ、発刊にあたりましてのごあいさつといたします。



大阪市長 松井 一郎

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が設立70周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

貴協議会におかれましては、昭和26年の設立以来、住民主体の理念のもと、各区・各地域の関係機関と連携を図りながら、本市社会福祉の発展に取り組んでこられました。設立から現在に至る70年の間に、社会経済情勢は大きく変化し、福祉制度については様々な充実が図られてまいりましたが、一方で、公的な支援だけでは解決できない課題も顕在化しております。そのような中、貴協議会におかれましては、地域に根差し、福祉課題やニーズを的確に把握し、関係機関・関係団体との連携のもと課題解決に取り組まれるとともに、ボランティアや市民活動の振興、福祉教育の推進などにご尽力いただき、本市地域福祉の推進に多大なるご貢献をいただいております。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により経済的に困窮する方への緊急小口資金や総合支援資金の貸付け等による支援、さらには様々な制約がある中での地域福祉活動への支援などにもきめ細やかに取り組んでいただくなど、多年にわたるたゆまぬ取組に感謝申し上げますとともに、皆様のそのご熱意に深く敬意を表する次第でございます。

近年、少子高齢化の進展、家族形態の変化、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域社会が抱える福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しております。貴協議会は、社会福祉法に位置づけられ、地域福祉を推進する団体としての高度な専門性と、積み重ねてこられたその取組により市民からの大きな信頼が寄せられているところですが、これらの課題解決に向け、日頃から支えあう地域づくりの推進など、本市地域福祉の推進におけるパートナーとしてさらなる役割を期待しており、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

今日までの輝かしい歴史と伝統を物語る記念誌の発刊をお祝い申し上げますとともに設立70周年を機として、大阪市社会福祉協議会がさらなる発展を遂げられますよう、また、皆様方の一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。

大阪府立大学名誉教授
右田 紀久恵



大阪市社会福祉協議会は、新型コロナウイルスという人類が経験したことのない厳しい状況下で、70周年を迎えました。

度重なる緊急事態宣言の発令、ワクチン接種の出遅れ等々が複合的要因となり、まさに歴史的試練ともいえる状況が、日々深刻化しています。しかし、この状況下で、大阪市内各地域では、社会福祉協議会の即応的かつ多様な活動が継続されており、日々、その存在感を示しています。このような逞しい実践には、大阪市社会福祉協議会の歴史的源流を受け継いだともいえる、底力を感じさせるものがあります。

ところで、新型コロナウイルス問題は、その深刻さに加えて、私達が＜歴史的状況に直面している＞ことを示唆しています。当面の対策・諸問題を乗り越え、収束した後の、社会や世界をどのように構築するのか、つまり、「新生への途」が問われているのです。

いま、コロナ禍での各地域の着実な活動が意味しているのは、単に当面の対処療法的な役割だけではありません。地域が人間生活と不可分・普遍的な生活圏域であるがゆえに継承されるべき、ゆるぎない活動です。とりわけ、コロナ収束後の人間のあり方を問うとき、必要不可欠な、まさに、普遍的な価値ある実践(営為)であります。言葉を変えれば、それは同時に、「新生への途」につながる【人間社会に新しい価値を創造する実践】、そのものに他なりません。

新しい価値の創造の原点は、『住民主体』にあることは、言うまでもありません。住民は単に、「地域自立生活上の支援を必要としている人」なのか、「地域福祉を支え、地方自治を形成する主体である」のか、この点が今後、とりわけ重要となります。主体者としての住民との協働で、生活圏域に『社会的財産』を築くことが、問われます。「新生への途」の羅針盤は、国によって示されるものではなく、地に足を着けた主体者＝住民と共に【主体的に創る協働の結晶】であればこそ、次の世代に継承される価値があるということです。

ここにあらためて、「歴史を顧みないものは現在にも無知であり、未来を展望できない」という名言を反芻しつつ、先達の遺産から学び、継承し、歴史のマイルストーンを築かれんことを、大阪市社会福祉協議会の活動に、大きく期待するところであります。

国際医療福祉大学大学院教授
(おおさか介護サービス相談センター所長)
白澤 政和



大阪市社会福祉協議会は私の年とほぼ一緒に、70周年を迎えられ、誠におめでとうございます。私の学生時代から市社会福祉協議会は現在と同じ場所にあり、蘇鉄を囲んだ回廊のような広い玄関が、今もなつかしく思い出されます。会議室でOSS(大阪社会福祉研究会)が毎月開催されており、実践者と研究者が共に学ぶ場として、毎回出席し、そのことが現在の研究の礎になっており、感謝の限りであります。

その社会福祉協議会が70周年を迎えるにあたって、次のステップに向けての期待を、餞としたいと思います。

大阪都構想は市民がNOを突き付けましたが、市社会福祉協議会と区社会福祉協議会の福祉を改めて考える好機になったようにも思われます。大阪市社会福祉審議会が、1980年代と古くに、「区民福祉の推進」を答申しています。それは、24区それぞれが地域特性を有しているため、各区の強さを活かした区民福祉を推進していくことを強調したものでした。

この古い答申が今から市社会福祉協議会と区社会福祉協議会の関係で、花開いていくことを期待したいと思います。住民の身近な区を単位として、区民の相談機能や資源開発機能を区社会福祉協議会が担い、市社会福祉協議会は、区社会福祉協議会の活動をバックアップする機能を一層強化・発展していくことを、まずは期待します。さらに、市社会福祉協議会が生活上の課題を有した市民を擁護していくセンターを確立する次のステップに向かって頂くことを期待しています。市社会福祉協議会では、既に大阪市成年後見支援センター、おおさか介護サービス相談センター、あんしんさぽーと事業、休日夜間福祉電話相談事業等を積極的に行っており、こうした広域的な多様な事業を結びつけ、センター化していくことで、大阪市民が安心して福祉を享受できる拠点ができることを期待しています。こうしたことで、市社会福祉協議会は区社会福祉協議会と連携しながら、大阪市での地域共生社会の確立の基盤を築くことになるでしょう。

同志社大学名誉教授
(大阪市ボランティア・市民活動センター所長)
上野谷 加代子



大阪市社会福祉協議会が設立70周年を迎えられたこと、市民、社会福祉関係者の皆様と共に喜び、互いに感謝したいと思います。

大阪市社会福祉協議会との関係を思い出しますと、立派な庭を通り大理石の重厚な階段を上り、岡村重夫先生や右田紀久恵先生のご指導の下、研究会に参加していた光景を思い出します。白澤政和先生や私は、まだまだ駆け出しだったと思います。

活動の面では大きく分けて、1.小地域福祉組織化活動への参加 2.地域福祉活動計画への参加 3. ボランティア・市民活動支援への参加 の3つにかかわってきました。もちろんその関連で種々、役割を与えてくださり多くを学ばせていただきました。地域福祉実践重視の姿勢を築き、この歳まで貫くことができましたのも学びの場がいつも提供されたからです。あらためて感謝します。

さて、今日、地域福祉は社会福祉の主流化を超えて、政策化され、「地域共生社会づくり」として提起されています。地域社会を基盤に誰もが排除されない・誰をも排除しない、取り残されない社会づくりは、私たち社協に係る者が願い求めてきた姿です。

その実現に向けて、市民(広い意味での)参加で事業を展開しなければなりません。24区のボランティア・市民活動センターがすべて設立され、コロナ禍においても正しく恐れながら熱意と工夫で活動を展開している多くのボランティアの方々、区社会福祉協議会の方々を応援します。

このような時だからこそ、原点に戻り、丁寧に活動を、市民と一緒に創っていきましょう。

大阪市民生委員児童委員協議会 会長 吉川 郁夫



このたび、大阪市社会福祉協議会が、昭和26年5月の設立から、70周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

これまで大阪市社会福祉協議会では、区・地域社会福祉協議会や、福祉関係機関・団体と連携協働し、地域福祉・在宅福祉サービスの推進やボランティア・市民活動の推進をはじめ、大阪市施策の事業受託運営など様々な事業を積極的に展開され、大阪市における地域福祉の推進役の中核を担ってこられたことに敬意を表するところです。

我々民生委員・児童委員も、大阪市社会福祉協議会設立当初から「社会福祉協議会と民生委員・児童委員は車の両輪」と言われ、様々な場面で地域福祉の推進のため、連携してまいりました。

平成27年より始まった大阪市の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、大阪市社会福祉協議会と大阪市民生委員児童委員協議会が合同で手引きを作成し、各区社会福祉協議会に設置された見守り相談室と多くの民生委員・児童委員が連携し、見守り活動を進めてきたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなか、令和2年度には、大阪市社会福祉協議会が実施された「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」に、民生委員・児童委員が協力し、電話による安否確認や、困りごとの相談先として区社会福祉協議会と大阪市民生委員児童委員協議会の連絡先を記載したリーフレットとマスクを訪問時に配付しました。

現在、地域においては、社会的孤立や生活困窮、虐待問題など、多様な生活課題や福祉課題が絡み合い、より一層複雑化、深刻化しています。

そのため、民生委員・児童委員活動だけでは課題解決が困難なケースが今後ますます増えることが予想され、社会福祉協議会の方々と連携し、地域に根ざした活動を進めていくことが求められています。

今後、「車の両輪」として連携・協力をお願い申しあげ、大阪市の地域福祉の推進に、共に取り組んでまいりたいと考えているところです。

大阪市社会福祉協議会の、今後ますますの御発展、御活躍を心からお祈り申しあげまして、お祝いのことばといたします。

大阪市社会事業施設協議会 会長 倉光 慎二



大阪市社会福祉協議会、設立70周年おめでとうございます。僭越であります。大阪市社会事業施設協議会の加盟団体・施設を代表し、心よりお祝いを申し上げます。

昭和26年の設立以来、長年に亘り大阪市の社会福祉施設や諸団体のまとめ役として、さらに区社会福祉協議会と社会福祉施設や地域住民との地域福祉のつなぎ役・推進役として、多大なる貢献をしてこられました。この間、数々の苦境やハードルを乗り越えて、また70年の歴史を積み重ねて、まさに地域福祉の要としての存在を確立されました。大阪市社会事業施設協議会の立場からも、事務局として下支えをいただき、ご支援くださる市社会福祉協議会、区社会福祉協議会の職員のみなさまに感謝を申し上げます。

コロナ禍にあって、地域と社会福祉施設、そして地域と社会福祉協議会が分断を余儀なくされる場面も多々ある中、懸命につながりの継続に奔走していただいている市社会福祉協議会、区社会福祉協議会の姿に心を打たれます。

令和3年度からは、大阪市社会福祉協議会策定による第2期大阪市地域福祉活動推進計画がスタートしています。ここに掲げられた「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティをつくる」の基本理念のもと、参画と協働が一歩でも二歩でも前進し実を結ぶことを願ってやみません。

この先、まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せませんが、こんな時こそ地域を見つめなおし、新たな地域福祉のあり方を問う、いい機会でもあると思います。大阪市社会福祉協議会が培ってきた地域福祉のノウハウを存分に発揮し、更なる貢献と発展をご期待申しあげ、お祝いの言葉といたします。

ありがとう!! 市社協 がんばれ!! 市社協

大阪市福祉局長 出海 健次



このたび、大阪市社会福祉協議会が設立70周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。貴会の皆様には、日ごろより地域社会の発展と福祉の向上にご尽力いただいております。厚く感謝を申し上げますとともに、宮川会長をはじめ、関係の皆様方のご熱意と多年にわたるご尽力に深く敬意を表します。

近年、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化の進展や、地域におけるつながりの希薄化などを背景とした様々な福祉課題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの市民が社会経済活動の抑制を余儀なくされています。

そのような中で、貴協議会は冊子「コロナの中でもつながる方法」をいち早く作成して幅広く周知されるなど、地域における“つながり”を途絶えさせないよう、地域福祉を推進する中心的な存在として日夜取り組んでいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

地域に根差し、着実に地域福祉の推進に取り組んでこられた皆様の活動が、困難な状況下においても的確に課題をとらえ、機敏で効果的な取組に結実したものであり、こうした取組を通じて市民の信頼と期待もますます高まっていくものと考えます。

地域福祉の充実に向けて、今後とも、皆様方の一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協議会のますますのご発展と皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お祝いのことばといたします。

大阪市こども青少年局長
佐藤 充子



大阪市社会福祉協議会が設立70周年を迎えられましたことを心よりお喜び申し上げます。

貴協議会におかれましては、昭和26年の設立以来、長きに亘り大阪市における地域福祉の推進にご尽力してこられたことに対し、深く敬意を表する次第でございます。

貴協議会には、「地域こども支援ネットワーク事業」において、企業や団体、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築し、こども食堂などのこどもの居場所を支える仕組みとしてこどもの貧困対策などにも取り組んでいただいております。皆様方の多年にわたるご支援・ご協力に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

長期的な新型コロナウイルス感染症の流行が、社会全体そして子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもたちも不安やストレスを抱えております。そのような中、これまで以上に地域に根ざしたきめ細やかな子育て支援が必要とされており、地域住民や子育て当事者が主催する子育てサロン等の活動を支援する貴協議会の取組みに、改めて感謝申し上げます。

核家族化が進む社会にあって、地域全体で子どもを育ていく重要性が増す中、つながりを絶やさない、孤立をつくらないための支援を続ける貴協議会の役割はますます増大していくことと思います。今後も貴協議会の皆様方には、こども青少年行政への一層のお力添えをお願いいたします。設立70周年を契機に、貴協議会がますます発展されますことと、皆様方の一層のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

目 次

発刊のごあいさつ

祝辞

特別寄稿

応援メッセージ

目次

I	設立からの歴史	10
II	この10年間のあゆみ	18
	寄稿	
	この10年間のあゆみ(概要)	
1	地域福祉活動の推進	24
2	ボランティア・市民活動の推進	30
3	地域包括ケアの推進	34
4	相談機能の推進	38
5	権利擁護の推進	42
6	福祉人材の確保・育成	44
7	広報・情報発信／人権啓発活動／関係機関・団体との協働	48
8	災害支援の取組み	52
9	社協が担う事業の変遷	56
10	組織基盤の強化	60
11	新型コロナウイルス感染症の影響と社協の取組み	64
	数字で見る市社協・区社協	66
III	24区社会福祉協議会の取組み	70
	・ 北区社会福祉協議会	72
	・ 都島区社会福祉協議会	73
	・ 福島区社会福祉協議会	74
	・ 此花区社会福祉協議会	75

・ 中央区社会福祉協議会	76
・ 西区社会福祉協議会	77
・ 港区社会福祉協議会	78
・ 大正区社会福祉協議会	79
・ 天王寺区社会福祉協議会	80
・ 浪速区社会福祉協議会	81
・ 西淀川区社会福祉協議会	82
・ 淀川区社会福祉協議会	83
・ 東淀川区社会福祉協議会	84
・ 東成区社会福祉協議会	85
・ 生野区社会福祉協議会	86
・ 旭区社会福祉協議会	87
・ 城東区社会福祉協議会	88
・ 鶴見区社会福祉協議会	89
・ 阿倍野区社会福祉協議会	90
・ 住之江区社会福祉協議会	91
・ 住吉区社会福祉協議会	92
・ 東住吉区社会福祉協議会	93
・ 平野区社会福祉協議会	94
・ 西成区社会福祉協議会	95
IV 資料編	96
・ 年表	96
・ 令和3年度役員・評議員名簿	104
・ 歴代 役員名簿(平成24年度～令和3年度)	106
・ 大阪市社会福祉協議会 定款	108
・ 組織図の変遷(平成23年度～令和3年度)	112

※本誌では、社会福祉協議会を「社協」の略称で記載している部分があります。

I | 設立からの歴史



本会は昭和26(1951)年に設立し、令和3(2021)年に70周年を迎えました。設立からの歴史について、今につながる組織や事業の出発点・分岐点を中心にたどります。

直近10年間の動向は「Ⅱ この10年間のあゆみ」でテーマ別に掲載しています。それより以前の詳しい歴史は、設立60周年記念誌をご覧ください(設立60周年記念誌の一部を本会ホームページに掲載)。

1 「大阪市社会福祉協議会」設立と初期の活動 (昭和20年代～)

(1) 設立の経緯

本会設立(昭和26年)以前の動きとして、大阪市内では今日の社協や共同募金会の萌芽といえる、大阪市市民援護会(昭和21年)などの活動が始まっていました。また、地域の自主性により、おおむね小学校区を単位とした萩之茶屋福祉会(昭和23年)、区を単位とした大淀区社協(昭和24年)、西成区社協(昭和25年)が設立されており、これらは全国にも先駆けたものでした。

社協は、小地域から区、区から市へと積みあげていくものであり、市社協の設立は各区社協ができてからと考えられていました。この考えに基づき、市社協の設立前に、各区の関係者に社協の設立を投げかけ、昭和26年1月から3月にかけて順次、各区社協が設立されました。

同年3月10日には市社協の第1回設立準備会を開催し、3月30日に「大阪市社会福祉協議会」創立総会を大阪市立中央公会堂で開催しました。同年5月28日付けで財団法人として設立許可を受け、昭和27年5月22日には、「社会福祉法人大阪市社会

福祉協議会」として法人認可を受けました。

当時の運営体制として、理事会、評議員会、正副会長会のほか、児童福祉、家庭福祉、老人福祉、民生委員、広報の5部会を設けて活動を展開しました。さらに諮問委員会(助言委員会)を設け、学識者の助言を得ながら、地域社協の設置構想についても討議しました。

(2) 初期活動の特色

当時、多くの府県社協が社会福祉施設・団体の組織としての色彩が濃いなかにあって、本会では初期活動の重点を地域社協の育成に置きました。

その方法は、地域の実態を把握する調査を通じて問題点を明らかにし、地域組織化を指導するというものでした。中でも特筆すべき貴重な資料として、大阪市立大学社会福祉研究室(岡村重夫教授)に委託し、昭和27年10月に完成した「大阪市社会福祉地図」があります。全市にわたる膨大で包括的かつ詳細な調査により、社会福祉の諸問題が明確に提示され、事項別にモデル地区を設定することが考案されました。これに基づき、問題の解決に向けた対策委員会の設置や助成事業などへ



創立総会(昭和26年3月発行「大阪の社会事業」第12号)



昭和34年9月「大阪市立社会福祉会館」が開設され市社協事務局はここに移転しました。後、昭和62年に建替えし「大阪市立社会福祉センター」に改称

と実践を展開しています。

こうしたなか、本会では広報・啓発活動においても、区社協・地域社協に関する情報発信を重視し、特に広報紙「大阪の社会事業」(月刊)はその中心的役割を果たしました。同誌は、大阪社会事業青年会が編集し、市民援護事業団と大阪事業協会がバックアップして昭和25年に創刊したもので、昭和26年6月の第13号からは本会の広報誌として引き継いでいます。その後、第201号(昭和46年)に「大阪の社会福祉」に改題し、現在に至るまで発刊を重ねています。



昭和25年3月創刊の広報紙「大阪の社会事業」。創刊号(写真)と、改題後の「大阪の社会福祉」記念号(100号単位)は本会ホームページでも公開している

https://www.osaka-sishakyo.jp/osaka_syakaifukusi/

2 大阪市社会事業施設協議会の設立 (昭和30年代～)

昭和31年、地方自治法の一部改正法施行により、行政事務16項目の権限が、府県知事から政令指定都市の長に移譲されました。これに伴い、市

管轄社会福祉施設の自主的組織として、大阪市私立保育連盟(昭和31年)、大阪市児童収容施設連盟(昭和32年/現:大阪市児童福祉施設連盟)、大阪市セツルメント研究協議会(昭和32年/現:大阪市地域福祉施設協議会)、大阪市生活保護施設連盟(昭和33年)が相次いで結成されました。そして、これら団体の相互連絡・調整と協働活動を進めるため、「大阪市社会事業施設協議会」が昭和34年に設立されました(大阪市私立保育連盟は大阪市保育連合会として加盟)。

その後、大阪市老人福祉施設連盟(昭和44年)、大阪市精神薄弱児・者施設連盟(昭和60年/以後、大阪市知的障害者(児)施設連盟への名称変更を経て平成15年に発展的解消)、大阪市障害児・者施設連絡協議会(平成11年)が加盟団体に加わりました。

このような経過により、現在、大阪市社会事業施設協議会には、6種別(児童・保育・高齢・生活保護・地域・障害)の団体が加盟しており、本会が事務局を担っています。

3 地域社協の強化と食事サービスの推進

昭和37年、全国社会福祉協議会は「社会福祉協議会基本要項」を策定し、「住民主体」の原則を打ち出しました。大阪市内では、地域社協の組織化は昭和43年頃にはほぼ完了していたものの、活動内容が希薄な地域もあり、住民主体の活動にまで発展しているところは少ない状況でした。こうしたなか、本会は5人の福祉活動専門員を配置し、市内を5ブロックに分けて、地域社協の育成強化に取り組みました。その方法は、モデル地区を設定し、福祉活動専門員がたびたび地域に足を運び、支援するというものでした。

こうした動きのなか、住吉区墨江社協で開催されたボランティアスクールをきっかけとして、地域の身近なところでボランティア活動がしたいという声が高まり、区内の軽費老人ホームで調理された弁当を

同一地域に住む独居高齢者などに配食する「老人食事サービス」が昭和47年に開始されました。これは社協活動としては全国初と言われています。ここから毎年実施地域数が増え、会食・配食などそれぞれの形態で市内各地域に広がりました。

平成14年には、「高齢者食事サービス事業」と名称変更され、24区における食事サービス連絡会の設置、翌年には「大阪市高齢者食事サービス連絡協議会」が世話人体制で再開されるなど、市全体で活性化に向けた活動を展開しました。

平成25年度からは補助金制度が再構築され、事業の位置付けは変わりましたが、住民同士の助け合い活動として、また食を介して出会い、交流を深め、地域課題に自らの手で取り組む活動として現在も継続されています。



当時の活動が記録された「～老人食事サービス～ ボランティア体験記」

4 在宅福祉サービスの推進(昭和40年代～)

大阪市におけるホームヘルプサービス事業は、昭和33年に開始されました。本会では、昭和43年に委託を受けて以来、支援対象者(障がい者世帯・高齢者世帯)、実施拠点、サービス内容の変遷を経

ながら、最も多い時期には957人のホームヘルパーを擁し、老人福祉センターやホームヘルプセンターを拠点として、在宅福祉サービスの担い手としての役割を果たしてきました。

平成12年の介護保険制度開始に伴う事業委託の終了により、大きな転換点を迎え、事業規模の縮小、ホームヘルパーの早期希望退職者の募集や他の職域への転用策を講じ、利用者の民間事業者への移管を進めました。その後、本会のホームヘルプ事業は、障害者等ホームヘルプ事業のみ実施していましたが、支援費制度の導入(平成15年)もあり、平成16年度末をもってその役割を終了しました。

5 各区における福祉施設の運営

(1) 児童館 / 勤労青少年ホーム(愛称: トモノス)

大阪市では昭和24年以降、児童の健全な遊び場として、市内10館の児童館が設置され、うち7館(平成元年時点)を本会が受託していました。

また、昭和37年以降、市内25館の勤労青少年ホームが設置され、うち17館(平成元年時点)を本会が受託していました。勤労青少年ホームは当初、全国各地から就職で来阪する青少年のための相談・レクリエーションなどのための施設として設置されましたが、時代とともにその役割が変化し、平成8年からは就学前の乳幼児と保護者を対象とした事業も開始しました。

児童館と勤労青少年ホームは、平成18年に大阪市の市政改革の一環で廃止とされ、同年7月から、地域の子育て支援の今日的なニーズに対応するため「子ども・子育てプラザ」が各区に1か所設置され、現在は9か所を区社協が受託しています。

このころ こんなことも

本会では昭和49年に「奉仕銀行」を設置しました。これは市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、関係機関・団体などへ払出しをする仕組みで、平成14年からは現在の「善意銀行」という名称になりました。なお、市内で初めての善意銀行を設置したのは西淀川区社協(昭和39年)です。

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、比較的健康的な高齢者に向けた施設として、昭和38年から順次開設されました。しかし、急速な高齢化などにより、支援を必要とする高齢者にサービスを提供し、家族を支援する機能も求められるようになり、老人健康相談、デイサービス事業、機能訓練事業、家族介護教室なども担うようになりました。その後、各区在宅サービスセンターの整備に伴い、その役割は再び変化し、健康的な高齢者を対象とし、「社会参加」「いきがづくり」を中心とした支援活動が中心となっています。平成17年時点では本会が市内26館の運営を担っていましたが、現在は、市内26館のうち24館について、区社協が指定管理を受けて運営しています。

6 市域におけるセンター運営(昭和50年代～)

(1) 大阪市立社会福祉研修センター／大阪市高齢者総合相談情報センター

大阪市は昭和57年、北区に「大阪市立社会福祉研修センター」を開設しました。平成3年には、高齢者のあらゆる相談や情報提供に対応するため、西区に「大阪市高齢者総合相談情報センター」を開



大阪市立社会福祉研修センター(北区同心)開館当時の記事(昭和57年10月発行「大阪の社会福祉」329号)

設し、両施設とも開設時から本会が運営を受託していました。

両施設が担ってきた事業と、介護実習・普及センター関係事業を統合し、大阪市における社会福祉に関する情報提供や調査研究機能を加えた「大阪市社会福祉研修・情報センター」が開設され、開設から

現在まで本会が運営を担っています。

平成19年には同センター内で「大阪市成年後見支援センター」が開設され、現在に至るまで本会が事業受託しています。当初は社会福祉研修・情報センター業務と一体的に運営を開始しましたが、事業再編を経て、現在は本会地域福祉課権利擁護担当の事業として運営しています。

(2) ボランティアセンターの開設

昭和55年、大阪市社会福祉審議会は「ボランティア活動の推進に関する答申」において、市域のボランティアセンター、区域のボランティアビューロー、おおむね小学校区のボランティアコーナーの設置が望ましいと提言しました。これに基づき検討を重ね、本会は昭和62年に「大阪市ボランティアセンター」を開設しました。

平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災の際には、各区社協のボランティアビューローとともに救援活動ボランティアを募集し、支援活動に力を発揮しました。

ボランティア活動に対する市民の意識が変容するなか、平成10年には福祉分野のみならず、多岐にわたる支援を展開する拠点として、「大阪市ボランティア情報センター」へと名称変更しました。ボランティア情報の発信、区社協との共催によるボランティア講座、グループ連絡会の設置や福祉教育の推進などに努め、平成25年度からは「大阪市ボランティア・市民活動センター」となり、現在へとつながっています。



平成10年に名称変更した大阪市ボランティア情報センター(当時)のパフレット

7 区社協の法人化と区在宅サービスセンターの開設・運営(昭和終盤～平成初期)

大阪市内では、城東区社協が昭和51年に、港区社協が昭和55年に先行して社会福祉法人格を取得していましたが、それに続く他の区社協の法人化は進みませんでした。

本会では早くから各種の福祉サービスや施設の運営に取り組んできました。しかし、地域に根ざした福祉事業やボランティアの推進は、本来は政令指定都市社協よりも市民に身近な区社協が中心となることが望ましいと考えられていたため、本会が従来から実施してきた事業について、徐々に区社協に移譲を進めることとなりました。

こうした背景のもと、本会が区社協の法人化に向けて支援し、平成元年に東住吉区社協が法人化しました。その後、社会福祉事業法における、政令指定都市の区社協の法定化(平成2年)とともに、各区社協の法人化の機運はさらに加速し、平成3年から5年までに19区社協が法人化し、平成6年の中央区社協、浪速区社協の法人化をもって、市内24区社協の法人化は完了しました。

区社協が設置・運営するボランティアビューロー(後のボランティア・市民活動センター)も、平成5年までに全区で開設を完了し、以上の動きに伴い、各区社協に専任の福祉活動専門員とボランティアコーディネーターが配置される体制が整備されました。

時を同じくして、平成5年に大阪市は「大阪市高齢者保健福祉計画」を策定し、身近な地域で在宅介護を支援し、在宅サービスを総合的・効果的に提供するための方針を出しました。区レベルの拠点施設は、地域福祉の観点から区社協が運営主体

となるのが最適であるとされ、各区在宅サービスセンターが平成6年から12年にかけて24区で整備されました。区社協の事務局はそれまで区役所内にありましたが、センター開設に伴い移転・独立し、専任の事務局長のもと、総務課(地域福祉活動の推進、ボランティアビューロー、法人運営など)、事業課(在宅介護支援センター、デイサービス、生活支援型食事サービス、機能訓練など)の2課体制を整えました。

当時、区在宅サービスセンター内では、訪問入浴サービスやホームヘルパー派遣は本会が、訪問看護ステーションは区医師会がそれぞれ事業を実施し、その名のおり在宅サービスの拠点としての役割を開始しました。



市内初となる「此花区在宅サービスセンター」が平成6年6月に竣工し、7月にオープンを迎えた(平成7年7月発行「大阪の社会福祉」470号)

8 社会福祉の動向を踏まえた新たな取組み(平成10年頃～)

(1) あんしんさぽりと事業

本会では平成9年に「大阪市財産管理支援センター」(後の大阪市あんしんさぽりとセンター)を開設し、市の補助事業として財産管理サービス事

このころ こんなことも

平成5年度から13年度にかけて、本会の呼びかけのもと、「区社会福祉施設連絡会」が順次組織化されました。各区社協が事務局を担い、区内の種別を越えた社会福祉施設の横断的なネットワークを構築しています。



開設当時の区在宅サービスセンターパンフレット。高齢者の在宅介護を支える役割が中心に紹介されている

業を開始しました。平成11年からは、国の事業として大阪府社協から「地域福祉権利擁護事業」の一部委託を受けて、新たに福祉サービスの適切な利用に関する援助等を開始しました。平成15年度からは本会が「地域福祉権利擁護事業」の実施主体となり、平成17年度からは「あんしんさぼーと事業」と名称変更するとともに、大阪市あんしんさぼーとセンターを廃止し、各区を中心とした事業実施体制へと移行しました。現在は、本会地域福祉課権利擁護担当の事業として、各区社協においてあんしんさぼーと相談員、生活支援員を配置して事業を推進しています。

(2) 要介護認定訪問調査事業

介護保険制度施行前の平成11年10月、「要介護認定訪問調査事業」が開始し、各区社協が実施していましたが、平成18年度から本会が大阪市から要介護認定調査及び障がい程度区分認定調査を一括受託し、公平・中立な調査を実施してきました。

要介護認定申請件数の増加に伴い、令和3年度から要介護認定訪問調査事業は区単位の公募となり、現在本会では、19区の要介護認定調査と、市全域の障がい者支援区分認定調査業務を受託しています。

(3) おおさか介護サービス相談センター

平成12年、大阪市介護保険事業計画策定委員会の提言を受けて、任意団体として「おおさか介護サービス相談センター」が設置されました。市区町村単位で介護保険の相談を受ける第三者機関による窓口の設置は全国で初の試みでした。平成20年度からは委託事業となり、本会が同年度から現在に至るまで受託・実施しています。

(4) 子育ていろいろ相談センター

平成10年に策定された「大阪市児童育成計画－なにわっ子すくすくプラン－」に基づき、子育てに関する相談と情報提供の中核施設として、平成11年に「子育ていろいろ相談センター」(北区)が開設し、本会がその運営を担ってきました。市政改革により平成25年度末をもって本事業は終了しました。

(5) 人権啓発活動の推進

平成10年、「部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」に違反する、大阪府内の民間調査会社による社会福祉法人などの職員採用に伴う身元調査が発覚しました。これに端を発し、本会と大阪府・大阪市・大阪府社協が連携し、平成11年に「大阪府社会福祉法人人権推進委員会」を設立しました。同委員会での検討、報告書作成を経て、平成12年に「大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会」を設立しました(その後、令和元年度に解散)。

市域では、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」が平成13年に設立され、現在に至るまで本会は同協議会の事務局を担当し、人権啓発のための研修などを実施しています。

9 区社協事業の充実と地域福祉活動の推進

(1) 在宅介護支援センター事業／地域生活支援事業／地域包括支援センター事業

平成12年の「大阪市高齢者保健福祉計画」では、



本会設立50周年記念誌(平成14年3月発行)巻頭ページ。児童館、勤労青少年ホーム、老人福祉センター、子育ていろいろ相談センターなどの取組みが紹介されている

区社協が担う在宅介護支援センターが基幹型在宅介護支援センターとして位置付けられました。平成14年度からは、その機能強化として、それまで本会が市内4か所の老人福祉センターで実施していた「高齢者電話相談事業」を区社協で実施することとし、電話相談員を区社協に配置転換しました。同時期に、「痴呆性等高齢者サポート事業」(後の認知症高齢者等サポート事業)が実施されました。

平成17年度からは、それまで基幹型在宅介護支援センターで実施してきた「高齢者電話相談事業」と「認知症高齢者等サポート事業」を包含した新事業として、「地域生活支援事業」が各区社協で実施されるようになりました。おおむね中学校区に1人の地域生活支援ワーカーを配置し、在宅介護支援センター(平成18年度からは地域包括支援センター)やあんしんさぽーと事業とも連携しながら、制度・分野にとらわれない総合相談機能、コミュニティソーシャルワーク機能を果たすことをめざし、平成24年度まで実施されました。

一方、平成18年度からは介護保険法の改正により、「地域包括支援センター」が設置されることとなり、これまでの基幹型在宅介護支援センターを転換し、区を圏域として、区社協が運営を受託しました。平成21年から、高齢者人口の多い区・圏域か

ら地域包括支援センターの増設が段階的に進められることとなり、現在の市内66か所の体制(うち25か所を区社協が受託)へとつながっています。

(2) 小地域福祉活動の推進

平成12年度から実施された「小地域ネットワーク活動推進事業」は、地域福祉活動が一層発展する契機となり、「ふれあい喫茶」や「子育てサロン」など、現在につながる活動が多く地域で立ちあがりました。

一方、大阪市では、平成3年から市独自の仕組みとして「高齢者支援システム」が構築され、平成17年度に、すべての住民を対象とした「地域支援システム」に再構築されました。同時に、システムの一環である地域ネットワーク委員会の支援、実務者会議の専門部会の事務局を、区社協が担うこととなりました。

当時、地域社協と地域ネットワーク委員会は活動内容や担い手の重複も指摘されていましたが、事業の名称変更・再編が重ねられるなか、区社協は両団体への支援を通じて、地域福祉活動の推進に努めました。その後、平成24年の市政改革以降、地域組織を取り巻く状況はさらに複雑になり、区ごと・地域ごとの多様化が進みました。

(3) 大阪市地域福祉活動計画と地域福祉アクションプランの推進

本会では平成16年に「大阪市地域福祉活動計画」を策定し、同時に行政計画として「大阪市地域福祉計画」が策定されました。両計画の中では、区レベルで参画と協働のしくみをつくる「地域福祉アクションプラン」を策定することとし、平成18年には24区で策定されました。この背景には、平成14年の大阪市社会福祉審議会「大阪市における今後の地域福祉のあり方について」の意見具申で、「市民にとって、身近な地域での実情に合った地域福祉を推進するしくみづくりのため、公私協働のアクションプランを、区レベルで策定する」

と明記されていたことがありました。

その後、平成21年に策定した「第2期・大阪市地域福祉活動計画」で、地域福祉アクションプランのこれまでの成果と方向性が示されるとともに、本会では、「地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業」(先駆的な取組みへの助成)、「地域福祉アクションプラン推進大会」(シンポジウム形式)、「地域課題解決プロジェクト事業」(事例を分析した報告書の作成)などを通じて行政と連携しながら各区の取組みを支援しました。

このような経過により、区における参画と協働が広がるとともに、計画については市政改革の影響による位置づけの変遷も経て、平成30年度から、新たに「大阪市地域福祉活動推進計画」の名称で第1期計画を策定し、現在、第2期計画(令和3～5年度)を推進しています。



本会設立60周年記念誌(平成24年3月発行)巻頭ページ。地域福祉アクションプランについて大きく取りあげている

10 組織運営の改革

本会は、大阪市の高齢者保健福祉施策の推進を担う過程で、多くの職員を採用しました。本会職員は、平成元年時点では417人でしたが、大阪市高齢者保健福祉計画が策定された平成5年には736人、ピーク時の平成10年には1,534人となりました。

た。これは政令指定都市の中でも最大規模でしたが、平成12年度からの介護保険導入により大きな転換を迫られ、事業の縮小・撤退、職員の削減や配置転換を図りました。

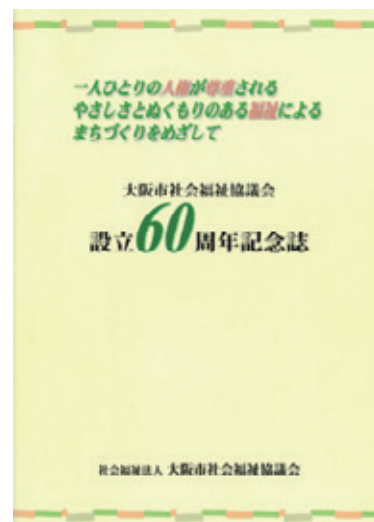
こうした経過のもと、社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、組織・財源のあり方を改革するため、平成16年には「市社協組織運営改革計画」を策定しました。同計画は、3年間で当初の目標をおおむね達成したものの、市政改革や財政状況の悪化、改正介護保険法の施行や指定管理者制度の導入など大きな変化が続き、より効果的・効率的で自律的な組織運営が求められました。

これを受けて、平成20～22年度からの3年間は新たな「市社協改革計画」を策定し、区社協と連携し地域福祉推進に向けた事業の充実と強化を図るとともに、多様な雇用形態の導入や、給料表の改定、内部監査の導入など、組織運営の改革に取り組みました。その後、「第3次市社協改革計画」の策定をめざして検討を進めるも、本会を取り巻く状況の変化により同計画は凍結となりました。

以後、平成24年からの市政改革により社協活動はさらに大きな影響を受けることとなりますが、平成26年に策定した「中期経営計画」をはじめ、現在に至るまで継続して組織基盤の強化に取り組んでいます。



本誌及び設立60周年記念誌(平成24年3月発行)についてはホームページ上に公開



Ⅱ | この10年間のあゆみ



ここでは、平成23(2011)年度から、直近10年間のあゆみをまとめています。

はじめに、大阪における社会福祉の歴史をふまえて、日本福祉大学 永岡正己 名誉教授(本会副会長)に、学識経験者の視点から寄稿いただきました。

大阪市社会福祉協議会の歩み —この10年を振り返って

日本福祉大学名誉教授
社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 副会長
永岡 正己



大阪市社会福祉協議会のこの10年の歩みは、地域社会の生活問題がそれまでにもまして顕在化し、地域福祉政策と実践が展開する中で、大きな変化の過程にありました。そして、この10年は2011年3月の東日本大震災に始まり2020年からの新型コロナウイルス感染拡大の状況に至る、日常とは異なる災害やパンデミックを経験した期間でもありました。

この間の動きを見ると、一つには、家族・地域社会・生活構造の変化があり、少子高齢化と介護をめぐる動向、認知症ケア、虐待や引きこもり、自死の問題、複合化する生活困難など、これまでの対応では解決できない課題が広がりました。またその背景として、新自由主義の下で自己責任や競争原理の強まり、景気後退と雇用情勢の変化、非正規雇用の広がりとその波及があり、貧困と格差が急速に広がったこともありました。

二つには、そのような状況に対して、介護予防や各分野にわたる自立生活支援の取り組みが始まり、地域包括ケアが進められ、地域共生社会の実現が目指されてきました。またこの間、大阪府・市政改革が進められ、地域組織や社協の運営にも大きな変化が見られました。

三つ目には、世界の潮流に呼応しつつ、障害者基本法などの実現、外国籍の人々、LGBTQの人々、ハンセン病患者家族の権利回復など、誰もが差別なく人権を守られ、尊厳、多様性が大切にされる社会が求められてきました。また、こども食堂、居場所づくり、生存権を守る活動も新たな展開を見せました。

そして四つ目には、新型コロナウイルス感染継続の事態の中で、医療・介護・教育・福祉等の連携や、地域での見守り、支え合いの大切さが改めて実感されます。住民・当事者の立場に立った情報伝達と活用支援、「つながる方法」の工夫がされていますが、どのように地域の絆を回復するか、病、孤立、痛み、不安を抱える人たちに支援を届けるか、生活の総合的課題が浮き彫りになっています。

ひるがえって、大阪市社会福祉協議会の原点を考えると、大阪市社協は、1951年3月に、社会福祉事業法にもとづき、全区社協設立を経て設立されました。その前史には、焦土の中から市民の生活援護に取

り組んだ大阪市市民援護会(1946年)の活動、萩之茶屋福祉会や大淀区社協の主体的組織化の動きなどがあり、さらに辿ると、公私にわたる先駆的な活動や組織が受け継がれてきた豊かな歩みを見ることができます。

市社協は「大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」(定款)を目的としますが、設立時にも「大阪市における…社会福祉の増進を図ること」が掲げられていました。この目的は一貫して目指されてきたものであり、各区社協活動、自治組織、各施設・団体をつなぎ、福祉教育の推進、ボランティア・市民活動の組織等、住民・当事者が必要とする事業展開を追求してきました。

その70年の歩みには、本誌に記されているように、住民・地域関係者が参加した「大阪市社会福祉地図」作成、保健福祉地区活動、住民主体にもとづく小地域社協活動、食事サービスや福祉のまちづくり、ボランティアビューロー開設、そして現在に至る各時代の努力があります。いま、委託事業をはじめ制度にもとづく事業が多くなっていますが、そうした事業を地域の視点から、さらに主体的に展開するとともに、住民・当事者のニーズを発見し、事業・活動を共に生み出してゆく創造性や、住民・当事者の声を代弁するアクション機能を高め、そして人間の尊厳と福祉の価値を確かなものとするのが大切なことと思われます。社会福祉のより良い豊かな仕組みを地域の中からどう発展させるか、そして社協らしさ、市社協らしさをどう発揮するか。これまでの歩みを振り返り、今日の苦難の中から、これからの福祉を創造したいと願うものです。

次ページからは、テーマごとにこの10年間のあゆみをふりかえります。



この10年間の あゆみ (概要)

1 東日本大震災と市政改革の影響を受けて

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、地震被害のみならず津波や原子力発電所の災害も加わり、甚大な被害をもたらしました。国において復興庁が設置され、行政が被災地復興に向けて取り組むなか、本会においても発災直後から被災地へ職員を派遣したほか、区社協と連携し、時間の経過とともに変化するニーズをふまえ、定期的な避難者交流会や里帰りボランティアバスを運行するなど、大阪市内に住む被災者への支援に継続的に取り組みました。

一方、少子高齢化の急激な進行に伴い、本格的な人口減少社会の到来や全世界的な景気の後退など、これまで以上に厳しい経済雇用情勢が長引くなか、大阪市においては、大都市制度を見据えた市政改革がスタートし、大阪市の施策・事業については「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の原則により、聖域なきゼロベースでの見直しがこれまでにないスピードで推し進められました。本会に対しても、これまでの「交付金」が事業補助と運営補助に整理され、運営補助は原則廃止となり、平成24年度予算では大幅に削減され、委託事業についても、競争原理がはたらくよう原則公募となりました。

大阪市では新しい住民自治の実現に向けた「市政改革プラン」の基本原則のもと、市全体での画一的な手法ではなく、各区が地域の実情に応じて主体的に取り組むため、めざすべき方向性を示す

「大阪市地域福祉推進指針」が平成24年12月に策定され、指針に沿って区地域福祉計画（地域福祉ビジョンなど）の策定が進められることとなりました。

本会においても、地域福祉を取り巻く状況や活動基盤に大きな変化を迎えるなかで、改めて地域福祉を推進・支援するうえで拠り所となる「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を平成25年3月に策定し、普遍的に大切にすべきポイントを示しました。

2 新たな基盤と再構築

このような状況のなかで地域に目を向けると、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりをめざし、地域を単位としてさまざまな活動主体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会の形成が進められました。本会は市内5ブロック中、2ブロックにおいて該当区社協と、りそな総合研究所株式会社による共同体で、地域活動協議会の形成・運営支援業務を受託、実施しました。また、これまで大阪市において、地域ネットワーク委員会の事務局として地域の会館を拠点に配置されていた「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」は平成24年度



新たな地域コミュニティ支援事業の報告会
(平成26年3月)

末で廃止となりましたが、住民に身近な地域で、住民と専門職をつなぐキーパーソンとして果たす役割は大きいことから、廃止以降、地域福祉コーディネーターを配置するなど、区ごとに独自の再構築の取組みが進められました。

本会では、行政と連携のもとに地域福祉の推進を図るため、平成26年3月に新たに大阪市と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を、各区社協においても各区役所との連携協定を締結し、以降、協定に基づき地域福祉活動支援事業（交付金事業）を実施することとなりました。このように状況が大きく変化するなか、本会においては自律的な組織運営体制の構築をめざし、より一層効果的・効率的な事業運営に努めるため、平成26年9月に平成30年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定し、地域福祉を取り巻く状況に対応しながら、自律した法人運営のもと、地域住民から信頼される社協をめざし、取組みを進めることとしました。

一方、これまで市・区社協においては、ボランティア活動の推進に取り組んできましたが、ボランティア・市民活動は、福祉分野を中心に、教育・文化、環境保全、災害支援、地域安全、まちづくり、人権擁護、国際協力など多様な分野に広がりを見せていたことから、ボランティア・市民活動の一層の推進、発展強化を図るため、本会では平成25年4月にこれまでの「大阪市ボランティア情報センター」から「大阪市ボランティア・市民活動センター」に名称を変更し、各区のボランティアビューローについても、住民主体のボランティアセンターをめざし、平成24年度から順次センター化を進め、令和2年4月をもって全区に設置されました。

3 複雑化・多様化する福祉課題への対応

国の動きをみていくと、こどもの貧困問題、ワー

キングプア、孤立死、自殺、ひきこもり、ホームレス、虐待、ごみ屋敷問題など、これまでの制度で対応しきれない多様な福祉課題・生活課題が広がるなかで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築がますます必要となりました。

また、増大する認知症高齢者を支援するため、平成27年には新オレンジプランが策定され、以後、各区においては、認知症初期集中支援事業が開始され、認知症強化型地域包括支援センターが設置されました。

平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」施行に先行して、大阪市において生活に困りごとを抱えた方を包括的・継続的に支援する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が平成25年10月から3区で実施されました。平成27年度からは全区で実施され、23区社協（当時は単独受託13区、共同体受託10区。現在は単独受託14区、共同体受託9区）で受託することとなりました。同じく平成27年4月に、孤立死や認知症高齢者の行方不明などの深刻な課題に対応するため、市内全域で「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が始まり、24区社協に見守り相談室が設置され、本会においても事業の円滑かつ効果的な推進を支援しました。

また、平成27年4月の介護保険制度の改正によ



地域福祉シンポジウムで居場所づくり事例を共有
（平成29年2月）

り、地域支援事業に生活支援体制整備事業が新たに位置づけられました。大阪市においては平成27年度にモデル事業として「生活支援コーディネーター配置事業」(3区)がスタートし、平成29年度には、「生活支援体制整備事業」として全区で実施することとなりました。事業を受託する各区社協では、介護予防や生活支援、居場所づくりなど、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進しています。

さらに、平成27年10月からは大阪市の一般介護予防事業として、高齢者の生きがいや介護予防につなげることを目的とした「大阪市介護予防ポイント事業」を受託、実施しています。

4 地域共生社会をめざして

国の動きでは、就労形態の多様化や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化やこどもの貧困など、福祉課題が一層複雑化・多様化するなか、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの仕組みへの転換が求められることとなりました。

また、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉の各分野の計画の共通事項や横断的な上位計画と位置付けされました。大阪市においても、各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)は重要としながら、各区共通の課題や市域全体で取り組むべき課題に対応するため、「大阪市地域福祉基本計画」が平成30年3月に策定されました。

本会においても、これまでの取組みを体系的に整理し、地域福祉の推進状況を検証し「地域共生

社会」をめざすべく、地域住民をはじめとする多様な主体や団体が取り組むうえでの視点の再確認とこれからの展開に向けた方向性、地域福祉活動を推進する社協を含む民間団体の役割をまとめた「大阪市地域福祉活動推進計画」を平成30年3月に策定しました。

5 新たな福祉課題への対応

全国的にひとり親世帯の増加や貧困の連鎖、社会的孤立が大きな課題となるなか、平成28年に「大阪市子どもの生活に関する実態調査」が実施され、こどもを取り巻く状況や課題が明らかになりました。本会においても、平成30年度から「地域こども支援ネットワーク事業」を開始し、こども支援団体に関する調査を実施し、こども食堂や学習支援など区社協と連携したこどもの居場所づくりの推進と社会全体でこどもを支える仕組みを構築しています。社会福祉法人や企業、地域住民から活動資金の協賛を得ながら進める枠組みを構築し、児童福祉施設を拠点とした専門相談やこども食堂への支援物資の需給調整など、地域とともにこどもたちを支える社会の実現に向けて社協の強みを活かして事業を展開しています。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、本会では平成28年度から「ひとり親家庭高等職業訓



地域こども支援ネットワーク事業シンポジウム
(平成30年11月)

練促進資金貸付事業」を新たに実施しました。

平成29年4月の改正社会福祉法の施行に伴い、本会においては、内部管理体制の基本方針の策定、会計監査人の設置など法人運営の透明性の向上に取り組むとともに、法改正により責務化された社会福祉法人の地域における公益的な活動をより一層推進するため、市内の社会福祉法人や施設への支援としてガイドブック作成や実践事例の共有などをおこないました。

6 災害及び新型コロナウイルス感染症の拡大と生活への影響

平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震や7月の西日本豪雨災害、9月の台風21号、令和元年10月の台風19号と毎年のように日本各地で自然災害が発生し、大阪市内でも大きな被害がもたらされました。本会では、職員派遣やボランティアバスの運行など、災害ボランティアセンターの運営支援や被災者支援に取り組みました。

一方、令和2年から3年にかけて、世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療や経済、教育、地域活動など、人々の生活に大きな影響をもたらしました。休業や失業などにより経済的な困窮世帯が増大したことを受け、生活福祉資金の新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の貸付などの対応に市・区社協が一体となって取り組みました。

また、地域活動の継続が困難になるなか、民生委員児童委員協議会などの協力を得て、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施し、コロナ禍における不安や困りごとの実態を把握しながら安否確認や見守り活動をおこないました。さらに、コロナ禍での活動の継続や再開、代替策などを検討する際の視点をまとめた「コロナの中でもつながる方法」を作成し、支援を進めてき

ました。新たな生活様式をふまえた事業展開が求められ、急速にICTの活用が進み、市・区社協においてもオンライン会議・研修を実施することとなり、地域においても徐々に活用が進みました。

これまでも社会情勢や政策の変化をふまえ、市・区社協は多様な取組みを進めてきましたが新たな課題解決に向け、住民やさまざまな機関や団体との協働により、積極的に取り組み、あゆみを進めていきます。



コロナの中でもつながる方法(令和2年9月)



1 市政改革による地域福祉活動への影響

大阪市では、おおむね小学校区を単位として地域(地区・校下)社会福祉協議会(以下、「地域社協」という。)が組織され、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンなどの住民主体による地域福祉活動が継続して取り組まれてきた歴史があります。

大阪市では平成24年7月に市政改革プランが策定され、おおむね小学校区の圏域で、地域活動協議会(以下、「地活協」という。)が形成されるとともに、各区で特性に応じた施策の展開(区独自事業の立案、全市で実施される事業のカスタマイズなど)が進みました。

また、地域社協と同じく、おおむね小学校区に設置されていた「地域ネットワーク委員会」では、地域会館などを拠点として「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」が配置され、地域住民と福祉専門職のつなぎ役を担ってきましたが、平成24年度末をもって廃止となり、平成25年度以降は、区施策による再構築に委ねられることとなりました。以後、区の判断により、地域福祉コーディネーターなどが設置されています。

高齢者食事サービスは、市域共通の補助金制度のもとで発展してきましたが、市政改革プランにより見直すこと(区ごとに再構築)となり、現在は各区から地活協への補助などにより活動が実施されています。本会で実施していた大阪市高齢者食事サービス連絡協議会、ボランティア研修会、

実施状況を取りまとめた報告書の作成などは平成24年度で終了しました。最後の研修会には778人が参加し、「大阪における食事サービス活動の意義と役割」をテーマに、制度が変わるなかでも食を通じたつながり・見守り活動を継続していくことの大切さを確認しました。



平成24年度 高齢者食事サービスボランティア研修

2 「新たな地域コミュニティ支援事業」の推進

市政改革プランの方向性に沿って、大阪市委託事業「新たな地域コミュニティ支援事業」として、地活協の形成・運営支援を担う中間支援組織の業務委託(平成24年10月～26年3月)が市内5ブロック単位(4～6区ごと)で公募されました。

市・区社協では、各ブロック単位でそれぞれ共同体を結成して応募し、うち2ブロック(第1ブロック:北区、都島区、福島区、淀川区、東淀川区／第5ブロック:阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区※、平野区、西成区)で、本会(代表団体)、該当区社協、りそな総合研究所株式会社による共同体が受託しました。(※東住吉区のみ受託期間は平成24年10～11月)

地活協は、おおむね小学校区で、地域団体・NPO・企業などさまざまな活動主体が幅広く参画することをめざし、地域課題への対応や地域の活性化に取り組む自律的な地域運営の仕組みです。それまで地域社協をはじめ各種団体ごとに交付さ

れていた補助金は、いわゆる「一括補助金」として、地活協への補助におおむね一本化されました。

地活協の形成は、平成24年度後半の半年間という極めて短期間で進めることが求められ、地域社協をはじめとする各種地域団体との関係性や、部会体制などについても十分に整理できないなかで、多くの地域が地活協の運営を開始することとなりました。

事業実施にあたっては、本会とりそな総合研究所株式会社がスーパーバイザーを担い、該当区社協が区役所内に「まちづくりセンター支部」を設置し、アドバイザー及び地域まちづくり支援員を配置しながら、「地域編集」という手法を用いて、地域課題＝「やるべきこと」と、住民や地域団体、企業やNPO、学校や社会福祉施設などが持つ「強み(資源)」を、対話を通じて整理・分類し、組み合わせることで「協働」による地域課題解決を図りました。多様な主体へのヒアリングの実施、地域団体・企業・NPOなどの交流会の開催、地域と多様な団体との協働の支援を積極的に展開し、この蓄積が後の地域福祉活動の推進にもつながっています(※)。

平成26年度から、まちづくりセンターは区ごとの委託事業(あるいは直営)となり、大半の区で他事業者が担っています。

※詳細は、大阪市社会福祉研究(第37号)掲載「協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ～社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性～」参照

3 区社協・地域福祉活動の変遷とその取り組みへの支援

市政改革により地域福祉活動を推進する市・区社協、地域社協の役割についても、見直しが迫られることとなりました。

平成24～25年度時点では、地活協と地域社協の関係性、社協としての地活協への支援、地域福祉

コーディネーターなどの配置に係る区独自事業の実施状況などが課題となりました。こうしたなかで、本会では各区社協への調査や、情報交換会などを重ねながら、「地活協運営のなかでも地域社協を存続させていく必要がある」というメッセージを含めて、平成25年9月に「大阪市におけるこれからの地域社会福祉協議会の展開～地域活動協議会との重層的活動にむけて～」と題した報告書を作成しました。

平成25年度末に、本会と大阪市、各区社協と各区役所は「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、平成26年度以降、協議の場を持ちながら、ともに取り組みを進めていくと同時に、市・区社協が社会福祉法に基づく地域福祉推進の役割を果たすため、「地域福祉活動支援事業」(交付金)が位置づけられました。同じく平成26年度から、本会では、区担当制を導入し、24区社協の事業推進について支援・調整しています。

平成27年度からは、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」、平成29年度からは、「生活支援体制整備事業」(モデル事業は平成27年度から公募事業として実施)について、いずれも特名随意契約による委託事業として全区社協が受託することとなりました。このように順次24区社協が共通して担う事業とともに、あわせて公募などにより実施する事業や区の特性に応じた取り組みが追加され、区ごとの事業実施体制が構築されています。

こうした事業を通じて、これまでの継続されてきた活動とともに、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくり、要援護者名簿を活用した地域における見守り活動の推進、さまざまな形で介護予防・生活支援の取り組みなど、多様な実施主体・活動形態による地域福祉活動が広がりを見せています。

4 職員研修、シンポジウムなどの開催

本会では、さまざまな区社協職員研修を開催していますが、中でもコミュニティワークに関する研修はこの10年間で段階的に発展させてきました。平成23年度の「福祉活動専門員研修」では、事例シートを用いて、区社協による地域への支援方針を提案する連続研修を実施し、平成24年度には事例のふりかえり様式を取り入れました。その後も研修を通じた事例作成、様式の精査を重ね、平成29年度から地域福祉活動支援事業の評価様式の一部（地域支援計画様式、地域支援ふりかえり様式）として位置付けられました。平成29年度から令和元年度にかけては、支援事例を少数区で検討する「中間報告・相談会」を開催したほか、令和元年度にはこれまでの蓄積の集

大成として職員向けテキスト「地域支援の参考書Ver.1.0」を作成しました。令和2年度には同参考書を研修教材として活用するとともに、Ver.2.0に更新するなど、研修開催にとどまらない取組みにつなげています。

また本会では、広く市民・関係者に、地域福祉推進の方向性や実践事例を発信する場を継続して開催しています。平成25年度は「生活困窮・社会的孤立を考えるシンポジウム」、平成26年度は「生活支援サービスを考えるシンポジウム」として、制度動向や先進事例をタイムリーに共有しました。平成27年度からは、制度・施策の変化のなかでも変わることがない、地域福祉活動の意義と可能性を共有するために、「地域福祉シンポジウム」を開催しています。

地域福祉シンポジウム テーマ一覧

開催年度	テーマ
平成27年度	地域で創る つながり・ひろがり・ささえあい
平成28年度	おたがいさまでつながる 地域の居場所
平成29年度	身近な地域で 気づく・つなぐ・話し合う
平成30年度	第1部：防災は自助・互助・協働のまちづくり 第2部：地域福祉の担い手を広げる
令和元年度	小地域福祉活動の推進と今後の展開

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止



平成29年度 区社協職員研修 コミュニティワーク基礎編



令和元年度 地域福祉シンポジウム

5 大阪市地域福祉活動推進委員会を通じた取り組み

本会では、地域福祉活動を推進するために、平成16年3月に「大阪市地域福祉活動計画」、平成21年3月に「第2期・大阪市地域福祉活動計画」を策定しました。平成16年4月以降、区社協や社会福祉施設、社会福祉活動の実践者、学識経験者などの委員で構成する「大阪市地域福祉活動推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置し、計画を推進しています。

これらの計画は大阪市地域福祉計画（行政計画）と車の両輪として連携するもので、各区においては、区社協と区役所が合同事務局となり、住民の参画と協働による「地域福祉アクションプラン」が策定され、平成18年度から推進されました。

推進委員会では、「参画型評価」の仕組みを導入し、各区での「ふりかえり会議」を提案、全市の傾向を分析・共有するなど、その推進を支援してきました。

平成24年度からは市政改革により地域福祉活動の基盤が大きく変化し、改めて地域福祉活動の意義を明確にすることが必要となり、平成25年3月に「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定しました。これは、あらゆる地域福祉活動を推進・支援するうえで拠り所となる、普遍的に大切にすべき6つのポイントをまとめたもので



地域福祉活動をすすめるための大切な視点

す。当時、区ごとの施策が非常に重視されていたため、市域での活動計画は策定しませんでした。活動の大切さを確認し続けるための「視点」という形で発信しました。

その後、推進委員会では「地域福祉活動推進支援プログラム」として、支援を希望する区社協の方針検討を継続的に支援したほか、平成27年3月には、区ごとの地域福祉計画・ビジョンなどの策定が進む状況を踏まえ、「区における地域福祉のしくみづくりを推進するために」を策定しました。

このような経過のなかで、「地域福祉アクションプラン」は、区の新たな計画・ビジョンへの継承、発展的解消に伴う部会のグループ化や他の会議体との統合、あるいは引き続き活動推進されるなど、区ごとに形が変わりましたが、一連の取り組みを通して、それまで地域福祉に関わりの少なかった人が新たに活動に参画する、地域団体や社会福祉施設、NPOなどが新たに協働関係を構築するなど、地域の福祉力を高める契機となりました。

6 新たな「地域福祉活動推進計画」へ

平成28年度から推進委員会の役割を整理し、新たに企業・教育関係者などを委員に迎え、より幅広い見地から協議する委員会に再編しました。そして、実際の活動を具体的に推し進めるツールが必要であると話し合い、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を作成しました（平成29年度から令和2年度まで計6テーマを作成）。同時に、大阪市が新たに地域福祉基本計画を策定する動きと合わせて、平成30年3月に「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」にまとめた基本理念・視点を継承しながら、①地域福祉を担う人を広げる（担い手）②人が集い・つながる場を広げる（居場所）③地域で見守り・気にかけて合う関係を広げる（見守り）という3つの重点目標を設定し、「市社協が中心となり進める事項」として、12の事業を掲げました。



第1期 大阪市地域福祉活動推進計画

※詳細は、本会ホームページ掲載の「大阪市地域福祉活動推進計画の評価の手引き」「第1期 大阪市地域福祉活動推進計画に係る 評価のまとめ(平成30年度～令和2年度)」参照

この計画は、区・地域などで展開される地域福祉活動を、市域から推し進める性格であることから、“活動計画”ではなく、“活動推進計画”という名称とし、これを第1期計画として、令和3年3月には「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。検討にあたっては、区社協事業との連動性を強めるため、区社協職員を中心とした策定

計画期間の3年間(平成30年度～令和2年度)を通して、独自の様式を使って、12項目ごとの評価指標を設定し、評価会議により評価・検証し、取組みを推進しました(※)。

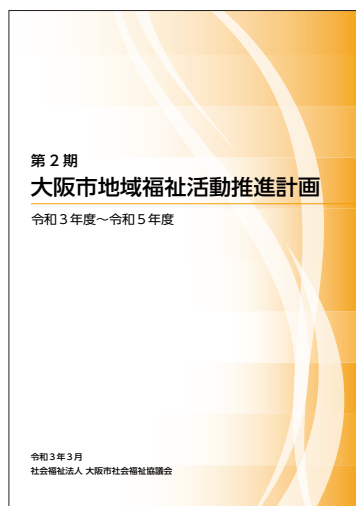
会議を設置しました。新型コロナウイルス感染症の影響もふまえ、地域福祉活動の3つの基本目標(①場づくり・つながりづくりを絶やさない②見守りと生活支援・相談支援に取り組む③参画と協働による地域づくりを拡げる)のもと、24区社協共通の実践項目、その後方支援を図るために、本会の実施項目を設定しました。

第2期計画では、第1期計画で市社協項目を中心に実施した「評価の仕組み」を発展させ、区社協ごとの実践について「推進方針の設定→実施→ふりかえり→反映」という推進サイクルを構築

することをめざしています。

今後、計画に掲げる基本目標の実現に向け、市・区社協がより計画的に実践できるよう、社協総体で強化を図ります。

Z



第2期 大阪市地域福祉活動推進計画



大阪市地域福祉活動推進委員会(令和2年度)

参画と協働のための地域福祉ガイドブック一覧

発行年月	テーマ
平成30年 3 月	①身近な地域で気づく・つなぐ・話し合う
	②わかもの×地域 -10～20代が地域に触れる・活動に参画するためのコーディネート-
	③社会福祉法人の地域における公益的な活動 -参画と協働の方策-
平成31年 3 月	④見守り活動のちょこっとお助けブック
令和 2 年 3 月	⑤企業・商店×地域 -つながる・ひろがる地域貢献活動-
令和 3 年 3 月	⑥コロナでどうする？居場所・サロン活動



計画・ガイドブックはこちらから
URL https://www.osaka-sishakyo.jp/suisin_keikaku/



1 ボランティア・市民活動センター化

平成22年度、本会が運営する大阪市ボランティア情報センターでは、「ボランティアビューロー・ボランティア情報センターの発展・強化に関する計画」としてビューローのセンター化の方針をまとめ、大阪市全体で住民主体のボランティアセンターをめざす取組みを進めました。

平成25年度に、市民がこれまで以上に気軽に利用でき、親しまれるセンターとして、市域のボランティア・市民活動を推進するため、「大阪市ボランティア情報センター」から「大阪市ボランティア・市民活動センター」に名称変更し、新たな一歩を踏み出しました。同時に各区ボランティアビューローもセンター化を進め、平成24年度の東成区と住吉区のセンター開所を皮切りに、平成25年度に4区、平成26年度に8区、平成27年度に1区、平成28年度に5区、平成29年度から令和元年度には毎年1区、そして令和2年4月の住之江区をもって、全区にボランティア・市民活動センターが設置されました。

同時に、平成24～26年度の3年間、ボランティア活動振興基金による「ボランティアセンター整備支援事業」助成を実施し、区ボランティアビューローのセンター化を費用面においても支援し、より地域社会に密着した市民参画や地域社会における自治・連帯の輪を広げていくことをめざしました。

平成27年度には、第1回となる市・区ボランティア・市民活動センター運営委員長会を開催

区ボランティア・市民活動センター開所状況一覧

平成24年度	東成区、住吉区
平成25年度	生野区、北区、福島区、都島区
平成26年度	西淀川区、淀川区、港区、東住吉区、此花区、天王寺区、東淀川区、西成区
平成27年度	平野区
平成28年度	旭区、浪速区、西区、大正区、阿倍野区
平成29年度	城東区
平成30年度	中央区
令和元年度	鶴見区
令和2年度	住之江区



大阪市ボランティア・市民活動センター事業開始式
(平成25年4月)

し、それぞれのセンターの活動状況を共有し、情報交換しました。以後、開催を重ね、市と24区のボランティア・市民活動センターが、同じ方向で活動を推進するための場となっています。

昭和62年に大阪市ボランティアセンターが開設されてから、開設30周年を迎えた平成28年度に、記念事業プロジェクトメンバーの協力のもと、城東区のナーシングアート大阪(大阪府看護協会)を会場に、開設30周年記念事業「あんなこんな 誰でもできるでボランティア～情報と連携で社会参加を！～」を開催しました。北は北海道から南は沖縄県まで全国各地から350人が参加し、9つの分野を専門的に討議する分科会でお互いを高め合いました。また、大阪市立工芸高校の協力によりセンターのキャラクター「おくばっくん」が誕生し、センターの顔となって、今も活躍しています。

このような記念事業を経て、今後、すべての市民・住民がボランティア・市民活動にいきいきと参画できるように取り組みを進め、情報の収集・



大阪市ボランティア・市民活動センターのキャラクター「おくばっくん」



大阪市ボランティアセンター開設30周年記念事業(平成29年2月)

発信を充実させるとともに、ネットワークや連携を広げ、一人も置き去りにしない地域社会の構築をめざして取り組みを進めていきます。

2 ボランティア体験の変遷

平成5年から、大阪市ボランティア情報センターでは、こどもたちを中心に、障がい者や高齢者などとの出会いや体験を通じて、思いやりの心や命の尊さについて考えることを目的に、大阪市、社会福祉施設や教育機関、ボランティア団体などと連携し、ボランティア体験事業を実施してきました。

このようななか、平成24年度には市政改革による事業の見直しに伴い、これまでと同規模の事業実施が厳しくなり、平成24、25年度の2年間は、自主事業として継続しました。その後、ボランティア体験事業の区での展開や、インターネットの普及を踏まえたウェブを活用したボランティア・市民活動の情報発信へのシフトを見据え、平成25年度をもって同体験事業は終了しました。21年間での実績は、受入施設・団体数延べ4,648団体、参加者数は延べ30,785人となっています。

現在、市民が気軽にボランティア・市民活動の情報を検索しやすくなった反面、あふれかえる情報のなかで選択できず、参加の機会を失う人も少なくありません。特に一人では情報を取得して行動を起こすことが難しい低年齢層に向けたアプローチは、福祉教育・ボランティア学習の推進のひとつとして社協が積極的に取り組む必要があります。

今後、地域共生社会の実現に向けて、社協らしいボランティア・市民活動の体験の場を創出・提供する事業を新たな形で取り組んでいきます。

3 市委託事業を通じた多様な取組みの推進

本会ではボランティア・市民活動の推進に向けて、市委託事業を積極的に受託・推進してきました。平成28年度、これまで受託してきた「NPO・ボランティア活動推進支援事業」と「大阪市地域貢献活動マッチングシステム運営事業」が、「大阪市民活動総合支援事業」に統合されました。これは市民、市民活動団体、企業など誰もが公共の担い手として市民活動、社会貢献活動に参画しやすい環境づくりを目的とした事業であり、これまでの事業推進を通じて得た多くの活動団体とのつながりを継続するとともに、ウェブシステムを活用した情報発信を強化しました。

上記とともに推進してきた大阪市民活動総合ポータルサイトの運營業務では、本会と特定非営利活動法人 若者国際支援協会が共同体を形成し、大阪市内のボランティア・市民活動に関する情報発信を進めてきましたが、令和2年度をもって一連の事業受託は終了しました。

事業を通じて活動団体に実施した調査のなかで、支援が必要な団体の存在が明らかになり、また、24区すべてにボランティア・市民活動センターが開所したことを機に、市・区社協一丸となって「社協のボランティアセンター」としての強化により一層注力していくこととしました。

4 大阪市ボランティア活動振興基金の再構築

平成26年度、増大する地域福祉課題に対応し、民間の柔軟な発想を活かして「福祉ボランティア先進都市おおさか」をめざすため、ボランティア活動振興基金を再構築しました。具体的には、原資から市費7億5千万円を市に返還するとともに、作業部会を設置し、「大阪市福祉ボランティア人材育成プラン」に基づき原資を取り崩し助成する

こととし、平成27年度から「これからの福祉ボランティアを活性化する助成事業」を実施しました。

再構築から5年が経過した令和元年度、活動団体に調査し、実態に沿う助成枠の見直しを検討しました。この結果、より効果的な支援となるよう、「福祉ボランティア活動支援事業」に改編しました。また、福祉ボランティア活動のさらなる活性化をめざして、「助成金交付式」を開催し、交付団体同士のつながりづくりを支援しています。

今後は、より地域に根ざした活動を継続するための支援の仕組みを区社協とともに構築していきます。

5 ボランティア・市民活動情報誌「COMVO」発行

ボランティア・市民活動情報誌「COMVO」は、多くの市民により身近にさまざまなボランティア・市民活動に関する情報を届けるため、平



COMVO第200号(2015.10月号)

成6年に創刊して以降、公的財源や広告料、共同募金助成金などを財源として発行してきました。

平成24年度、市政改革により市補助金が凍結され、一時休刊を余儀なくされましたが、以後も発刊を続け、市民ボランティア記者養成講座修了生の参画も得ながら、平成27年度には200号を発行しました(毎号40,000部発行)。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発出されるなど、多くのボランティア・市民活動が自粛を余儀なくされるなか、コロナ禍でも動きを模索するボランティア・市民活動の状況を、発信し続けてきました。

今後も、ボランティア活動は特別なことではなく、誰もがができる楽しみや学びであると同時に、市民社会の実現の第一歩であることを発信し、ひとりでも多くの市民にボランティア・市民活動の魅力を届けていきます。

6 こどもの居場所づくりの支援

ー地域こども支援ネットワーク事業の推進ー

こどもを取り巻く課題として、政府が平成21年に初めて相対的貧困率を公表したことにより、見えない貧困層の存在が社会的に認知され、こどもの貧困問題が取りあげられるようになりました。

平成28年度、大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪ボランティア協会が発起団体となり、こどもの貧困などの課題解決に取り組むNPOとゆるやかなネットワークを形成して、より大きな市民運動につなげることを目的に、第1回「地域児童支援NPO連絡会(仮称)」を開催しました。その後、同連絡会の運営を含めて、新たに本会独自事業として、平成30年度から「地域こども支援ネットワーク事業」を開始しました。

こどもに関する課題を「他人事」ではなく、一人ひとりが「我が事」と捉えていくことをめざし、社



地域こども支援ネットワーク事業
のシンボルマーク

会全体で“こども”を支える仕組みづくりをおこなっています。具体的には、こどもの居場所づくり活動をおこなっている団体間の連携促進や、社会福祉法人(児童福祉施設)の協力を得た物資の需給調整、講座やシンポジウムの開催、活動状況に関する調査、企業の地域貢献活動のコーディネートなどに取り組んでいます。

地域こども支援ネットワーク登録団体は、平成30年度に88団体、令和元年度に130団体、令和2年度には176団体と着実に増加しています(令和3年7月末時点194団体)。今後も、より身近な地域でこどもの居場所が広がるよう、各区社協とも連携しながら支援していきます。



地域包括ケアシステムの捉え方
(出典:厚生労働省ホームページ)

1 地域包括ケアに関する全国的な動向

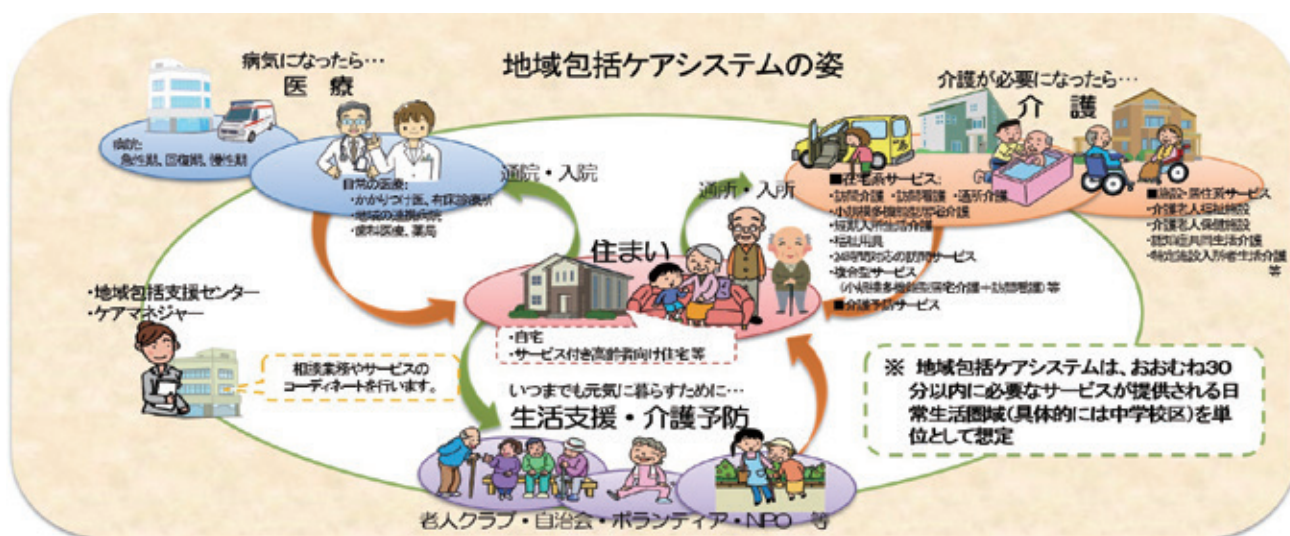
平成18年4月に地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として「地域包括支援センター」が設置されました。「地域包括ケアシステム」とは、「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制」のことです。

平成27年の介護保険法改正では地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターに「地域ケア会議の推進」が位置付けられ、認知症施策の推進(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員など)や、生活支援サービスの体制整備(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置など)、そして、在宅医療と介護の連携推進、さらには「新しい介護予防・日常生活支援総合

事業」が取り入れられ、大阪市においてもその動きと連動して事業の新設・拡充が進みました。

医療や介護の担い手が不足する一方で、医療や介護を必要とする高齢者は増加すると考えられています。高齢者世帯や単身高齢者がさらに増加するなか、できる限り元気で過ごし、高齢者自身も他者を支え、生活支援の担い手にもなることができるような取り組みや、多様化するニーズに合わせたさまざまなサービスの創出が求められています。また、今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域における生活を支える取り組みが重要です。

このような動向のなか、本会及び24区社協では、さまざまな側面から「地域包括ケア」に関わる事業を推進しています。



地域包括ケアシステムの姿(出典:厚生労働省ホームページ)

2 地域包括支援センターの運営と機能の広がり

地域包括支援センターが設置された平成18年度当時は、24区社協が区全域を担当する地域包括支援センターを運営し、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防のための援助など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進に努めてきました。その後、高齢者人口概ね1万人に1か所の地域包括支援センターが設置されることとなり、平成21年度以降、段階的に増設・分割されました。事業者は公募により選定され、令和3年4月時点で大阪市内66か所のうち25か所(住吉区のみ2か所、他の23区は1か所ずつ)を区社協が受託しています。

一方、認知症高齢者などの急増に対応するため、平成26年度に認知症初期集中支援事業がモデル事業として実施され、平成28年度に全区実施された後、平成29年度に各区1か所の地域包括支援センターが、各区の認知症施策推進の中核となる「認知症強化型地域包括支援センター」に位置付けられました。地域や関係機関と連携して、若年性認知症を含む認知症の人やその疑いがある人への初期集中支援の実施、認知症の啓発活動や講演会、相談会など地域の特性を活かした活動に取り組んでいます(令和3年4月時点で市内24区のうち、10区は区社協が受託／福島区・西区・天王寺区・浪速区・東淀川区・生野区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住吉区)。令和2年度からは、認知症の人が安心して生活できるまちづくりをめざし、「オレンジサポーター地域活動促進事業」として、「ち〜むオレンジサポーター」の立上げや活動支援を通じて、認知症の人や家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターをつなげることをめざしています。

なお、本会では平成21年度から、「認知症対策連携強化事業」を受託し、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターの連携体制を強化し、認知症の医療と介護が切れ目なく提供できる体制

をめざした事業を推進してきましたが、平成27年度をもって市の委託事業が終了し、その役割は現在、各区の認知症強化型地域包括支援センターに引き継がれています。

以上のように、地域包括支援センターが担う事業はより広くなり、地域の課題に対応した地域包括ケア推進の中核的な存在として、求められる役割は年々大きくなっています。

3 市域における連絡調整と認知症の人や家族介護者を支えるための取組み

本会では「地域包括支援センター連絡調整事業」を受託し、市内すべての地域包括支援センターの連絡調整や機能強化に努めています。

地域包括支援センター管理者会を毎月開催して、事業運営に必要な情報提供や情報共有するとともに、ワーキングを通じた業務別マニュアルの



認知症カフェ「マロンカフェ」(大正区)

作成、階層別研修(基礎・発展・管理者)などを実施しています。

また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成することで、認知症サポーターの養成を促進するとともに、実際の活動につなげるためのステップアップ研修を実施しています。

さらに、認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体を「オレンジパートナー企業」として登録し、ホームページで周知するとともに、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場(認知症カフェ等)」への支援を進めています。

家族介護支援として、大阪市介護家族の会連絡会の事務局や、認知症介護者研修会なども開催しています。

4 各区における「生活支援体制整備事業」の推進

各区社協では、高齢化が進むなか、地域のなかでつながりをもって元気に暮らし続けること、また生きがいをもって活躍することができるよう、さまざまな活動やネットワークを創出・構築する事業として、大阪市から「生活支援体制整備事業」を受託し、推進しています。

平成27年8月に3区社協(港区・鶴見区・住之江区)のモデル事業から始まり、平成28年9月には5区社協(此花区・東成区・生野区・東住吉区・平野区)が追加され、平成29年10月から全24区社協で展開され、高齢者の介護予防・生活支援・居場所づくりのための多様な取組みが推進されています。令和3年度からは、事業が拡充し、第1層生活支援コーディネーター(各区1人)に加えて、第2層生活支援コーディネーター(日常生活圏域:市内66地域包括支援センターの圏域に各1人)が配置される体制となりました。

本会では、生活支援体制整備事業連絡会や研修



大阪市における生活支援コーディネーター実践事例集
(令和元年9月)

会を実施するほか、令和元年度には「大阪市における生活支援コーディネーター実践事例集」の発行を通じて実践事例を可視化・発信するなど、各区社協の事業推進を後方支援しています。

5 「大阪市介護予防ポイント事業」の受託・推進

本会では、平成27年10月から、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、外出機会の増加や社会参加の増進を図り、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的に「大阪市介護予防ポイント事業」を受託・実施しています。

この事業は、介護保険施設・保育所などで対象となる活動(話し相手や花壇の手入れなど)をおこなうことでポイントが貯まり、換金できる仕組みです。令和3年7月末時点で、2,991人の活動者が登録しています。

平成30年7月からは、「施設活動コース」に加え、支援を必要とする方の自宅で活動する「在宅活動コース」が始まりました。

事業の広報誌(ポイントトリレー通信)の作成(年4回)や、活動者同士が交流する場づくりとして「活動者交流会」を市内5ブロックごとで実施することにより、活動者のニーズの把握やモチベーション向上に取り組んでいます。

に、福祉・保健・医療・法律の各分野の専門相談員による助言の提供や、専門相談員が利用者及び事業者から聞き取りをおこない解決を図る専門相談をおこなっています。

また、地域包括支援センターなどとの連携により、介護保険サービスの質の向上に向けて取り組んでいます。

大阪市 介護予防ポイント事業

事業の概要

介護予防ポイント事業は、事前に研修を受けて登録した **65歳以上**の方が、介護保険施設や保育所対象となる活動をおこなった場合に、**ポイントが貯まり**、貯まったポイントは**換金**することができます。

外出の機会の増加、社会参加の推進を図ることで、**生きがいづくりや介護予防**をめざします。

健康のために何か始めたい

誰かの役に立ちたい

施設活動コース

活動内容は「ちょっとしたお手伝い」

介護保険施設で

- 施設利用者の話し相手
- 園芸(草木の手入れ)
- 演芸の披露(楽器の演奏、歌など)

保育所等で

- 行事、遊びなどの補助
- 登降園児の見守り
- 園庭の手入れ

他にもいろいろな活動がありますよ!

お問合せ・申込先 大阪市社会福祉協議会 介護予防ポイント事業担当

所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話 06-6765-5610 FAX 06-6765-3512

メール kypoint@osaka-sishakyo.jp

ホームページ <https://www.osaka-sishakyo.jp/lp/kypoint/>

大阪市介護予防ポイント事業チラシ

おおさか介護サービス相談センターだより 第36号

介護保険サービスの利用で悩んだら、聞きたいことはありますか?

相談の流れ

利用者・事業者からの相談

専門相談員による一般相談(無料相談)

専門相談員による専門相談

専門相談員による相談

介護保険サービスの利用で悩んだら、聞きたいことはありますか?

介護保険サービスの利用のポイント

通所介護(デイサービス)

この10年間は、介護保険サービスの利用が急増しています。介護サービスは、介護保険サービスの利用が急増しています。介護サービスは、介護保険サービスの利用が急増しています。

介護保険サービスの利用が急増しています。介護サービスは、介護保険サービスの利用が急増しています。介護サービスは、介護保険サービスの利用が急増しています。

おおさか介護サービス相談センターだより第36号(令和3年9月)

6 「おおさか介護サービス相談センター」の運営

おおさか介護サービス相談センターは、介護保険サービスにかかる中立・公正な苦情相談窓口として、平成12年10月に設立され、平成20年度から本会が受託・運営しています。

介護保険の被保険者やサービス利用者、介護サービス提供事業者からの相談などに対して、電話や来所などによる一般相談をおこなうとともに



1 地域における要援護者の見守りネットワーク 強化事業の推進

大阪市では、平成17年度から各区社協で地域生活支援ワーカーを配置する「地域生活支援事業」が推進され、制度・分野にとらわれない総合相談機能、コミュニティソーシャルワーク機能を果たすことをめざし、平成24年度まで実施されました。

その後、平成25～26年度は「コミュニティソーシャルワーク推進(地域生活支援)事業」として公募され、22区社協がブロック単位で共同体を結成して受託しました(西淀川区、東住吉区は区役所直営)。

一方、大阪市内では、社会的孤立の課題が大きくなるなか、孤立死問題や、災害時の避難支援を視野に入れた要援護者情報の共有、認知症の人が行方不明になった場合の早期発見などが大きな課題となっていました。こうした背景に基づき、先に述べた事業のコミュニティソーシャルワーク機能も包含した事業として、平成27年度に「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が開始され、各区社協が受託しています。

各区社協で見守り相談室を設置し、区の規模に応じて、見守り支援ネットワークを配置し、3つの機能を推進しています。平成27～29年度は、見守り支援ネットワークと調査員による体制で事業を推進し、平成30年度からは、調査員の廃止と同時に見守り支援ネットワークが増員されました。

同事業は24区共通の枠組みのうえで、上乘せ・横出し・関連事業などが区ごとに位置づけられており、区役所と連携しながら、区の特性に合わせた独自性を加味した事業を展開しています。

(1) 機能1「地域の見守り活動への支援」

行政の保有する避難行動要支援者名簿に掲載されている高齢者・障がい者・難病者などを対象に、地域への情報提供について、同意確認ができた人の名簿を、区と協定を締結した地域団体に提供し、日々の見守り活動に活かされるよう支援をしています。

令和2年1月に市内全地域へ地域提供リスト(要援護者名簿)の提供を完了し、名簿を活用した地域での見守り活動の推進、地域の見守り体制の構築などに係る取組みを展開しています。

機能1の実績(令和2年度末時点)

要援護者情報(名簿)掲載者数	81,459人 (本人同意を得て名簿に掲載した要援護者の総数)
見守り相談室から要援護者情報(名簿)を提供した地域数	333地域 (市内の連合振興町会単位での地域数)

(2) 機能2「孤立世帯などへの専門的対応」

ひきこもりやごみ屋敷状態など、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯などに対して、見守り支援ネットワークによる専門的な支援を展開しています。特に、訪問(アウトリーチ)を強化し、支援が必要でありながら自らSOSを出せない世帯などを支援につなげる役割を担っています。

機能2の実績(平成27年度～令和2年度の24区実績累計)

相談対応回数	246,059回
アウトリーチ回数	23,313回
ケース会議(開催及び参画)	3,624回
孤立死を防いだ事例	785人
制度の狭間等の事例	2,318人

(3)機能3「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」

今後ますます認知症高齢者数の増加が見込まれるなか、行方不明の事案発生時の早期発見につなげるため、そのおそれがある認知症の人と協力者(民生委員・児童委員、地域団体、介護保険事業者、交通機関、区によっては企業や商店など)の登録を受け付けています。行方不明の事案発生時に、氏名や身体的特徴などの情報をメールなどにより協力者に配信し、早期発見につなげています。

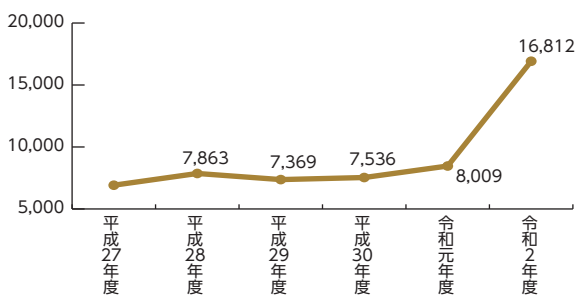
また、地域住民が認知症について正しく理解し、適切にかかわることができるよう、見守り相談室では、関係機関と連携し、地域などでの認知症の人への声かけ訓練や勉強会などを開催しています。

機能3の実績(平成27年度～令和2年度の24区実績累計)

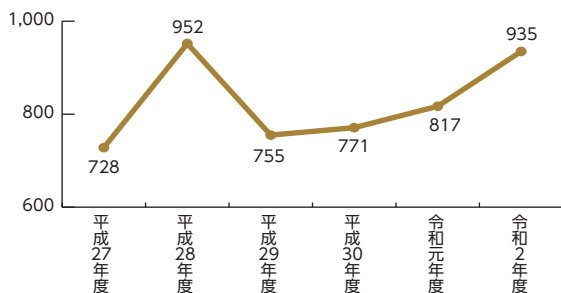
利用登録者数	3,618 人
協力者件数	5,529 件
行方不明メール配信件数	584 件

生活困窮者自立相談支援窓口における支援状況

新規相談件数(本人同意なしを含む)



自立相談支援事業による就労支援の件数



地域とともに暮らしを支える

「見守り相談室」 活動報告集

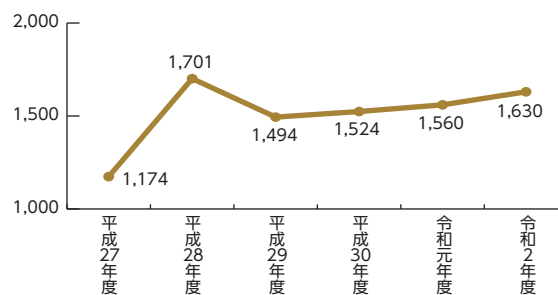
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

「見守り相談室」活動報告集(平成28年11月)

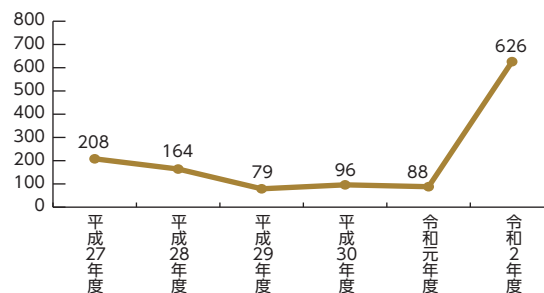
2 生活困窮者自立相談支援事業

全国的に、景気の低迷や、安定した雇用が揺らぎ、経済的な困窮状態に陥る人々が増加するとともに、世帯構造の変化や地域社会におけるつながりの希薄化が進み、社会的孤立の問題が深刻化す

プラン作成件数



住居確保給付金(新型コロナ特例を含む)



るなかで、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から施行されました。この動きとあわせて、平成26年1月に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が3区(西淀川区、東淀川区、西成区)で始まり、同年10月に6区(浪速区、淀川区、生野区、城東区、住吉区、平野区)が追加されました。平成27年4月からは「生活困窮者自立相談支援事業」として24区で実施されています。令和3年4月時点では、区社協としては23区(単独で14区、他法人との共同体で9区)が事業を受託しています。

同事業の窓口は各区役所内に設置され、生活困窮者などからの相談を受けています。各関係機関との情報共有や支援内容を検討するための支援調整会議を開催し、個々の状況に応じた自立支援計画を作成するなど、本人の自立に向けて支援しています。

相談窓口の体制は、主任相談支援員、相談支援員に加え、令和2年度からアウトリーチ支援員が

配置され、体制の強化が図られました。

相談内容は、就労や職場定着、住居の確保、家計管理、ひきこもりに関する事など、経済的な困窮、社会的な孤立を背景とした困りごとまで、多岐にわたっています。

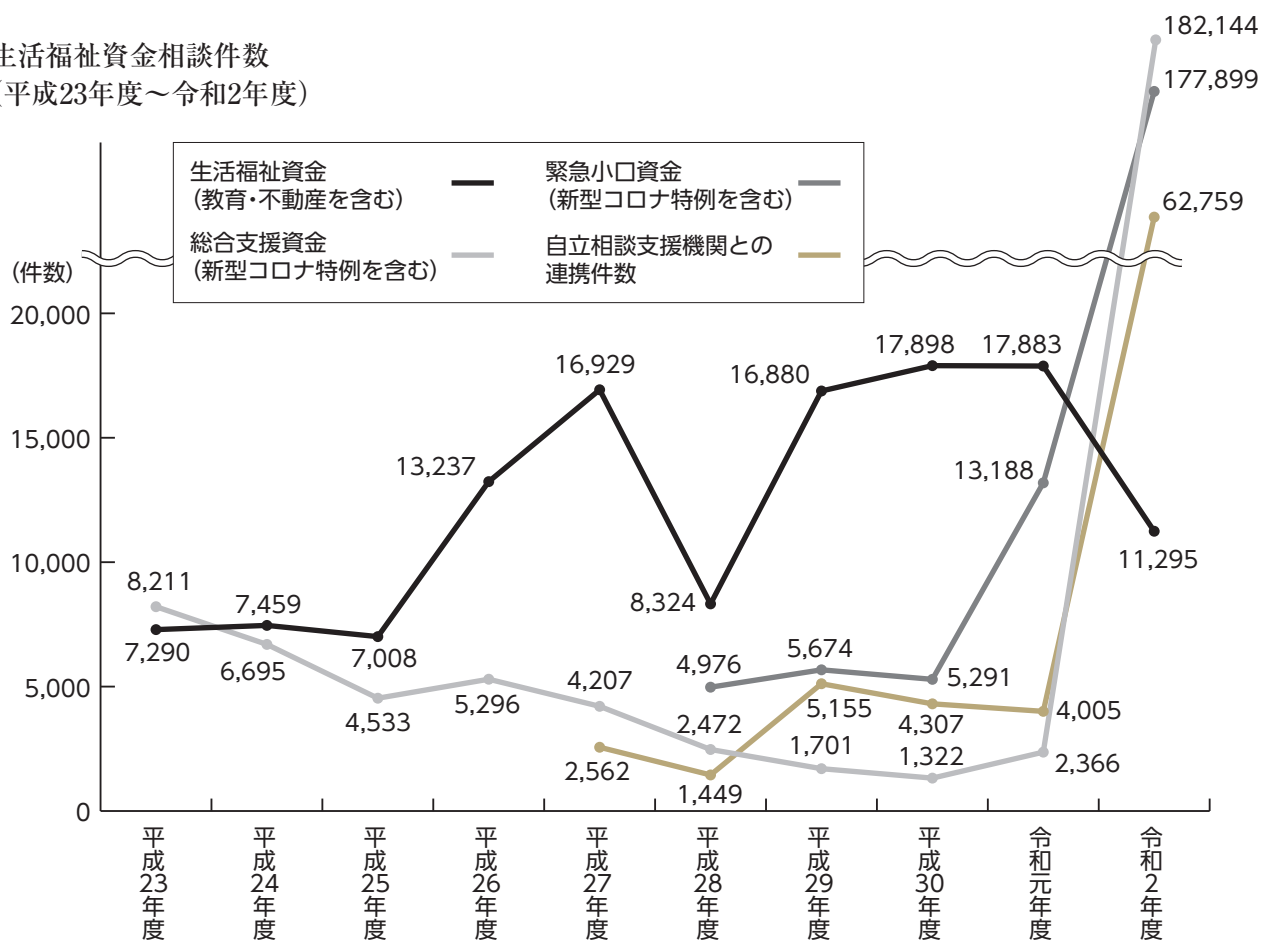
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮状態に陥る人が増加し、住居確保給付金の申請受付を含め、窓口への相談が急激に増加しました。

大阪市では、令和元年度新規相談件数は8,009件と、以前から全国的にも多くの相談に対応していましたが、令和2年度は約16,812件と2倍以上となりました。

3 生活福祉資金貸付制度を通じた支援

生活福祉資金は、低所得者、障がい者、高齢者の

生活福祉資金相談件数
(平成23年度～令和2年度)



世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援をおこなうことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業です。福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金などの貸付制度があります。

これまで同事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪市民生委員児童委員協議会に委託していましたが、平成26年度から本会が受託することとなり、各区社協が窓口となって、各種資金の貸付に係る相談に応じています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少・失業するなど、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象とした、新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）が令和2年3月から始まり、相談・申請が急激に増えました。申請者の自立に向けた支援が重要であることから、生活困窮者自立相談支援窓口との連携が一層強化されました。

4 相談支援体制の強化に向けた本会の取り組み

見守り相談室や生活困窮者自立相談支援窓口は、地域で孤立している、あるいは複合的な課題を抱える世帯を支援しており、高齢者・障がい者・こどもなどの対象を限定しない、断らない相談窓口として機能しています。

本会では、見守り相談室と生活困窮者自立相談支援窓口の職員による合同会議などを開催し、各事業の連携強化に向けた取組みを進めるとともに、職員のスキルアップや課題解決に向けた研修会、連絡会などを開催しています。

また、コロナ禍においては、各相談窓口が円滑に機能するよう、人員体制の強化も含めて支援しました。



見守り相談室・生活困窮者自立相談支援窓口の合同情報交換会（令和2年2月）



1 大阪市成年後見支援センター事業

本会は平成19年6月、大阪市から委託を受け、大阪市成年後見支援センターを大阪市社会福祉研修・情報センター内に開設しました。

開設当初は、大阪市社会福祉研修・情報センターの相談支援事業と連携しながら、市民後見人の養成及び受任調整、成年後見制度に関する相談・申立支援をおこなっていました。

平成23年度末には、大阪市政の施策・事業の見直しにより、大阪市社会福祉研修・情報センターが実施してきた相談支援事業が廃止されましたが、平成24年度から新たに「権利擁護相談支援サポートセンター事業」となり、本会が引き続き、大阪市成年後見支援センターの運営と相談支援機関の後方支援を実施しました。

さらに、「高齢者相談支援サポート事業」(相談

支援機関、事業所、施設からの相談対応)、「休日夜間福祉電話相談事業」(休日夜間の障がい者、高齢者の虐待通報窓口)を併せて実施することとなり、事業実施体制を拡充しました。

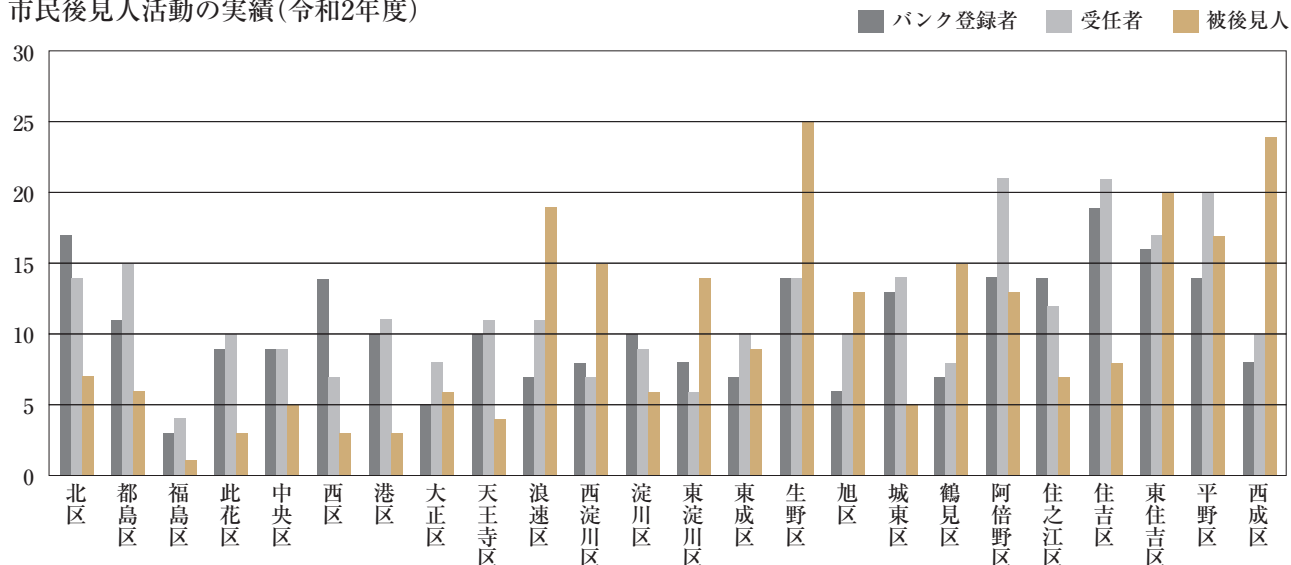
国では、平成28年5月に成年後見利用促進法が制定され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これを受けて大阪市の、大阪市成年後見支援センターを「権利擁護の地域連携ネットワーク」における中核機関として位置付け、平成30年度には「権利擁護相談支援サポート事業」から「成年後見支援センター事業」へと事業を改編し、引き続き本会が受託しています。

これにより、新たに家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会をはじめ、関係団体・機関による協議会が発足し、成年後見制度の周知・啓発や親族後見人支援なども推進しています。

2 市民後見人活動の推進

この間、大阪市成年後見支援センターで推進してきた市民後見人活動は、平成24年に改正施行された老人福祉法の市民後見推進事業のモデルとして位置付けられ、その取り組みが評価されるとともに、平成25年度には、市民後見人バンク登録者数が206人(第1期～7期)、累計の市民後見人選任

市民後見人活動の実績(令和2年度)



人数も102人となるなど、市民後見人への期待が一層高まりました。

令和2年度からは、成年後見制度における市長申立ての候補者として市民後見人を推薦される仕組みが整いました。令和2年度末時点では、市民後見人バンク登録数が286人(第1期～14期)、累計の市民後見人選任人数が272人となり、多くの市民後見人が活動しています。

大阪市の市民後見人は、当初から大阪市立大学故岩間伸之教授をはじめとした関係者の提唱により、市民目線に基づいた無報酬で活動する権利擁護の担い手として、また週に1回程度訪問し、被後見人に寄り添った後見活動をおこなう地域福祉の担い手として活動を続けてきており、大阪モデルとして家庭裁判所や専門職団体、全国の関係者からも高い評価を受けています。

3 あんしんさぽーと事業

あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスをおこなうものです。本会では、平成9年に開設した大阪市財産管理支援センターにおいて、国の制度に先駆けて財産管理サービス事業を開始しました。その後、事業名称・位置付けの変遷を経て、平成17年度から各区社協を中心とした実施体制に移行し、平成23年度からは、あんしんさぽーと相談員、生活支援員による体制で事業を推進しています。

利用件数は、平成23年度には2,254件でしたが、令和2年度には2,728件と増加しています。

平成30年度からは、地域福祉課権利擁護担当の事業となり、成年後見支援センターとともに権利擁護に係る取組みを進めています。特に、あんし

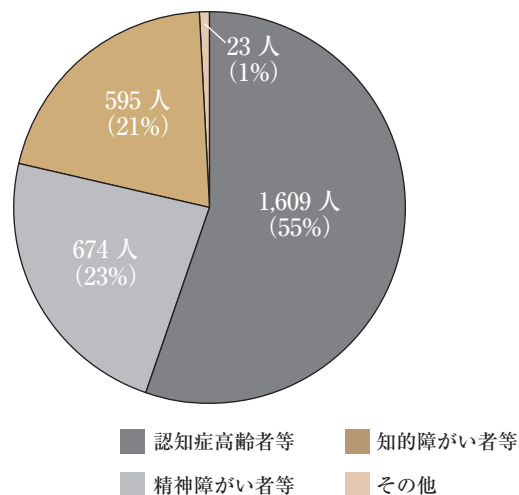
んさぽーと事業利用開始後に、判断能力の低下のため成年後見制度への移行が必要な方が増加していることから、相互に連携を図りながら、移行に向けた支援にも取り組んでいます。

契約者の内訳は、令和2年度末で認知症高齢者等が約55%、精神障がい者等が約23%、知的障がい者等が約21%となっています。また、市民税非課税世帯(被生活保護世帯を含む)が契約者全体の約97%を占めています。

最近では金融機関の支店統廃合や窓口業務の制約、急速に進むキャッシュレス化など金銭管理に係る新たな課題が生じています。

判断能力が不十分な方の生活に密接に寄り添い、金銭管理を通して、その人の暮らしを支える役割をふまえて、適切な業務遂行に努めています。

あんしんさぽーと事業契約者数



4 権利擁護体制の強化

令和3年3月に大阪市が策定した「大阪市地域福祉基本計画(令和3年度～令和5年度)」では、成年後見制度のさらなる利用促進や、あんしんさぽーと事業利用者の適切な成年後見制度への移行促進、市民後見人活動の拡大などが掲げられています。

社会福祉の基盤でもある権利擁護の取組みについて、今後も関係団体・機関などにより一層連携を図りながら推進していきます。

6

福祉人材の
確保・育成1 福祉人材の確保・育成の拠点
「大阪市社会福祉研修・情報センター」

本会では大阪市社会福祉研修・情報センターの運営を通じて、社会福祉・地域福祉を支える専門職の育成、地域で活動する担い手の育成、福祉・介護人材の新たな担い手の確保に向けた取組み、福祉に関する情報発信などに努めています。

大阪市社会福祉研修・情報センターは、昭和57年に開設された大阪市立社会福祉研修センターと、平成3年に開設された大阪市高齢者総合相談情報センターを統合し、介護実習・普及センターなどの機能を兼ね備え、大阪市の社会福祉に係る基幹施設として平成15年1月に設置されました。

本会では、昭和57年、平成3年の両施設の開設当初から市の委託を受けて運営し、大阪市社会福祉研修・情報センター開設以降も運営を受託しています。平成18年度からの指定管理者制度への移行を経て、令和2～6年度は本会と太平ビルサービス大阪株式会社の共同体として指定管理を受け運営しています。

現在、大阪市社会福祉研修・情報センターは、大阪市における福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組みを推進するための拠点施設として、また、市民参加研修や啓発イベント、貸室、情報提供を通じて市民に開かれた施設としての役割を果たしています。福祉従事者や市民を対象とした多岐にわたる研修や、社会福祉に関する調査研究・情報提供事業などを実施し、福祉・介

護の仕事に従事する者の専門性やモチベーションの向上を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の多様な担い手の育成や支援を通じて、総合的な福祉・介護人材の確保・育成を進めています。



大阪市社会福祉研修・情報センター



内観

2 福祉専門職の確保・育成

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年が目前に迫り、介護や支援を必要とする高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少し、介護サービスを担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

このようななか、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向け、多岐にわたる人材養成に係る研修を実施しています。

福祉専門職の育成・定着に向けては、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修過程」として初任者・



平成30年度 第1回 社会福祉講演会

中堅職員・チームリーダー・管理職員など各階層別にそれぞれの段階に応じて求められる能力を習得するための研修や、「介護職員研修」、「認知症介護研修」、「障がい福祉関係研修」などのスキルアップのための専門研修を実施しています。また、施設・事業所に勤務する職員同士が、各職場での取組みなどについて情報共有・意見交換し、横のつながりをつくる場として「よこいと座談会」を開催し、専門職として働き続けることへのモチベーションの向上や職場への定着を図る取組みを実施しています。

また、福祉人材確保を支援する研修としては、資格を有しながらさまざまな理由で業務を離れている離職中・休職中の人を対象に、再度業務に就くにあたっての不安を解消する「潜在的有資格者復職支援事業」や、効果的な求人情報の提供や発信の方法を学ぶ「求人力・広報力向上研修」、外国人労働者の受入に関する「福祉人材受入・定着支援研修」などを実施しています。

さらには、新たな人材の参画に向けた取組みとして、今まで福祉に接点のなかった世代が福祉の仕事に出会い、理解を深めるきっかけをつくる「子育て世代等新たな担い手福祉啓発事業」や、福祉を学ぶ学生と施設職員が福祉の仕事について意見交換する「施設と学校との懇談会」(大阪市社

会事業施設協議会・大阪市福祉人材養成連絡協議会・本会による共催)を実施しています。

令和2年度からは、専門職がより専門性を発揮できる環境をつくり、人材の育成・定着につなげるとともに、専門職以外の人材の介護分野への参画を促し、人材のすそ野を拡げることが目的としたモデル事業「介護の職場 担い手創出事業」を大阪市から受託し、人材確保・定着の手法や効果を検証しています。

3 地域福祉活動の担い手の確保・育成

少子高齢化や核家族化の進展、人々の生活様式や価値観の多様化など社会環境が変化するなか、近隣・地域とのつながりも希薄化し、これまで地域福祉活動を支えてきた地域社協や町会組織などの地縁による団体は、活動に携わる担い手不足や、高齢化・固定化が深刻な問題となっています。

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、地域福祉活動者が地域で活動を展開するために「地域福祉活動者講座」や「地域福祉推進リーダー養成」を開催してきました。また、新しい活動者の地域活動への参画・定着による活動者層の充実と、地域における福祉活動のさらなる展開をめざして、区社協職員、地域役員、ボランティアなどが、区・地域での研修など学びの場を企画・検討する際に、活用する冊子として「地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集」を令和2年3月に作成しました。

その他にも、企業、地域ボランティアグループ、NPO、障がい者団体と連携し、幅広い世代に向けて福祉・介護の魅力を発信する啓発イベント「ウェルおおさかはーとフェア」を開催し、高校生に参画を呼びかけるなど、活動を通じた学び

と成長を支援し、地域福祉活動の担い手育成に努めています。



地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集

4 大阪市社会福祉研修・情報センターのさまざまな機能・役割

(1) 調査研究・情報提供事業

大阪市社会福祉研修・情報センター2階には図書・資料閲覧室を開設し、福祉関係図書・視聴覚資料(DVD・ビデオ)などの収集・貸出をおこなっており、約41,400点(図書約18,000点、雑誌及び紀要約12,900点、資料約9,000点、視聴覚資料約1,500点)を所蔵しています。図書システムを活用し、利用者のサービス向上に努めるとともに、北市民館保存資料をはじめ貴重な歴史的資料を収集・保管しており、アーカイブとしての機能を果たしています。

また、大阪の福祉を知るみんなの情報誌「ウェルおおさか」を隔月(偶数月)に発行するとともに、市内の福祉従事(実践)者の自発的研究活動の成果をまとめた研究論文や実践報告を掲載する

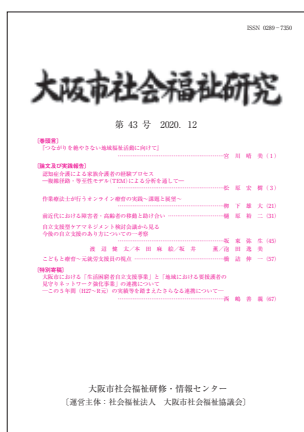


「学びのテーマ」全体像

「大阪市社会福祉研究」を毎年発行しており、令和2年度までで第43号を数えます。さらに、「社会福祉史の市民講座」の講演内容を編集した冊子「大阪における社会福祉の歴史Ⅰ～Ⅴ」を発行・頒布しています。



ウェルおおさか



大阪市社会福祉研究

めに作成した「キャリアデザインノート受講履歴管理手帳」を頒布しています。

また、平成28年度にまとめた「福祉職場における人材育成をめぐるニーズ調査及び人材育成等のあり方に関する調査報告書」を基に、平成30年度から人材育成の観点から重要となる「スーパービジョン研修」を実施するなど研修企画に反映しています。

(3) その他の研修事業

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、先に述べた研修プログラムのほかにも、「メンタルヘルス研修」、「リスクマネジメント研修」、「組織運営・管理研修」などを実施するとともに、市民を対象とした研修として、社会福祉講演会、社会福祉史の市民講座に加え、新たに、市民が気軽に参加できる研修として「いきいきライフセミナー」を令和3年度に企画しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても研修を開催できるよう必要な環境を整え、オンライン会議システム（Zoom）を活用した同時視聴双方向型研修や、YouTubeなどの活用によるビデオ視聴型研修を取り入れ、受講者の利便性向上を図っています。

(2) 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

大阪市福祉人材養成連絡協議会は、大阪市社会福祉審議会の提言を受けて、福祉人材の養成と確保を目的に福祉人材養成に関わる機関、団体、専門職団体などで結成され、大阪市社会福祉研修・情報センターが事務局機能を担っています。

市域で実施される福祉に関する研修情報や、社会福祉に関する調査研究・資料などを提供するためのホームページ「ウェルふるネット」を運営し、メールマガジンを毎月1日に配信するとともに、福祉職員の自律的なキャリア形成を支援するた

7

広報・情報発信 人権啓発活動 関係機関・団体 との協働

1 広報・情報発信

広報誌「大阪の社会福祉」は、昭和25年に「大阪の社会事業」として創刊し、コロナ禍においても休刊することなく、毎月1回発行を続けています。平成25年9月に700号を発行し、翌701号から従来のタブロイド版紙面から、A4版8ページ2色刷り紙面へとリニューアルしました。令和4年1月には800号を発行予定としています。令和3年度の発行部数は毎号28,000部で、創刊以来、社会福祉を啓発するとともに、国のさまざまな動向や市の施策、市・区社協や各地域における取り組みなどについて、その時々福祉情報を伝えています。

動向を反映した新たなコーナーとして、A4版へのリニューアルと同時に始まった、区ごとの取り組みを紹介する「特集」コーナーがあります。これは平成25年当時、区において独自事業が急速に広がったことが背景にあります。平成26年5月発行の708号からは、地域活動への新たな参画をねらいとして「世代をつなぐ地域活動者に聞く」を連載し、ここから座談会や冊子発行などにもつながりました。さらに、多様な居場所づくりの実践を伝える「居場所いろいろ」(平成30年6月発行の757号から)、地域福祉に関わる人の、コロナ禍での思いに迫る「コロナの中で」(令和2年10月発行の785号から)などを掲載してきました。

加えて、大阪市ボランティア・市民活動センターは「COMVO」を、大阪市社会福祉研修・情報センターでは「ウェルおおさか」をそれぞれ発行し、3誌の年間発行部数の合計は令和2年度で、

952,000部となっています。

また、本会ホームページでは、本会事業の紹介やイベントの周知のほか、区社協や地域福祉活動の情報、調査研究報告などを掲載し、令和2年度は年間約80万件のアクセスがありました。

また、本会では、福祉に関わる機関、社会福祉団体、社会福祉施設、NPO、ボランティアが一同に会する、「大阪市社会福祉大会」を毎年開催しています(新型コロナウイルスの感染拡大を受



平成25年9月発行の「大阪の社会福祉」700号。
この号を最後にタブロイド版からA4版に変更した



令和2年度発行の「大阪の社会福祉」

け、令和2年度は中止)。大会では、市内の社会福祉の向上に尽力した個人・団体を表彰し、地域福祉活動への参加をより一層促進しています。令和3年10月15日には「設立70周年記念 大阪市社会福祉大会」を開催しました。



設立70周年記念 大阪市社会福祉大会

2 人権啓発活動の推進

大阪府域内に社会福祉施設を有する社会福祉法人などが人権問題の理解と認識を深め、法人運営を通じて人権活動の積極的な推進に資することを目的として、平成12年に大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会が設置されました。その地域組織として、大阪府域において平成13年に大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会が設立され、本会が事務局を担っています。

この間、市または区域や各種別部会においてもきめ細やかな人権に関する研修が実施されるなど、積極的な取組みが進められてきたことから、令和元年度に大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会は解散することとなりました。大阪府域については、大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会が引き続き、これまでの取組みの蓄積を活かしながら、社会福祉法の基本理念や経営の原則に基づき、一層の人権啓発活動の推進に努めています。



世代をつなぐ地域活動者に聞く Vol.1



世代をつなぐ地域活動者に聞く Vol.2

大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会は、本会・大阪市社会事業施設協議会との共催により、子どもや高齢者、障がい者をはじめとするさまざまなテーマに関する人権研修を毎年開催しています。令和2年度の入会法人数は153法人、研修参加者数は延べ2,082人となっています。



参画と協働のための地域福祉ガイドブック③
「地域における公益的な活動－参画と協働の方策－」

3 関係機関・団体との協働

(1) 大阪市社会事業施設協議会

大阪市社会事業施設協議会は、大阪市児童福祉施設連盟、大阪市保育連合会、大阪市老人福祉施設連盟、大阪市生活保護施設連盟、大阪市地域福祉施設協議会、大阪市障害児・者施設連絡協議会の6団体で組織され、本会がその事務局を担っています。

理事会、(拡大)正副会長会、専門委員会(予算・制度対策委員会、調査研究委員会、人権活動推進委員会、経営委員会)などを通じて、大阪市への制度政策要望、社会福祉法人制度改革をふまえた学

習会、調査・研究などをおこなってきました。また、福祉人材の確保・育成が喫緊の課題となるなか、平成30年度から「施設と学校との懇談会」(大阪市社会事業施設協議会・大阪市福祉人材養成連絡協議会・本会による共催)を実施し、令和元年には加盟6団体・施設の活動を広く発信し、福祉の魅力を伝えるためのホームページを開設しました。

この間、特に力を入れた取組みとして、改正社会福祉法で社会福祉法人の公益的な取組みが責務とされたことに伴い、従来から進めてきた活動をより一層推進するため、平成30年3月に「参画と協働のための地域福祉ガイドブック③ 社会福祉法人の地域における公益的な活動－参画と協働の方策－」を発行したほか、公益的な取組みに係る実態調査や、学習会を通じた事例共有などおこなってきました。また、「地域子ども支援ネットワーク事業」の推進にあたっても、社会福祉施設が協力施設として積極的に参画し、事業をともに推進しています。

このほか、平成26年7月には、第57回大都市社会福祉施設協議会が大阪市大会として開催され、14政令指定都市から280人が参加しました。

(2) 大阪市民生委員児童委員協議会

大阪市内には約4,000人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場で身近な相談相手として、見守り役、つなぎ役として、住民に寄り添った活動を展開しています。民生委員制度は大正7年に大阪府で創設された方面委員制度を前身としており、平成30年に100周年を迎え、「支え合う 住みよい社会 地域から」をスローガンに活動を展開しています。従来から、民生委員活動として、訪問見守り活動を実施し、高齢者の安否確認等にも大きな役割を担っており、本会及び各区社協においても密接に連携しています。

平成27年度から各区社協で実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事

業」では、要援護者名簿を民生委員・児童委員へ提供し、地域で日頃から見守りをおこない、困りごとを抱えた方の早期発見や必要な支援へのつながりなどを進めてきました。

さらに、大阪府北部地震の際の安否確認や、コロナ禍での外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業などにおいても、民生委員・児童委員の協力を得て実施するなど、さまざまな場面で協働しながら、ともに地域福祉の推進を図っています。

(3) 大阪府共同募金会

共同募金は、住民相互の支え合いの仕組みとして、社協活動・地域福祉活動の推進にも重要な役割を果たしています。本会では、大阪府共同募金会と連携を図り、赤い羽根共同募金運動のオープニングセレモニーへの参加や、有志による街頭募金活動、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページへの掲載など、募金啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、赤い羽根共同募金助成を受け、さまざまな世代の住民が交流できる場、同じ悩みや課題を抱えた人たちが集える場、学習支援や食の支援を含むこどもの居場所など、地域での多様な活動を支援する「居場所づくり支援事業」などを実施し、新たな活動の創出を支援しています。



赤い羽共同募金街頭募金の様子

(4) 各種団体との協定締結

本会では、平成31年2月に、ライオンズクラブ国際協会335-B地区と「災害時におけるボラン

ティア支援に関する協定」を締結しました。これは、大阪市内において災害が発生した際に、人的・物的な支援の提供を受け、災害支援をおこなうための協定となっています。

また、令和2年3月には、地域福祉の推進と市民生活の安定を図ることを目的に、大阪市住宅供給公社と包括連携協定を締結し、高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者などへの支援について互いの業務の強みを活かし、連携強化を図っています。

さらに、平成30年度から、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと協定を締結し、閉店店舗の物品の預託を受け、提供先を調整しており、各区における生活困窮者支援やこども支援活動に活かされています。

4 善意銀行の運営

本会では善意銀行事業として、市民から金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体などに払出しをしています。

善意銀行を活用した助成事業として、社会福祉施設による地域住民の生活課題に対する取組み、施設の専門性を活かした研修・講座の開催や福祉教育の実施を支援するために、「地域における公益的な取組みへの助成」(平成30～令和2年度)などを実施しました。

令和3年度からは、コロナ禍における活動の継続や再開、ICTを活用した新たな取組みなどを支援する「地域づくり・つながりづくり応援助成」を実施しています。

そのほかにも、大阪の社会福祉の歴史を保存・伝承し、その実践を後世に伝えていくことを目的とした「大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成」や、大阪市社会事業施設協議会を構成する社会事業施設団体を対象とした「社会福祉施設団体支援助成」などを実施しています。



1 東日本大震災における支援活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人を超える甚大な被害をもたらしました。本会では、発災5日後の3月16日に職員5人を仙台市社協に派遣し、現地で支援活動を開始しました。発災直後の災害ボランティアセンター立上げ期ということもあり、休むことなく早朝から夜遅くまで関係機関との調整や対応に追われていました。その後、8か月にわたって延べ120人の職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営支援を中心に、時間の経過とともに生活支援ニーズへの対応も含め、支援に取り組みました。

現地への職員派遣のみならず、「大阪から何かできることがないか」と市民の方から多数の声が寄せられ、支援物資の仕分けや、ボランティアバスへの参加、県外避難者向けイベントや復興支援イベントの運営など、多くの場面でボランティアの力が発揮されました。

東日本大震災による大阪市内への避難者はピーク時で200世帯400人を超えていました。本会では県外避難者支援のため、避難者交流会「café IMONIKAI」を毎月1回開催（平成24年8月～28年3月／平成28年度以降は避難当事者団体が自主運営し、現在も継続）してきたほか、「東北と大阪を繋ぐ情報紙『IMONIKAI』」を発行（平成23年6月～31年2月／計82回発行）し、避難者が求める情報やさまざまな企業・団体からの支援の申し出を掲

載し、区社協などを通じて情報発信しました。

平成24年5月には大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）が発足し、大阪市ボランティア・市民活動センターが事務局を担い、運営しています。大阪府内の支援団体や避難当事者団体などによるネットワークには令和3年3月時点で100を超える団体が参画しており、定例会の継続開催や個別相談会の実施など、きめ細やかな支援が途切れないように取組みを重ねています。



岩手県陸前高田市でのボランティア活動（平成23年9月）



がんばろう東北 住民のつどい（平成23年4月）

2 大阪府北部地震への対応

東日本大震災において、初めて全国規模のブロックを単位とした社協職員派遣が全国社会福祉協議会によって実施されました。以降、全国社会福祉協議会によるブロック派遣や、「近畿ブロック府県・指定都市社協の災害時の相互支援



東北と大阪を繋ぐ情報紙「IMONIKAI」最終号(平成31年2月)

に関する協定」に基づく派遣など、本会としても職員を派遣してきました(P55図表参照)。職員派遣のほかにも、災害からの復旧・復興活動の支援として、ボランティアバスの運行や義援金の募集などをおこなってきました。また、毎年のように全国各地で災害が発生するなかで、義援金情報の発信などをおこなってきました。

平成30年6月18日、午前7時58分に大阪府北部地震が発生し、大阪が被災地となりました。大阪市北区で最大震度6弱を観測しました。公共交通機関は運転見合わせなどにより乱れ、通勤時間と重なったこともあり、本会でも当日午前9時までに参集できた職員はわずか8人でした。電話は、つながりにくい状態のなか、グループウェアやSNSなども活用しながら、本会職員の安否確認は午前10時頃までに、区社協職員の安否確認も正午頃までに完了しました。午前11時には本会に災害対策本部を設置し、各区の情報を収集しました。翌日以降、特に揺れが強かったエリアの区社協を順次訪問し、区内でのニーズ把握や災害ボランティアセンター設置に関する状況などをヒアリングし、支援に努めました。

被害が大きかった地域では、区社協が中心と

なって、困りごとを抱えた方が声をあげることができるようチラシをポスティングしました。結果、「家具が転倒して実は困っている」といった声が寄せられ、地元の大学生ボランティアに家具の搬出を依頼するなど、市内で約240件のニーズに対応しました。

3 台風21号災害への対応

大阪府北部地震から3か月弱、平成30年9月4日に近畿地方を横断した台風21号も大阪府下に被害をもたらしました。台風通過後の9月5日、ただ

ちに、市・区社協職員の参集状況や、区社協の建物の被害状況、事業実施体制について確認しました。約2日間にわたる停電や建物被害が大きかった区社協に対して、9月6日に職員2人を派遣し、現地での状況把握に努めるとともに、必要な支援を実施しました。屋根の破損への対応、ごみ・瓦・木の撤去など、大阪市内で約230件の相談が寄せられ、港区社協や生野区社協では、ボランティア募集チラシを作成し、災害によって困りごとを抱えた人とボランティアの橋渡しをしました。また、大正区社協や西淀川区社協では、地域住民に区在宅サービスセンターを一部開放し、携帯電話の充電サービスやシャワールームを貸し出すなど、住民から寄せられる困りごとに対応しました。



生野区での支援活動の様子(平成30年9月)

また、暴風による被害、特に屋根への被害が極めて多く、ブルーシートを区役所から配付されても屋根に張ることができないという地域住民からの相談が多く寄せられました。このような状況を受け、本会では同年10月に、屋根のシート張り講習会を開催し、テクニカルボランティアの育成に取り組みました。また、大阪府北部地震での経験から災害時初期行動計画の策定にも取り組むなど、実際の災害からの教訓を活かして、備えを進めています。

4 災害への備え

社協は、地域住民の暮らしを支える役割があることから、災害時にもその専門性や日頃からのネットワークを発揮し、被災者支援活動をおこなう社会的使命があります。

発災時に、迅速かつ適切に行動できるよう、平成29年度から年1回、市・区社協が合同で災害対策本部開設訓練を実施し、地震災害や水害など想定を変え、災害に対する意識と対応スキルの向上に努めています。

平成30年度には、市・区社協職員を対象に事業継続計画（BCP）の策定に向けた研修を実施し、本会及び24区社協において事業継続計画を策定しました。また、平成26年に設置した災害時ボランティア活動支援積立金や、災害備蓄品の充実、市・区社協間における連絡体制の強化といった環境整備にも取り組み、備えを進めています。

災害時には、平時からのつながりやこれまでの災害支援活動を通して構築してきた多様な団体・企業などとのネットワークが活かされます。平成26年に発足した「おおさか災害支援ネットワーク（O S N）」は、大阪府北部地震において実際に機能しました。平成31年2月にはライオンズクラブ国際協会335-B地区との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結するなど、多様な団体と連携ができるよう計画的に取組みを進めています。

市・区社協が支援している平時のつながりづくりの取組みは、災害にも活かされるものです。本会では、変わりゆく状況に対応しながら、地域福祉活動を支援するとともに災害に備えた取組みを今後も着実に進めていきます。



職員による街頭募金活動（平成28年4月）

■ 本会の職員派遣実績

年	災害	主な派遣先		派遣期間	派遣延べ人数
平成 23 年	東日本大震災	宮城県	仙台市、気仙沼市	3 月 16 日～ 11 月 1 日	120 人
	台風 12 号	和歌山県	新宮市	9 月 9 日～ 10 月 11 日	24 人
平成 26 年	平成 26 年 8 月豪雨	京都府	福知山市	8 月 21 日～ 8 月 26 日	2 人
平成 28 年	熊本地震	熊本県	菊陽町、熊本市	4 月 23 日～ 7 月 17 日	28 人
平成 30 年	大阪府北部地震	大阪府	高槻市	6 月 28 日～ 7 月 16 日	9 人
	平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	岡山市、倉敷市	7 月 20 日～ 10 月 14 日	40 人
令和 元年	台風 19 号	福島県	郡山市	10 月 25 日～ 11 月 17 日	6 人

■ ボランティアバスの運行実績

年	災害	運行先		実施回数	活動者数	備考
平成 23 年	東日本大震災	宮城県	石巻市、気仙沼市	9 回	360 人	一部は大阪府社協、堺市社協と合同運行
		岩手県	陸前高田市	3 回	120 人	
	台風 12 号	和歌山県	新宮市熊野川町	2 回	36 人	
平成 26 年	平成 26 年 8 月豪雨	兵庫県	丹波市	1 回	15 人	大阪府社協、堺市社協、大阪ボランティア協会と合同運行
平成 28 年	熊本地震	熊本県	熊本市	1 回	39 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行
平成 30 年	平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	倉敷市	3 回	83 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行
令和 元年	台風 19 号	長野県	長野市	1 回	20 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行

■ 義援金などの実績（職員による街頭募金や振り込みなどによる寄付の合計額）

災害	義援金実績
東日本大震災	24,202,602 円
台風 12 号（平成 23 年）	1,024,192 円
熊本地震	4,928,827 円
平成 30 年 7 月豪雨災害	630,193 円



災害対策本部設置訓練(令和2年12月)



「Ⅱ この10年間のあゆみ」では、平成23年度からの10年間を中心にまとめていますが、この期間は、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換や民間事業者の参入が一般的になる一方、福祉ニーズの多様化・複雑化・深刻化による新たな課題も顕在化し、本会及び各区社協にとっても大きな変革の時期でした。

現在、地域共生社会の実現に向けて、国をあげてさまざまな取組みが推進され、大阪市における事業も変遷するなかで、社協が担うべき役割も変化してきました。

本項目では、この10年間に新たに実施した事業や、内容・形態が大きく変化した事業、縮小あるいは終了した事業などについて、他の項目で記載していない内容を中心にまとめます。

1 介護保険要介護認定調査事業／障がい支援区分認定調査事業

平成12年4月に介護保険制度が施行され、申請により介護サービスを利用できる制度として市民の生活に定着し、さまざまな福祉サービスが提供されています。

介護保険制度のなかで、要介護度を決定する審査会に、主治医意見書とともに申請者の心身の状態を伝える役割を担っているのが認定調査業務です。

制度施行当初は各区社協が実施していた認定

調査業務は、平成18年度から本会が指定市町村事務受託法人として、大阪市から要介護認定調査及び障がい程度区分認定調査を一括受託し実施してきました。

平成25年度から大阪市の業務委託方法の変更により、公募型プロポーザル方式による2年間の認定調査業務を受託し、要介護認定調査・障害程度区分認定調査及び他市町村調査を一体的に実施してきました。また、平成25年度には障害者総合支援法施行により、「障がい程度区分」が「障がい支援区分」に見直されました。平成27年度以降も、公募による3年間ごとの一括受託により、調査業務を実施してきました。

要介護認定申請件数が大幅に増え、全市一括での円滑な実施が困難になり、令和3年度から、大阪市の要介護認定調査業務は24区ごと、障がい支援区分認定調査は市域一括の公募に変更されました。これに対し、本会は19区の要介護認定調査及び全市域の障がい支援区分認定調査業務を受託しており、遅滞なく公平・中立な調査を実施しています。

2 福祉サービス第三者評価事業

平成9年、厚生省(当時)で検討が始まった社会福祉基礎構造改革において、利用者の選択による利用制度に移行することとなり、福祉サービスの質の向上が求められるようになりました。その理念を具体化する仕組みのひとつとして位置付けられたのが、福祉サービス第三者評価事業です。本会では、平成19年7月に大阪府の認証を取得し、児童福祉分野(保育所)を対象に評価事業を開始しました。

当時、公立保育所について、公設置民営の動きがあり、保育所の実施主体が広がりつつある時期でした。多様化する保育ニーズへの対応が求められているなか、本会が評価事業を実施すること

で、安心・安全な運営とともに、保護者に対する施設の見える化にもなるなど、施設の質の向上につながりました。

さらに、国の制度で平成24年度から新たに児童養護施設の第三者評価が義務化されることをふまえ、平成22年度に本会で検討委員会を立ち上げ、モデル調査を実施し、平成24年度から従来の保育所と併せて児童養護施設の評価事業を本格実施しました。

制度定着に一定の役割を果たしたこともあり、平成28年度末をもって本会での事業実施を終了し、現在、第三者評価事業は、他団体が担っています。

3 子育ていろいろ相談センター／ 子ども・子育てプラザ

子育ていろいろ相談センターは、子育てに関する相談や情報提供などをおこなう中核施設として、大阪市立住まい情報センター（北区天神橋）内に、平成11年度に開設されました。本会は開設当初から市の委託を受け、平成18年度からは指定管理者として運営を担いました。0歳から18歳までの子育てに関して、親の悩みや困りごとに対して、来所や電話による相談をはじめ、子育て講座やワークショップ、あそびの広場やえほん展などの開催など、さまざまな視点で子育て中の親と子を支援してきました。

その後、市政改革に基づき、平成26年度末に施設が廃止され、その機能及び事業については、平成27年4月から男女共同参画センター子育て支援館と、各区の子ども・子育てプラザで引き続き実施されることとなりました。

一方、子ども・子育てプラザは、平成25年度以降、区の実情に応じた事業実施とするため、「子育て活動支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「ファミリー・サポート・センター事業」の3事業を

まとめて区ごとに公募されることとなりました。

各区社協における子ども・子育てプラザの受託状況については、平成26年度時点では16区（北区、福島区、中央区、西区、大正区、天王寺区、西淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、東住吉区、平野区）が受託していました。平成29年度から5年間の公募では、公募内容の変更もあり、9区社協（福島区、中央区、西区、大正区、西淀川区、東成区、旭区、城東区、住之江区）が受託し、各区における子育て支援の拠点として事業展開しています。

子ども・子育てプラザの運営のほかに、各区社協では、各地域における子育てサロンへの支援をはじめ、こどもの居場所づくり活動（こども食堂、学習支援など）の支援やネットワーク化などを進め、本会では広域的な取組みとして「地域こども支援ネットワーク事業」を実施するなど、子育て世代やこどもたちへの支援活動を展開しています。



子育ていろいろ相談センターでの「あそびの広場」



子ども・子育てプラザ(中央区)



子ども・子育てプラザでの「つどいの広場」



子ども・子育てプラザでの親子イベント

4 ひとり親家庭を支える取組み

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加などの影響を顕著に受ける状況にあり、その精神的・経済的な負担は大きいものがあります。

本会では、国が平成27年度補正予算で創設した貸付事業のうち、ひとり親支援の取組みとして、平成28年度から「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業」を実施し、就職に有利な資格取得を支援しています。自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、看護師・保育士・介護福祉士などの養成機関への入学準備金を貸し付け、就労による自立、さらには福祉分野の人材確保につなげることをめざしています。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付件数

年度	件数
平成28年度	30
平成29年度	28
平成30年度	42
令和元年度	63
令和2年度	53
令和3年度	49
合計	265

5 高齢者の生きがいづくりに向けた取組み

老人福祉センターは、市内に26館(北区・中央区は各2館、他22区は各1館)あり、高齢者の健康増進、生きがいづくり、社会参加とともに、近年では介護予防の視点ももちながら、地域ニーズを反映した取組みをおこなっています。

平成18年度から導入された指定管理者制度に基づき運営されており、令和2年度時点では22区24館(旭区、城東区を除く)を該当区社協が運営しています。近年ではICTの普及とあわせてパソコンやスマートフォンを使用した講座や、生活支援体制整備事業との連携した取組みなども展開されています。



老人福祉センターでの「ふれあい文化祭」



老人福祉センターでの講座



老人福祉センターでの「健康体操」



1 組織基盤の強化に向けた取組みの経過

本会では、大阪市の動向や新たな時代の変化に対応するため、これまでも平成16年12月に「市社協組織運営改革計画」や平成20年3月には「市社協改革計画」を策定してきました。地域福祉推進に向けた取組みの充実・強化にあわせ、多様な雇用形態の導入や給料表の改定など、効果的・効率的な組織運営を図るとともに、内部監査の導入、コンプライアンスの徹底など組織の透明性と信頼性の確保に向け取り組んできました。

平成24年7月、大阪市の「市政改革プラン」を策定し、「ニア・イズ・ベター」を追求した新しい住民自治の実現をめざした市政改革をスタートさせました。同プランでは、市の施策・事業を聖域なくゼロベースで見直しするとともに、外郭団体への市の関与や補助金のあり方を見直し、委託事業は原則公募とする競争性原理が導入されました。本会においても、交付金、補助金の見直しや委託の原則公募化がおこなわれるなか、地域福祉を推進するうえで必要な公募事業を受託するため、また市民に信頼され、地域福祉を推進していく中核的な団体としての役割を果たすため、より一層、組織基盤の強化、透明性と信頼性の確保に向けた取組みが必須となりました。

また、平成26年3月末をもって市職員の本会への派遣が終了し、同年7月には市の外郭団体指定が解除されました。さらには、大阪市の廃止し特別区を設置するという大都市制度改革(大阪都構

想)が進められるなど、本会を取り巻く状況は大きく変化したことから、計画的な事業活動や人材育成、財源の確保など、さらなる組織基盤の強化を図るため、平成26年度から平成30年度を計画期間とした「中期経営計画」を平成26年9月に策定しました。

2 「中期経営計画」の策定

「中期経営計画」では、本会の使命・団体ビジョンを明確化し、本会が取り組むべき5つの重点項目「区社協活動・地域福祉活動の推進支援」「権利擁護の充実」「情報発信・広報の充実」「社会福祉にかかわる担い手の育成」「災害に備えた体制の強化」と、「中立・公正な立場に立った事業の展開」を掲げました。また、それらを支える組織基盤強化として「人材の育成」「財政基盤の強化」「組織の透明性と信頼性の確保」を掲げ、それぞれについて現状と課題に基づいた具体的目標を設定しました。年度ごとに達成状況を評価し、実態に応じて目標を変更しつつ、安定した経営に向けて取組みを進めました。

3 人材の確保・育成

本会職員は、平成10年の1,534人をピークに、介護保険制度や支援費制度の導入により、希望退職や、新規職員採用を取り止めるなど、人員削減に努める一方、多様な雇用形態の導入を図ってきました。平成24年度以降、市政改革により、従来の交付金は事業補助と運営補助に整理され、運営補助は原則廃止となりました。事業補助は比較対象となった4政令指定都市社協(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)の水準をふまえ、補助総額の25%が削減されることになったことから、持続可能な組織とするため、再度、希望退職を募りました。一

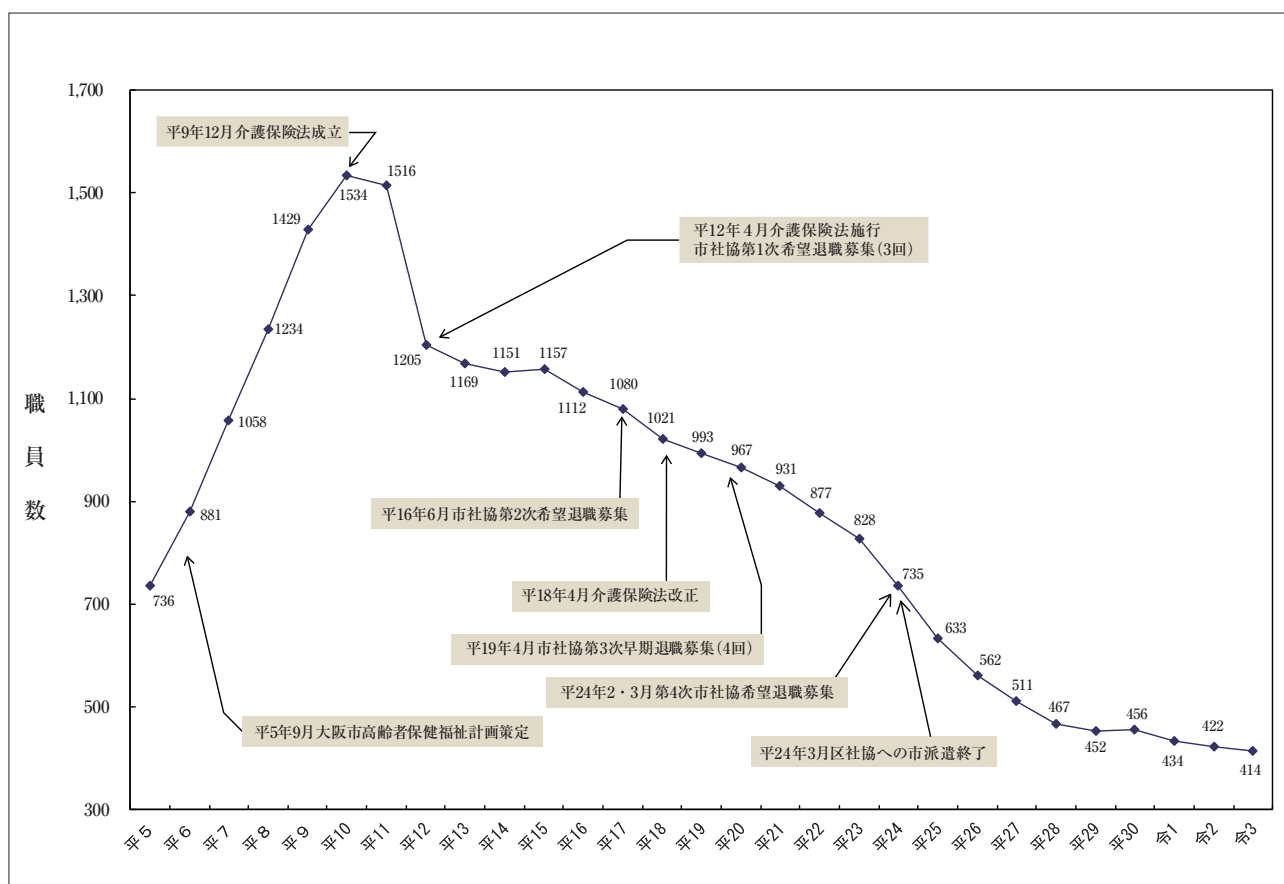
方、50歳代が約半数を占め、20歳代が2%を切る逆ピラミッド型の職員構成であったことから、組織として活力を維持し専門性を確保する観点から、有資格者の採用及び組織の中核を担う職員や次世代を担う職員の育成に取り組みました。令和3年4月1日時点の本会固有職員は358人、平均年齢は43.8歳、20歳代が20.7%となっています。

人材確保については、定年退職者数などを勘案し、地域福祉の推進に必要な職員確保のため、有資格者を対象とした採用試験を実施するほか、より多くの学生に本会を知ってもらうことを目的とした「法人説明会」や、区社協訪問を含めた「内定者説明会」を複数回開催しています。さらに、市・区社協で嘱託職員として一定経験を積んだ優秀な職員を固有職員に登用する「内部登用制度」を平成30年度から導入しています。

職員の育成については、福祉の専門職として、各階層に応じた知識やスキルの習得、さらにはより高い専門性及び資質向上を図るため、本会職員で構成する研修検討委員会で検討し、平成29年3月に本会独自の職員研修体系を策定し、毎年、同研修体系に基づいた研修を実施しています。また、次代を担う職員の育成に向け、「新規採用職員研修」についても、社協職員としてだけでなく、組織人としての基本の習得や社会福祉施設実習を取り入れるなど、毎年、研修内容を見直し、充実を図っています。また、入職2～3年目の職員が主体的に学ぶ場として、「社協若手職員学習会」を平成26年度から開催し、「企画委員会」など職員が自ら企画・運営する仕組みを取り入れて学びの場を継続しています。

また、市・区社協の全職員が地域福祉を推進す

大阪市社会福祉協議会職員数推移(各年7月1日現在)



※市社協固有職員、市派遣職員、市OB職員等とする
ただし、平成18年度から再雇用嘱託職員を含む。

るにあたり、住民主体の理念に基づき、社協職員としての共通の価値観や基本的な考え方を共有するため、全職員から求めた意見をもとに「大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会 職員行動指針」を令和2年1月に策定し、全職員が行動指針に沿って地域福祉の推進に取り組む礎と位置付けました。あわせて、令和元年度から「職員提案制度」を導入し、実践報告や提案を発表する「法人発表会」を開催しています。



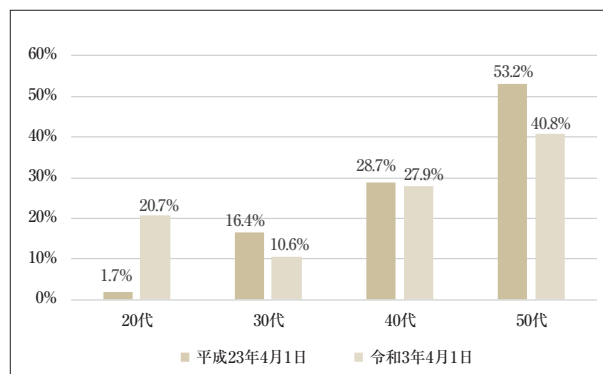
翌年度の就職内定者と先輩職員との意見交換
(平成29年8月)

4 財政基盤の強化

平成24年7月の「市政改革プラン」に基づき、補助金総額の25%削減や委託事業の公募化などに対応するため、組織としてさらなる財政基盤の強化を図ることが必要となりました。

これに伴い、財源の確保に向けて、地域福祉の推進に必要な事業は積極的に受託するとともに、賛助会員や広告料収入の拡大に向けた取組みを進めました。一方で、給与減額や退職金制度を見直したほか、講師謝礼金及び委員報酬など基準の見直しや入札基準を見直すことで、限られた財源を有効に活用すべく経費削減に努めてきました。

本会固有職員年齢別構成



5 組織の透明性と信頼性の確保

地域福祉を推進していくうえで必要な事業を受託するため、これまで以上に、組織の透明性と信頼性の確保が重要となりました。本会では以前から、理事会機能の活性化や情報公開制度の充実、コンプライアンスの徹底、内部監査の導入や事業計画・報告、資金収支計算書などのホームページでの公開に努めてきました。さらに、社協活動の見える化を図るため、平成25年10月に本会広報誌「大阪の社会福祉」をリニューアルし、平成26年7月に社協活動紹介DVDを制作したほか、平成27年度にはホームページをリニューアルするなど、市民にわかりやすい情報公開と発信を強化してきました。

また、平成29年4月に社会福祉法が改正されたことに伴い、定款変更、理事会・評議員会の役割の明確化、評議員選任・解任委員会の設置、内部管理体制の基本方針の策定、さらに会計監査人を設置したほか、令和元年度から随時施行された「働き方改革関連法」に伴い、職員就業規則を見直すなど、さらなる組織の透明性と信頼性の確保に取り組みました。

今後も、社会情勢の変化に対応しつつ、社協としての役割を果たすため、組織基盤の強化を図っていきます。

1 私たちは、住民一人ひとりが、排除されることなく、その人らしい、つながりある暮らしを実現できるよう、困りごとを受け止め、寄り添い、尊厳と自己決定を尊重し、支援します。

- ①社協は「あらゆる生活課題に関する相談を受ける窓口」とあるという自覚をもって、困りごとを受け止めます。
- ②「ここに相談してよかった」と思われるよう、相談者に寄り添い、丁寧に対応します。
- ③制度や事業の枠にとらわれることなく、課題を見逃さず、本人の思いや願いを実現できるよう支援します。

2 私たちは、互いに支え合える地域づくりに向け、積極的に地域に出向き、住民の地域福祉活動への参加・参画を広げ、住民主体による地域福祉活動の実施とその継続・発展を支援します。

- ①幅広い世代の住民が、誰もが暮らしやすいまちづくりを「自分ごと」と捉え、実現に向け、具体的な活動が実施されるよう働きかけ、その活動を支援します。
- ②地域に出向き、信頼関係を築きながら、地域住民の暮らしにくさの課題の解決を目的とした「話し合いの場」「学びの場」「活動の場」づくりを支援します。
- ③活動の支援や事業を実施する際には、「誰のために」「何のために」「どのような成果を期待するのか」を明確にして取り組みます。

3 私たちは、地域福祉にかかわる人々と多様な団体・組織が、地域の福祉課題を共有し、その解決に向けて、連携・協働により取り組めるよう支援します。

- ①個別支援で把握した地域づくりに向けた気づきや見えてきた課題を、必要な事業や活動・しくみづくりへとつなぐよう、担当業務にあたります。
- ②地域福祉の充実に向け、行政をはじめ多様な団体・組織と福祉課題を共有し、その解決に向け、それぞれが役割や機能を発揮するよう、その調整に努めます。
- ③住民主体による地域福祉を推進する民間団体としての強みを生かし、豊かな発想と柔軟な姿勢で取り組みます。

4 私たちは、自己研鑽を重ね、チームワークを大切にし、複雑・多様化した福祉課題の解決に向け、創意工夫を持って業務を遂行し、信頼される社協職員をめざします。

- ①地域福祉を推進する専門職として、すべての職員が、常に自らの能力の向上に努め、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。
- ②地域における福祉課題は多様化・深刻化しており、その解決に向け、社協総体で取り組みます。
- ③社協職員一人ひとりが求められる役割を自覚し、担当する業務によらず、連携した支援ができる環境をつくり、積極的に業務を遂行します。

5 私たちは、法令を遵守し、地域住民・関係団体にとって、地域福祉を推進するパートナーであり続けるよう、対話を大切にし、その存在意義や役割が広く認識されるよう常に自覚をもって行動します。

- ①組織の信頼性を高め、充実した支援が行えるよう、コンプライアンスを徹底し、行動します。また、説明責任を果たし、情報公開に努めます。
- ②社協の価値や信頼性、役割の認識を高められるよう、積極的に情報発信します。
- ③地域住民や関係団体との信頼関係を築き、対話を大切にし、地域福祉の大切さや社協の役割などについて、相手にとって分かりやすい言葉、伝わりやすい方法で伝えます。

6 私たちは、災害発生時においても、住民一人ひとりができるかぎり早期にふだんの暮らしを取り戻せるよう、組織の役割を理解し、日頃から意識と知識を持って、支援します。

- ①災害発生時には、いち早く行動できるよう、災害対応マニュアルを活用し、公私ともに災害に備えます。
- ②災害対応や災害時を想定した訓練を定期的 to 実施し、組織として連携した対応ができるよう全職員が主体的に考え、取り組みます。
- ③災害発生後、事業の利用者・関係者をはじめ、地域住民の暮らしを支える視点を基本とし、組織として、柔軟に行動します。

新型コロナ ウイルス感染症 の影響と社協 の取組み

令和元年末ごろから徐々に広がりを見せ始めた新型コロナウイルス感染症は、世界各国で感染拡大し、令和2年1月30日にWHO(世界保健機関)が緊急事態を宣言しました。

令和2年3月2日から、全国一斉の臨時休校が要請され、4月7日には大阪府に一度目の緊急事態宣言が発出されました。その後、一旦は感染者数が減少しましたが、令和3年1月13日に大阪に二度目の緊急事態宣言が発出され、以後令和3年9月までに4度の宣言が発出されました。

感染防止のための外出自粛や「3密(密閉・密集・密接)」の回避などは、つながりを大切にしてきた社協活動や地域福祉活動に大きな影響を与えました。

また一方で、新型コロナウイルス感染症によって新たな生活問題・経済問題を抱えた人が増加し、市・区社協総体で支援に取り組みました。

1 コロナ禍での社協活動

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染への対策として、密閉・密集・密接の「3密」を避けるなど、「新しい生活様式」が求められました。新型コロナウイルス感染症の拡大当初は、地域福祉活動の中止や開催方法の変更、各種会議の中止を余儀なくされました。

一方で、見守り活動や安否確認活動を止めないために、令和2年4月から大阪府からの交付金を受けて「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事

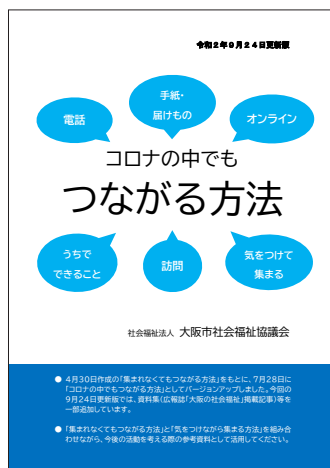
業」を市・区社協で実施し、地域活動者やボランティアとともに、支援を必要とする人への訪問活動や配食をおこないました。

6月には本会でも初めてオンライン会議を導入し、それ以降、オンラインツールは各種会議での使用にとどまらず、地域福祉活動にも徐々に活用されはじめました。

このようななか、本会では、コロナ禍での地域福祉活動に一定の指針を示した「集まれなくてもつながる方法」を4月に、これを改訂した「コロナの中でもつながる方法」を7月に、その更新版を9月に作成しました。これらは、地域でつながりを絶やさないために、自分たちの活動についてそれぞれが話し

合いの場をもつことを勧めるものであり、コロナ禍での地域福祉活動において、共通認識を形成することにつながりました。

令和2年11月には、感染予防対策を学び、地域に伝えていくことができる



コロナの中でもつながる方法

よう、区社協職員研修「新型コロナウイルス感染症の理解と活動再開への支援」を開催し、正しい知識の共有と、区・地域の状況に合わせた活動再開について考える機会を設けました。

本会事務所においても、感染防止対策として事務所内へのアクリル板の設置や、時差勤務の導入、マスクなどの物資を確保し、在宅勤務などの体制も整備しました。

2 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業

「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」では、コロナ禍で高齢者や障がい者などが孤立状

「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」市社協・各区社協の取り組み

① 民生委員・児童委員の協力による電話・訪問などによる安否確認	52,285人
② 啓発物品（タオル・相談窓口チラシ）の配付による見守り	46,750人
③ ふれあい型食事サービス、みんな食堂対象者への配食	50,965食

態に陥ったり、不安を抱えたまま暮らしたりすることがないように、見守りや安否確認を強化する取り組みを展開しました。

民生委員・児童委員の協力による電話・訪問などによる安否確認、啓発物品（タオル・相談窓口チラシ）の配付による見守り活動の実施は、コロナ禍でもつながりを途絶えさせない取り組みとなりました。

また、ふれあい型食事サービス、みんな食堂（こども食堂含む）対象者への配食をおこない、安否確認に取り組みました。こうしたなかで、これまで食事サービスを実施していなかった地域が、この事業を契機にテイクアウトを組み合わせた活動を開始するなどの広がりも見られました。

加えて、各区の実情に応じた衛生物品の配付や安否確認・訪問活動など、区社協独自の取り組みが

おこなわれました。

また、住民及び地域活動者を対象に調査をおこない、コロナ禍における市民生活や地域福祉活動の実態を明らかにし、調査結果をホームページ上に公表しました。



外出自粛高齢者・障がい者等
見守り支援事業報告書

3 新型コロナウイルス感染症特例貸付、生活困窮者自立相談支援窓口などの対応

国が令和2年3月に、「新型コロナウイルス感染症特例貸付」の実施を発表して以降、感染拡大の

長期化による経済的困窮は一層深刻な状態となり、令和3年10月時点でも同特例貸付は延長実施されています。受付窓口となった区社協は、電話や来所による相談、郵送による申込みなどへの対応に追われ、社協総体で職員の応援体制を組み、対応を続けました。

また、国の住居確保給付金の支給要件緩和を受け、生活困窮者自立相談支援窓口での相談件数も著しく増加しました。

4 コロナ禍の先に向けて

令和3年3月策定の「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」では、コロナ禍による変化や見えてきた視点を盛り込みました。また、コロナ禍に限らず、対面での活動や話し合いが難しい状況でも、つながりを絶やさない・あきらめないために、ICTを活用したさまざまな試みが見られるようになりました。令和3年度はこれをさらに広げ、深めていくことをめざした取り組みを推進しています。

誰も体験したことがないような状況下で、改めてこれまでの活動を見つめ直し、つながりについて考えた経験を、今後の社協活動に活かしていきます。



コロナ禍での配食活動

数字で見る 市社協・区社協

この10年間で、本会及び各区社協は、着実にあゆみを進めてきました。

ここでは、社協の主要な役割である「ささえる」「ひろげる」「つなげる」の3つに分けて、直近の事業実績を紹介します。

大阪市社会福祉協議会

70th
Anniversary

設立70周年を記念して作成した市社協・区社協の紹介冊子

数字で見る市社協・区社協

ささえる

各事業における相談件数（令和2年度）

見守り相談室

62,561 件

地域包括支援センター

177,366 件

※区社協受託25か所

あんしんさぽーと事業

2,728 件

※契約件数

生活困窮者自立相談支援事業

16,394 件

※新規相談件数／区社協受託23区（共同体含む）

見守り相談室から
要援護者情報（名簿）を提供した
地域数及び名簿登録者数（令和2年度）



地域数

333 地域

※連合振興町会数



名簿
登録者数

81,459 人

市民後見人バンク
登録数（令和3年3月末時点）

286 人



Ⅱ

この10年間のあゆみ

ひろげる

区ボランティア・市民活動センターボランティア登録数 (令和3年3月末時点)

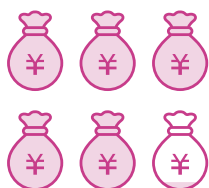
個人登録

団体登録

3,107人 1,023団体



善意銀行の預託金額・件数 (令和2年度 市社協・区社協合計)



金銭預託

232件

(62,810,851円)

物品預託

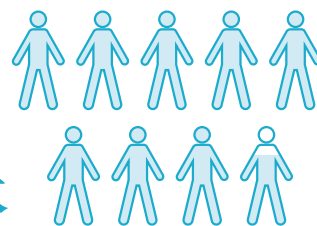
273件

賛助会員数 (令和2年度 市社協・区社協合計)

個人会員

団体会員

7,578人 1,245団体



大阪市社会福祉研修・情報センター
研修受講者数 (令和2年度 延べ人数)

4,043人



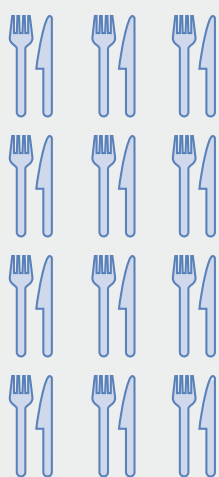
災害支援に係る派遣職員数
(平成23年3月～令和2年3月)

229人



つなげる

地域福祉活動の実施数 (令和3年3月末時点)



市内の地域社協数

326 地域

食事サービス

291 地域

ふれあい喫茶

300 地域

子育てサロン

280 地域

※コロナ禍による休止中・形態変更の活動も含む

広報誌発行部数・ ホームページアクセス数 (令和2年度)

広報誌

952,000 部

市社協ホームページアクセス数

800,811 件



「地域こども支援ネットワーク事業」 登録活動団体数 (こども食堂や学習支援)

176 団体



「介護予防ポイント事業」 活動登録者数 (令和3年7月末時点)

2,991 人



II

この10年間のあゆみ

Ⅲ | 24区社会福祉協議会の取組み



大阪市内の各区社協では、住民一人ひとりの暮らしを支える相談支援の取組み、地域福祉活動やボランティア・市民活動を推進する取組みを進めています。この10年は、区ごとの課題・特性に応じた取組みがそれぞれに発展した10年でもあります。

ここでは、各区社協の沿革と、区ごとの独自性のある取組みを紹介します。

※「区の概要」の人口、面積、世帯数は、令和2年国勢調査(速報)に基づき作成しています。

Ⅲ

24区社協の取組み

1



北区社会福祉協議会
会長 小玉 始

2



都島区社会福祉協議会
会長 前田 起平

3



福島区社会福祉協議会
会長 矢山 英夫

4



此花区社会福祉協議会
会長 宮川 晴美

5



中央区社会福祉協議会
会長 浦野 皖次

6



西区社会福祉協議会
会長 笹倉 和忠

7



港区社会福祉協議会
会長 武智 虎義

8



大正区社会福祉協議会
会長 川上 満

9



天王寺区社会福祉協議会
会長 一本松 三雪

10



浪速区社会福祉協議会
会長 北口 武司

11

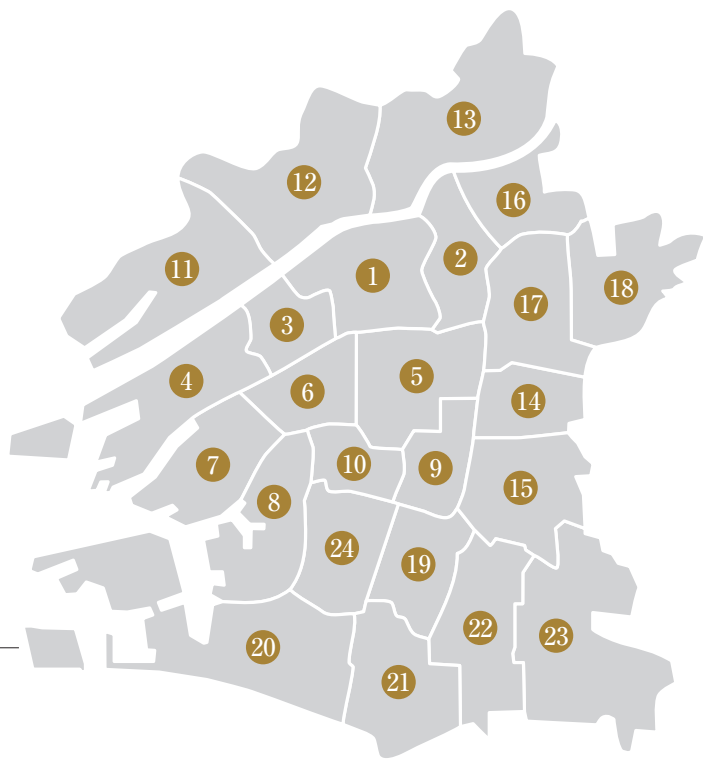


西淀川区社会福祉協議会
会長 大垣 純一

12



淀川区社会福祉協議会
会長 三田 和夫



Ⅲ

24区社協の取組み

13



東淀川区社会福祉協議会
会長 吉田 正則

14



東成区社会福祉協議会
会長 清水 弘

15



生野区社会福祉協議会
会長 多田 龍弘

16



旭区社会福祉協議会
会長 宮本 正路

17



城東区社会福祉協議会
会長 高木 正博

18



鶴見区社会福祉協議会
会長 中田 俊二

19



阿倍野区社会福祉協議会
会長 永岡 正己

20



住之江区社会福祉協議会
会長 中野 紀久雄

21



住吉区社会福祉協議会
会長 山下 保一

22



東住吉区社会福祉協議会
会長 川本 公夫

23



平野区社会福祉協議会
会長 林 幸男

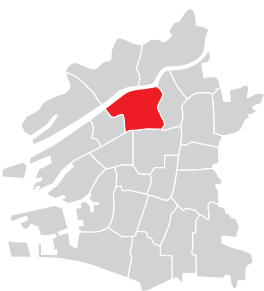
24



西成区社会福祉協議会
会長 越村 市二

北区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 139,502人
面 積 10.34km²
世帯数 85,213世帯

区社協の沿革

平成元年 大淀区・北区の合区に伴い設立
平成 3 年 法人化
平成 9 年 区在宅サービスセンター開設
(いきいきネット)



フードドライブ&フードパントリーの取組み

北区では、平成28年度から「子どもの居場所事業」が展開され、不登校や生活困窮など、こどもを取り巻くさまざまな課題が表面化してきました。それらの課題に対する食料支援の取組みとして、平成29年度から北区社協内で「フードドライブ」を開始し、支援に活用してきました。



平成31年1月、パナソニックセンター大阪(グランフロント大阪内)で共同イベントとしてフードドライブを啓発し、活動への賛同を得たことで、現在は常設で活動に取り組まれています。この取組みの輪が広がり、趣旨に賛同する企業・団体も増え、徐々に北区に根付く活動となってきています。

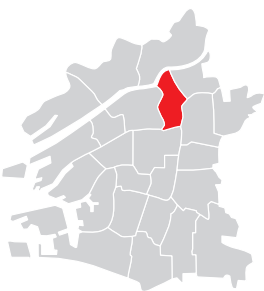
令和2年からはコロナ禍で子ども食堂などの活動が中止になり、食事が摂れなくなった家庭や、新たに新型コロナウイルス感染症特例貸付で把握したひとり親家庭などの困窮世帯に対し、申込制で物資を宅配する「フードパントリー」を実施しています。

利用者からの声を協力企業・団体にフィードバックすることで福祉課題を共有し、継続した連携と、賛同者の拡大に取り組んでいます。

区社協HP <https://www.osaka-kitakusyakyou.com/>

都島区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 107,986人
面 積 6.08km²
世帯数 56,725世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成5年 法人化
平成9年 区在宅サービスセンター開設
(ふれあいセンター都島)



どんどん歩こう！都島区おでかけスタンプラリー

令和3年2月末、フレイル予防を目的に「おでかけスタンプラリー」がスタートしました。区内11か所の拠点（地域会館、区社協、老人福祉センターなど）を巡るもので、3月には延べ2,800人が参加しました。

実施の背景には、コロナ禍で高齢者の集いの場が減り、緩やかに見守られていた方々が見えづらくなったことが挙げられます。そのことにいち早く気づいたのは地域福祉コーディネーター（区独自に小学校区に配置）でした。「スーパー以外、行く所がない」「一日誰ともしゃべらない」「身体が動きにくい」など、高齢者の切実な声が続々と寄せられ、その声から「張りのある生活をするためのきっかけづくり」を区社協の担当職員と地域福祉コーディネーターがともに検討・企画。協力する地域側にとっても、新たなボランティアの協力が得られたり、脳トレプリントを配るなど、地域独自の工夫も加わりました。

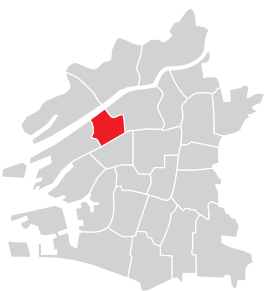
地域のつながりを絶やさず、住み慣れた町で過ごす大切な時間を、区社協は全力で応援していきます。



区社協HP <http://www.miyakorin.com/>

福島区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 79,397人
面 積 4.67km²
世帯数 42,373世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成5年 法人化
平成8年 区在宅サービスセンター開設
(あいあいセンター)



福島区コミュニティサロン連絡会

福島区では、人と人とのつながりの居場所づくりをめざしたコミュニティサロン活動が27カ所で開催されています。こどもの居場所活動や高齢者の集いの場、障がいのある方との交流の場など、さまざまな居場所づくりが取り組まれています。

この27カ所の活動団体が参加し、相互の情報交換、活動における悩みや課題の共有、地域への周知啓発、新たなサロン活動の開催に向けた協議などをおこなう場として、福島区コミュニティサロン連絡会を開催しています。世話人は参加団体の代表者が担い、区社協は事務局として連絡会の調整や運営支援を担っています。

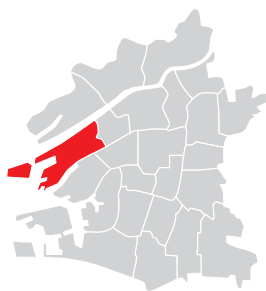
連絡会は奇数月の第4金曜日を定例とし、参加団体の相互理解も兼ねて、各コミュニティサロンが順に会場となって開催しています。連絡会と区社協の協働により毎年フォーラムやサロン講座を開催しており、今後もサロン活動の新たな担い手づくりや活動の推進に取り組んでいきます。



区社協HP <https://fukushima.kusyakyou.or.jp/>

此花区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 65,304人
面 積 19.28km²
世帯数 32,143世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成 4 年 法人化
平成 6 年 区在宅サービスセンター開設
(此花ふれあいセンター)



まちがいが許されるレストラン「てへぺろキッチン」 ー施設・企業・ボランティアとともにー

「てへぺろキッチン」は、認知症当事者の方々がホールスタッフを務めるレストランです。

区内の高齢者施設職員からこの取組みを進めたいと区社協が相談を受け、企業やボランティア団体などに声をかけたところ、実行委員会が発足。さまざまな検討を積み重ね、平成31年3月のプレオープンを経て、取組みが始まりました。

「てへぺろキッチン」では、注文した料理と違った料理が運ばれてきてもそれを注意するのではなく、受け止め、その人ができるようにサポートをします。このような関わり方を多くの人に理解してもらうことで、認知症当事者が地域でも輝いて生活することが出来ます。当事者のいきいきとした姿を見て、イベント参加者やスタッフは「認知症になっても周囲のサポートがあれば輝くことができる」ということを実感しました。

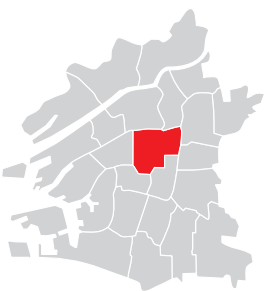
この取組みは企業や施設が地域貢献活動をおこなうきっかけとなり、区社協は実行委員会の主体的な取組みのサポートを続けています。今後も「てへぺろキッチン」の支援を続けながら、福祉施設や企業、ボランティアをつなげ、拡げる役割を担っていきます。



区社協HP <https://konohana-kushakyo.or.jp/>

中央区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 103,779人
面 積 8.87km²
世帯数 67,003世帯

区社協の沿革

平成元年 南区・東区の合区に伴い設立
平成6年 法人化
平成11年 区在宅サービスセンター開設
(ふれあいセンターもも)



中央区子どもの居場所連絡会 「中央区子どもサポートフォーラム」

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、食に関するニーズが高まる地域もあるなか、区内の子ども食堂などが中心となり、多くの世帯への生活支援が展開されました。日に日に多くなる提供食数をともに支えたのが、新たな協力者である飲食店、企業、寺院などでした。区社協の調整で結びついたところも多く、中央区子どもの居場所連絡会事務局を務めていることもあり、スムーズな需給調整ができました。

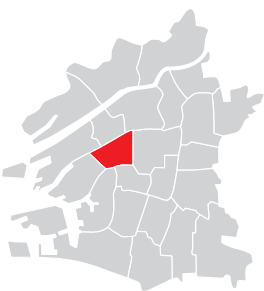
また、当時の連絡会代表の「今こそ啓発イベントを」との想いを発端にフォーラムの企画部会が立ち上がり、令和3年2月に「中央区子どもサポートフォーラム」を開催。連絡会メンバー主体で、チラシの作成や広報、講師や会場調整、当日の進行など、連携・協働し進めることができました。区社協としては地域に根差した協力のネットワークを広げるための連絡調整に注力し、区内の民生委員・児童委員の研修として位置づけられるなど、この機会だからこそつながりづくりを進めることができました。イベントを通して活動者同士の連携の意識や、地域での啓発が確実に進んでいます。



区社協HP <http://www.osaka-chuo-syakyo.jp/>

西区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 105,891人
面 積 5.21km²
世帯数 63,791世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成5年 法人化
平成9年 区在宅サービスセンター開設
(にしがほり)



「立ち寄り処」^{どころ}「包括レンジャー」を活用した 高齢者や地域へのアプローチ

平成23年度から、高齢者の居場所・出張相談の拠点として「高齢者の立ち寄り処」を地域活動者とともに立ち上げてきました。企業や病院などの協力も得て、令和元年度には10か所で開催するまでに至りました。月1回程度の開催ですが、内容は折り紙、体操、お茶会やミニ講座など多岐にわたり、喜ばれています。

出張相談の場でもあるこの立ち寄り処の周知には、西区地域包括支援センターの広報紙「包括レンジャー」を活用しています。新型コロナウイルス感染症

の影響で立ち寄り処が中止となった際には、脳トレプリントの配布情報や感染予防のポイント、ワクチンに関する情報を掲載し、コロナ禍でも変わらず毎月約200か所に配架しています。

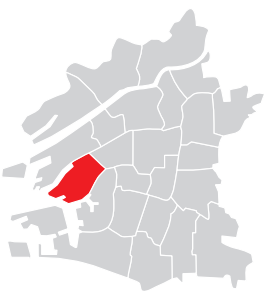
立ち寄り処でのおしゃべりから介護保険サービスの利用につながった方や、出かける機会、友人が増えたことを喜ばれる方もいます。西区社協は、これからも徒歩で行ける交流の場「立ち寄り処」を住民協働の相談窓口とし、「包括レンジャー」で途切れない情報を発信し、住民へのアプローチを続けていきます。



区社協HP <https://nishi-fukushi.or.jp>

港区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 81,001人
面 積 7.86km²
世帯数 42,581世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
昭和55年 法人化
平成 8 年 区在宅サービスセンター開設
(ひまわり)



地域のことは地域で考える 小地域ごとの「地域福祉活動計画」の取組み

港区では地域福祉活動計画の策定にあたり、「地域ごとに課題は異なるはず。小地域ごとの活動計画を」との思いで、区役所の協力のもと、各地域の理解を得て、取組みを進めてきました。「地区社会福祉協議会」「地域活動協議会」をはじめ地域福祉活動に関わるさまざまな団体や、福祉、医療、教育などのさまざまな関係者に呼びかけ、ワークショップを開催しました。初めは戸惑いのあった住民の方々も、回数を重ねるうちに「自分たちの町のことを話しているんや」と徐々に意識が変わり、平成26年3月、プラン名や表紙に至るまで各地域の思いが反映された11地域の第1期計画が策定されました。

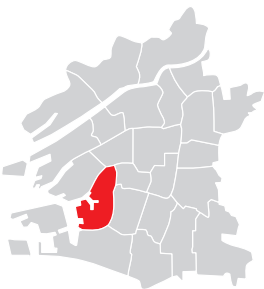
5年間の計画期間を経て、令和元年度からは、より身近でより実効性のある計画を作ろうと、地域ごとに3～4のプロジェクトからなる第2期計画が策定されました。一例として、「見守り情報を知ろうプロジェクト」として要援護者のマッピングや、福祉・介護・医療情報をまとめた「やさしさマップ」の作成など、現在も各地域で取組みが進められています。



区社協HP <http://minatoku-shakyo.com/>

大正区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 62,149人
面 積 9.43km²
世帯数 29,791世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成4年 法人化
平成7年 区在宅サービスセンター開設
(大正区ふれあい福祉センター)



長年続く大正区の福祉まつり「きらめきパーティー」 コロナ禍では地域ごとに開催

大正区社協の福祉まつり「きらめきパーティー」は、地域住民、ボランティア（グループ）、福祉施設の方々と実行委員会を結成し、日頃の活動発表や模擬店、バザー、福祉のまちづくり活動を啓発・交流する場として、平成19年度から毎秋、区在宅サービスセンターを会場に500人規模の参加で開催してきました。

しかし、令和2年度はコロナ禍により、大規模で密な行事は見送りとなり、安全な形として、10地域社協、区社会福祉施設連絡会と共催し、11月の土日3日間に分け、地域ごとに集会所門前などアウトドアでおこなう「ミニきら2020」として開催し、延べ約500人が参加しました。地域と各種団体の活動展示や周知チラシの配布、フードライブなどをおこない、集える場所や地域活動を紹介する機会が少ないなか、来場者にも主催者にも、地域活動の参加・再開のきっかけとなる取組みとなりました。

令和3年度は、安全に配慮しながら15回目となる「きらめきパーティー」再開を企画しています。

令和元年度「きらめきパーティー」



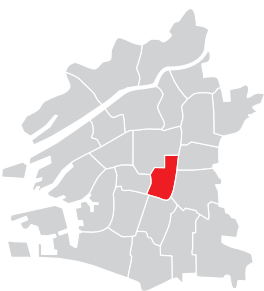
令和2年度「ミニきら2020」



区社協HP <http://taisho-fureai.or.jp/>

天王寺区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 82,216人
面 積 4.84km²
世帯数 42,037世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成4年 法人化
平成9年 区在宅サービスセンター開設
(ゆうあい)



災害に強いまちづくりをめざして

平成30年度から毎月1回、災害時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するため、「防災検討会」を実施しています。災害時に連携できるよう、区役所の担当課にも参加を依頼し、協働しています。

検討会では、勤務中に災害が起きた時の想定だけでなく、休日や勤務時間外での対応も視野に入れ、到着した職員が何をするのかを学ぶ訓練や、災害ボランティアセンターの運営・設置訓練、マニュアル作成などに取り組んでいます。また、地域住民とともに、災害時の対応について学ぶ講座「気づけるランド」を開催し、災害ボランティアセンター体験や平時の対応を考えるワークショップなどを実施することで、要配慮者の存在や平時のつながりの大切さに気づき、互いに助け合える地域づくりに向けた意識を醸成しています。その他、職員のための災害時指示書や備品BOX、天王寺区社協版BCP作成などにも取り組んでいます。

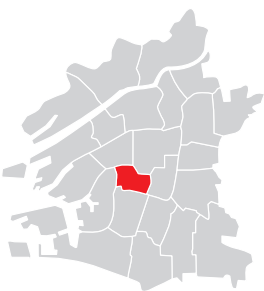
今後は、区役所や区内にある大阪国際交流センターと連携した訓練なども実施し、外国にルーツを持つ市民への支援も視野に入れながら、さらに災害に強い社協、災害に強いまちづくりをめざします。



区社協HP <http://yuuai.org/>

浪速区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 75,628人
面 積 4.39km²
世帯数 53,094世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成 6 年 法人化
平成12年 区在宅サービスセンター開設

「地域見守り会議」を通じた 見守り・安否確認の取組み

浪速区社協では平成30年度から「地域見守り会議」の立上げを支援し、現在では区内全11地域(連合振興町会単位)において発足しています。この会議は、個々の住民が抱える生活のしづらさや不安を、地域住民みんなの課題と捉え、住民相互の支え合いを通じた“誰一人取り残さない社会”の実現を目的としています。各地域の会議では、要援護者名簿を活用した“見守り”をどのようにおこなうかの検討や、地域における課題を共有し、確認する機会になっています。

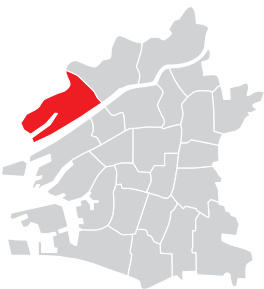
平成30年6月の大阪府北部地震の際や、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態のなかで、町会長、女性部長、民生委員・児童委員など地域の支援者と、区役所や区社協などの関係機関が協力し合い、要援護者名簿による安否確認を実施することもできました。浪速区社協では今後も「地域見守り会議」を通して、地域での見守り体制構築の支援を継続し、“安心して暮らせる仕組みづくり”の実現をめざしていきます。



区社協HP <https://naniwa-ku-cosw.or.jp/>

西淀川区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 95,957人
面 積 14.21km²
世帯数 46,183世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成 3 年 法人化
平成 9 年 区在宅サービスセンター開設
(ふくふく)



西淀川ささえあいあいプラン 支え上手 支えられ上手な人があふれるまちをめざして

西淀川区では、平成18年3月に福祉のまちづくりを進めるための行動指針「地域福祉アクションプラン」を策定しました。さらに平成28年6月「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に向け、区民ニーズや地域特性に基づき取組みを進めてきました。

そして新たな時代における地域福祉の本格的な展開をめざし、区役所と区社協が区内で活躍する地域住民をはじめとする多様な主体(地域団体、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設、NPO、企業など)と協力し、令和2年7月「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画 西淀川ささえあいあいプラン」を策定しました。

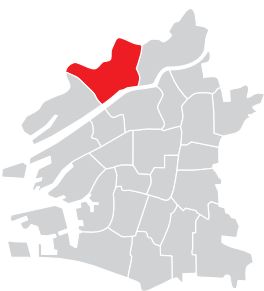
計画の基本理念「支え上手 支えられ上手な人があふれるまち西淀川」の実現のため、「気づく」「知り合う」「助け合う」「届ける」「活かす」の基本目標を設定し、現在4つの部会「福祉語ろう会」「ちょこっと♡助っ人ポイント制度」「ウェルカムバンクかわり隊員」「となりのお節介さんの認定」を設置し、区民のみなさんと一緒に推進しています。



区社協HP <https://www.fukufuku.or.jp/>

淀川区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 183,586人
面 積 12.64km²
世帯数 103,820世帯

区社協の沿革

昭和26年 東淀川区社協設立
昭和49年 東淀川区からの分区に伴い淀川区社協となる
平成3年 法人化
平成7年 区在宅サービスセンター開設
(やすらぎ)



コロナ禍での生活課題(貧困の連鎖の防止)への取組み

淀川区社協では、新型コロナウイルス感染症の影響などで日常生活の維持が困難な世帯に、緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付の受付業務を実施するなか、貧困世帯への緊急支援の必要性を認識し、「フードドライブ」「子どもレスキュー事業」を実施しました。さらに、「サニタリードライブ」や「フードロスからコミュニティづくり」などの事業を展開してきました。

それぞれの事業は、日常生活の維持が困難な世帯、特に子どもへの支援を重点に実施しています。個人や区内の企業、学校、介護事業者、生活協同組合、ライオンズクラブなどにはたらきかけ、事業への理解を求め、善意銀行預託(物品、金銭)という形で協力を受けました。

事業周知は、貸付希望者や行政、区内の社会福祉施設、小・中・高校及び専門学校、地域振興会、生活困窮者自立相談支援窓口、スーパーなどにチラシを配布するとともにSNSも活用しました。

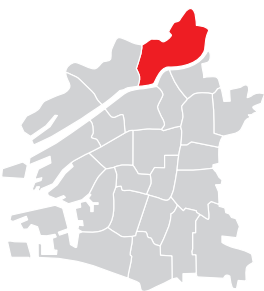
申請のハードルを下げるため、電話だけでなく、二次元コードを使ったホームページからの申込みも実施し、申請者に寄り添った取組みを進めています。



区社協HP <https://www.yodogawaku-shakyo.com/>

東淀川区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 177,286人
面 積 13.27km²
世帯数 99,406世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成 3 年 法人化
平成 9 年 区在宅サービスセンター開設
(ほほえみ)



みんなでつくる 新たなボランティア・市民活動センターのカタチ

東淀川区ボランティア・市民活動センターは、平成27年にオープンして以来、多様な分野で活躍する運営委員が主体的に運営委員会を開催し、毎回活発な意見・情報交換をしています。

運営委員会は通算50回を超え、その積み重ねから「気軽にボランティア活動に触れる」をテーマに、「ボランティアミニ講座」の開催につながりました。運営委員自らが講師を務めたり、外部講師に依頼するなど、企画運営をしています。多数のボランティアの参画による啓発事業も開催するなど、プログラムの企画



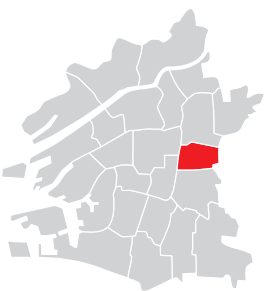
から当日の運営まで、運営委員や登録ボランティアグループとの協働により取り組んできました。さまざまな活動に触れ、体感することで、自分に合った「ボランティアのカタチ」を見つけた方も多くいます。

今後も、これまでに得られた「つながり」を原動力にし、持続・発展させながら、「人と人が出会いつながる」場面が一層増えるよう、PRの強化・充実に努めていきます。

区社協HP <https://www.hohoemi-kushakyo.or.jp>

東成区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 85,024人
面 積 4.54km²
世帯数 45,501世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成 4 年 法人化
平成 9 年 区在宅サービスセンター開設



おまもりネット事業によるセーフティネットの強化

「おまもりネット事業」は、見守りや声かけ活動の一環として、高齢の方や障がいのある方に「おまもりネット手帳」や「おまもりネットカード」といったツールを配付し、地域の福祉活動者とケアマネジャーなどが情報を共有し、介護保険サービスを利用するようになって地域とのつながりや支え合いが継続していくことをめざした取組みです。

区独自事業の「『おまもりネット事業』を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業」では、各小学校下に地域福祉活動サポーターを配置し、「高齢者食事サービス」「ふれあい喫茶」「子育てサークル」「個別の見守りや声掛け活動」などさまざまな地域福祉活動の機能維持と充実を図っています。

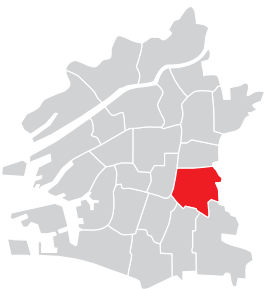
また、個別支援事例や地域課題について、民生委員・児童委員や町会長などの地域関係者と専門職が情報を共有し、話し合う「地域ケアネットワーク連絡会」は、地域福祉を推進する協議の場として全11地域で開催しています。



区社協HP <http://www.higashinarikushakyo.jp/>

生野区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 127,479人
面 積 8.37km²
世帯数 67,378世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成5年 法人化
平成10年 区在宅サービスセンター開設
(おかちやま)



区の特徴を踏まえた「共生のまちづくり」の推進

生野区では、外国籍住民が20%以上居住しており、従来から多文化共生社会の実現をめざした取組みが進められてきました。その一つとして、地域福祉アクションプランの「在日韓国朝鮮人・外国籍住民部会」で取り組んできた、在日高齢者支援ボランティア養成講座などを、現在も継続して実施しています。また、区が推進する「やさしい日本語」に対応し、誰もが理解しやすい生活情報の発信にも取り組んでいます。

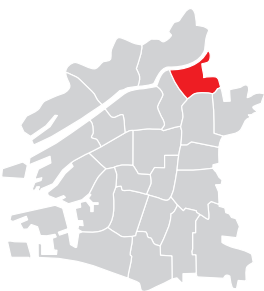
区社協では、生活のしづらさを抱える人たちの事態の深刻化を未然に防ぐため、地域での発見・見守りを推進するとともに、「社会福祉施設連絡会」「地域共生ケア生野推進委員会」など各連絡会と連携・協働することで適切な対応ができるよう取り組んでいます。区社協では、困っている人が少数であっても見逃さず、声なき声を大切に、「一人ひとりの困りごとを見逃さない福祉のまちづくり」の推進に努めています。



区社協HP <https://ikunoku-shakyo.jp>

旭区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 89,755人
面 積 6.32km²
世帯数 45,192世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成5年 法人化
平成10年 区在宅サービスセンター開設
(あさひあったかセンター)



マタニティカフェゆるり

—子育てはお腹の中からはじまっています 支え・支えられてホッとして—

旭区社協では、区内の子育て支援機関による「あさひ子育て安心ネットワーク」の取組みや、「あさひ学び舎事業」「子育てサービス利用者支援事業」「あさひ子育て見守り事業」のほか、こどもカフェの運営支援など、子育て支援の取組みをおこなっています。

また、毎月1回、町家カフェゆるりで「マタニティカフェ」を開催しており、ママたちには、こども病院ドクターとお茶をしながらのお話し会、我が子へのカードづくりなど、ホッとしたひとときを過ごしていただき、その間に別室では一時保育ボランティアさんが赤ちゃんをあたたかく見守ってくれています。

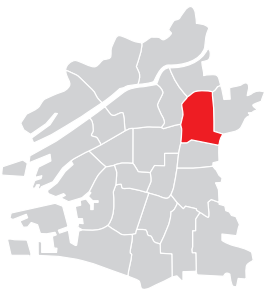
令和2年5月には、お話し会の5年分の内容をまとめた本を発行し、妊娠中の方、子育て中の方、子育て関係機関などへ配付しています。旭区社協では、これらの取組みを通じ、必要に応じて関係機関などにつなぐことも意識しながら、「子育ての不安や悩みはみんないっしょ」「一人で悩まないで」の思いを伝え、力になれるよう支援していきます。



区社協HP <https://sansan-asahi.or.jp/>

城東区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 169,135人
面 積 8.38km²
世帯数 82,726世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
昭和51年 法人化
平成10年 区在宅サービスセンター開設
(ゆうゆう)

同じ経験をするからこそ共感できること —当事者や家族を支援—

城東区社協では、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、介護者家族の会、発達障がい当事者の会・親の会、不登校ひきこもり親の会など、当事者や家族が集まる会合を定期的に開催しています。同じ立場の人たちがつながり「孤立せず支えあう場」、そして多くの専門家や支援者が集い「包括的に支援する場」づくりに取り組んでいます。

介護者家族の会は、平成14年に城東区社協主催で家族の交流会を開催したのが始まりで、平成17年度から自主運営グループ「城東かぼちゃの会」として、お互いの近況報告や介護に関する情報交換などをおこなっています。

「発達障がいについて考える会 カラフル」、「不登校ひきこもり親の会 ほっとタイム」は、平成24年度に設立し、当事者や親などの家族が集い、支えあう場として月1回開催しています。さらに、当事者や家族の協力のもと、みんなで考え、講演会や啓発活動などをおこなうなど、課題を解決していくベースとなっています。

発達障がいについて考える会「カラフル」
～父・母・当事者の立場からともに学びませんか～
(親の会、当事者の会)
「子どもの教育が親になる」「人とうまく関われない」同じような課題を抱えた方同士、お互いのことを学びあう場をもちたい。子育ての悩みや不安、当事者の気持ち、親の気持ちなど、お互いに学びあう場をもちたい。一緒に学び、支えあおう。

目 的 毎月第3土曜日 10時～12時
場 所 城東区在宅サービスセンターゆうゆう
大阪府城東区中津2-11-10
対 象 発達障がいについて関心のある保護者、当事者の会、発達障がい当事者の会、子育ての悩みや不安、当事者の気持ち、親の気持ちなど、お互いに学びあう場をもちたい。

参加費 無料
TEL 06-6936-1153
FAX 06-6936-1154

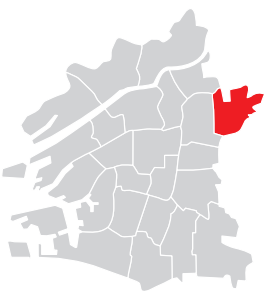
不登校・ひきこもり 親の会 「ほっとタイム」
子どもが不登校・ひきこもりになったとき、どのように対応すればいいのかわからない、どうしてか分からない、支えあえる場をもちたい。同じような悩みを抱えた方同士、お互いのことを学びあう場をもちたい。一緒に学び、支えあおう。

目 的 毎月第3土曜日 13時30分～15時30分
場 所 城東区在宅サービスセンターゆうゆう
大阪府城東区中津2-11-10
対 象 不登校・ひきこもりの経験がある子どもを持つ保護者の方、支えあえる場をもちたい。同じような悩みを抱えた方同士、お互いのことを学びあう場をもちたい。

参加費 無料
TEL 06-6936-1153
FAX 06-6936-1154

鶴見区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 112,754人
面 積 8.17km²
世帯数 48,781世帯

区社協の沿革

昭和49年 城東区からの分区に伴い設立
平成5年 法人化
平成7年 区在宅サービスセンター開設



男性シニアによる共同菜園ボランティア活動の推進 -「おいしかったよ!」の声が嬉しくて、みんなで野菜を作って提供-

仕事中心の生活で地域と関わる機会がなかった男性は、退職後に住み慣れた地域で充実した生活を送りたいと思っても、そのきっかけが少ない傾向にあります。そこで、男性シニアが共同菜園ボランティア活動を通じ、人や地域とつながり、生きがいのある生活を送る居場所をつくるための講座を開催しました。その後、修了生によるボランティアグループの立上げ支援をおこない、「鶴見区シニアボランティアアグリ」が誕生しました。

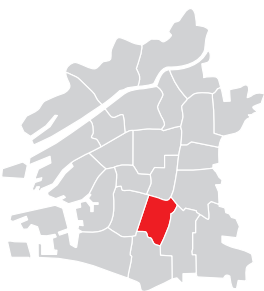
区社協では広報・情報発信を支援し、現在は17人が加入。助成金申請、SNS投稿の提案をおこなうことで、備品購入や収穫量の増加につながっています。

活動の原動力は、こども食堂などへ野菜を提供した後の「おいしかったよ!」のお礼のメッセージです。区社協では、そのメッセージを畑に掲示し、メンバーに見てもらえるようにしています。今後も、団体同士のコーディネートや、こどもたちとの交流などを企画・実施し、男性シニアの活躍の場を拡げていきます。



区社協HP <http://www.tsurumi-kushakyo.or.jp/>

阿倍野区 社会福祉協議会



区の概要

人 口 111,141人
面 積 5.98km²
世帯数 53,527世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成4年 法人化
平成7年 区在宅サービスセンター開設



地域を支える地域福祉コーディネーター (あべの安全・安心 見守り、支え合い隊事業)

阿倍野区社協では、区独自事業「あべの安全・安心 見守り、支え合い隊事業」を通じて、「誰もが安心して暮らせるつながりのあるまちづくり」のため、地域福祉コーディネーターを各地域に配置して、ともに活動を推進しています。

地域福祉コーディネーターの役割は、

- ①要援護者の把握と名簿への登録
- ②地域ボランティア活動の育成と推進
- ③見守り体制構築に向けた取組み推進
- ④要援護者の個別支援のための連絡調整の大きく4つに分けられます。

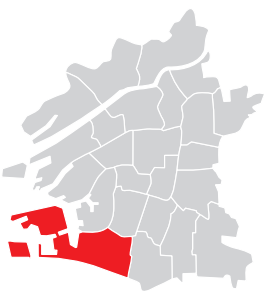


地域福祉コーディネーターは、普段から地域の要援護者を日常的に見守り、関係者と連携して見守り体制を構築しています。令和2年からのコロナ禍においては、訪問が難しくなりましたが、電話での安否確認を積極的におこなうなど、紡いできたつながりが途切れないように心がけています。地域によっては、この状況下でも集まりを継続できるように、誰でも気軽に参加できるパラスポーツ「ボッチャ」を楽しむ場(写真)をつくりました。

これからも、集いの場を広げ、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

区社協HP <http://www.abenokushakyo.jp/>

住之江区 社会福祉協議会



区の概要

人 口 120,157人
面 積 20.68km²
世帯数 59,770世帯

区社協の沿革

昭和49年 住吉区からの分区に伴い設立
平成3年 法人化
平成9年 区在宅サービスセンター開設
(さざなみ)



コロナ禍でもつながりを絶やさない！ ー地域福祉活動ICT化への取組みー

住之江区社協では、令和2年度に大阪府からの交付金を受けて実施した「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」により、全14地域にタブレット端末を貸与しました。導入時には、地域のICTに対する抵抗感を減らすため、使い方講座やZoom講座をおこないました。さらに、区社協と14地域でLINEグループを作り、いつどの地域からでも瞬時に情報共有が可能な体制を作りました。コロナ禍で集まりづらい状況の中でも、全地域をオンラインでつないでの連絡会や、見守り活動の推進のための研修を開催し、当日は職員が各地域へ接続などのサポートに奔走しました。

令和3年度には、地域でのワクチン接種予約の代行支援にタブレット端末が大活躍。終了後には、LINEのグループ通話で地域同士が即時に情報共有する姿もあり、地域でのタブレット活用をはじめICT化への機運が高まりつつあります。

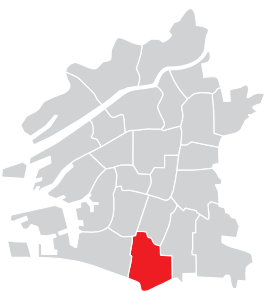
今後は住民向けのスマホ講座などを開催し、端末を通じて地域と住民がより気軽につながれるようはたらきかけていきます。地域福祉活動のさまざまな場面でICTを主体的に活用してもらえよう、寄り添いながら支援していきます。



区社協HP <http://www.saza73.jp/>

住吉区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 153,225人
面 積 9.40km²
世帯数 78,081世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成4年 法人化
平成8年 区在宅サービスセンター開設



これからの地域福祉の絵を描く10年 －地域見守り支援システム構築から地域座談会まで－

住吉区社協では、平成23年度から区役所とともに検討を重ね、災害時の支援と日常的な見守りを一体的なものとして取り組む「住吉区地域見守り支援システム」の構築を進めてきました。あわせて平成26年度には区内の社会福祉法人と協力して、孤立死ゼロをめざし、CSWを配置する区の事業に取り組んできました。この取り組みのなかで、区社協は、小地域における地域福祉の窓口・拠点を設けることを重視し、区役所と協議を重ね、地域支援事務所を開設すること、そこに相談員を配置することができました。

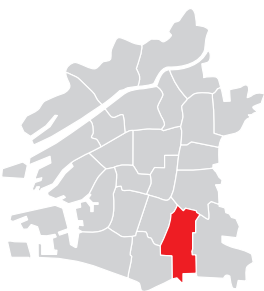


その後、住吉区では平成29年5月に区地域福祉ビジョンが策定され、区社協としても策定に協力し、めざすべき姿として、「つながり・みまもり・支えあいシステム」の図を描きました。平成30年度からは「話し合いの場」の定着をめざし、小地域ごとの地域座談会を開催。関わった人が“ワクワク”するようなプランの実現に向け、地域の活動者、NPO、社会福祉法人、商店など多様な方々の参画を得て検討しています。

区社協HP <http://www.sumiyoshi-wel.net/>

東住吉区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 127,960人
面 積 9.75km²
世帯数 61,860世帯

区社協の沿革

昭和26年 設立
平成元年 法人化
平成6年 区在宅サービスセンター開設
(さわやかセンター)



住民同士の有償助け合い活動「とんずみサポート」

平成27年度から区役所の委託事業として「地域福祉サポート事業」を受託するなかで、有償による住民の助け合い活動について検討し始めました。複数回に渡る地域への説明会などを経て、平成28年4月から「とんずみサポート」がスタートしました。

無償のボランティア活動では、依頼者は気を遣って言いたいことを言えなかったり、少しの報酬があれば活動してみたいという活動者もいることから、双方の選択肢を増やすことをねらいに、ボランティアな活動として取組みを推進しています。

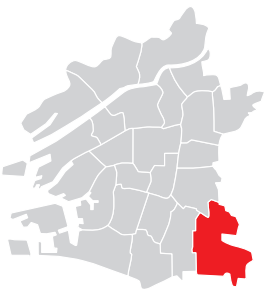
公的制度や専門機関で対応すべきことの代替ではなく、住民同士の助け合い活動として、「ご近所においてできる程度のお手伝い」を基本としています。協力者の資格や経験、専門性などを活かした活動を個別に調整することもあります。ケアマネジャーや社会福祉施設などからの依頼が入ることもあり、内容に応じて活動をおこなっています。



区社協HP <https://sawayaka-c.ne.jp>

平野区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 192,211人
面 積 15.28km²
世帯数 92,413世帯

区社協の沿革

昭和49年 東住吉区からの分区に伴い設立
平成5年 法人化
平成10年 区在宅サービスセンター
(にこにこセンター)開設



平野区ふれあい・ささえ愛アンケートの実施から 地域の活動支援へ

平成29年から30年にかけて、住民の暮らしの実態を把握し、今後の区社協活動の根拠を明確にすることを目的に4,448世帯(区内5%相当無作為抽出)を対象とした「平野区ふれあい・ささえ愛アンケート調査(協力:佛教大学 金澤誠一教授 ※当時)」を、町会長など地域関係者と協働して実施しました。

調査からは地域への帰属意識の高さや愛着、在宅生活を続けるための地域福祉活動へ期待感がある一方で、ご近所づきあいになじまず孤立している層の存在や、担い手として期待したい60～70代の多くが就労せざるを得ない現状が明らかになりました。

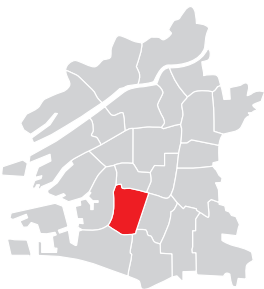
調査結果を踏まえ、「居場所」「有償活動」をテーマの軸として専門職と協働し、プロジェクトチーム化。新たに定年後の男性の仲間づくりとして「The男組」が立ち上がり、買い物支援や音楽活動など、幅広く活躍しています。また、生活支援ニーズの高い地域においては有償ボランティア活動「瓜破北たすけあい活動の会」が新たに立ち上がるなど、地域住民のニーズに即した地域福祉活動の推進に努めています。



区社協HP <http://hirano-kushakyo.or.jp/>

西成区

社会福祉協議会



区の概要

人 口 106,219人
面 積 7.37km²
世帯数 65,747世帯

区社協の沿革

昭和25年 設立
平成5年 法人化
平成8年 区在宅サービスセンター開設 ※現在の別館
平成14年 区在宅サービスセンター（西成区合同庁舎8階）開設
（はぎのさと）



地域や施設と協働した福祉教育の実践

西成区社協では、「ともに生きる力」を育むことを目的に、区内の小中学校を中心に、地域や社会福祉施設など、さまざまな主体と協働して福祉教育を実施しています。

社会福祉施設などと協働することで、専門性を活かした福祉教育プログラムづくりにつながっています。その一例として、ボッチャなどの障がい者スポーツ体験では、「障がいがあってもなくても一緒に楽しめる」といった感想を聞くことができ、従来の疑似体験以上に、当事者の持つ可能性を知り、手を取り合うことの大切さを学び、障がいのある方への理解を深める一歩につながっています。

また地域と協働した福祉教育に取り組む学校では、地域住民との交流やまち歩きをすることで、自分たちが地域の一員であると気づくことができます。さらに「こどもたちは地域のために」「地域はこどもたちのために」といった相互作用をもたらすことにもつながります。

今後も身近な人や地域に目を向ける“きっかけ”を与える福祉教育を、さまざまな主体と協働して実施していきます。



区社協HP <https://nishinari-shakyo.jp/>

IV | 資料編



年 表

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
昭20 1945			8月 第2次世界大戦終結
21 1946		7月 大阪市市民援護会設立	9月 旧生活保護法公布
22 1947		9月 大阪共同募金委員会設立	11月 共同募金の開始 12月 児童福祉法公布
23 1948	6月 萩の茶屋福祉会設立 (地域社協初) 10月 大阪社会事業ボランティア協会設立	11月 市教育委員会発足	6月 国民健康保険法改正 7月 民生委員法公布・施行 12月 世界人権宣言採択
24 1949	6月 大淀区社会福祉協議会設立 (区社協初)	1月 西淀川児童館設置(市初) 7月 大阪市市民援護会が市民共済会に合併し、大阪市市民援護事業団設立	GHQによる厚生施策六原則の提示
25 1950	2月 西成区社会福祉協議会設立 3月 「大阪の社会事業」発刊	5月 民生安定所設置 9月 ジェーン台風被災者援護活動	4月 身体障害者福祉法施行 5月 精神衛生法公布 新生活保護法公布・施行
26 1951	3月 各区に社会福祉協議会設立 5月 大阪市社会福祉協議会設立 (3月創立総会、5月法人認可) 8月 高野山夏季福祉文化講座開講	9月 老人クラブ結成はじまる	1月 中央社会福祉協議会設立 3月 社会福祉事業法公布
27 1952	8月 校庭開放、遊び場設置運動 9月 第1回老人福祉講座開催 10月 「大阪市社会福祉地図」作成		
29 1954	9月 老人生活実態調査 12月 第1回老人学校開催		5月 厚生年金保険法公布・施行
31 1956		11月 社会福祉関係事務、府より委譲	6月 地方自治法改正(大都市特例)
32 1957		6月 大阪市老人クラブ連合会設立 10月 大阪市児童収容施設施設連盟設立	
33 1958		4月 臨時家政婦派遣制度発足 11月 大阪市生活保護施設連盟	12月 新国民健康保険法公布 (国民皆保険)
34 1959	12月 社会事業施設協議会設立	3月 1区1保健所完成 9月 社会福祉会館開館	4月 国民年金法公布(国民皆年金) 11月 国連 児童権利宣言 3月 精神薄弱者福祉法公布
35 1960			
36 1961		2月 心配ごと相談所開設はじまる 4月 大阪市国民健康保険制度発足	
37 1962		1月 中央勤労青少年ホーム開設	
38 1963		9月 「民生事業研究」第1号発刊 11月 西成区老人福祉センター開設(市初)	7月 老人福祉法公布
39 1964	6月 西淀川区社協、善意銀行開設(市初)	9月 市敬老金制度、第1回敬老金贈呈	7月 母子福祉法公布・施行 11月 パラリンピック東京大会開催
40 1965		9月 第1回老人敬愛運動月間実施 11月 ボランティア協会大阪ビューロー設立	8月 母子保健法公布
41 1966		3月 中央更生相談所開設	
42 1967	タウンペアレント運動の展開	9月 本市初の老人憩の家(姫里)開設 10月 市高齢者無料職業紹介所開設 12月 社会福祉審議会発足	

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
43 1968	家庭奉仕員派遣事業市社協受託 4月 地域福祉活動モデル地区指定事業開始	3月 身体障害者家庭奉仕員制度はじまる	国際人権年
44 1969	10月 城東区老人福祉センター開設、区社協が経営受託	10月 民生委員制度 50 周年記念資料室設置 (社会福祉会館)	
45 1970		4月 天六ガス爆発事故 9月 市緊急援護資金貸付制度開始	5月 心身障害者対策基本法公布・施行 勤労青少年福祉法公布・施行
46 1971	4月 砂場設置費補助事業開始	5月 社福審「地域福祉の推進」「社会福祉専門職制度のあり方」答申	
47 1972	9月 老人食事サービス事業開始 (住吉区墨江社協) 12月 生野区社協、市内初の老人福祉電話 7 台設置	1月 老人医療費助成事業開始 6月 社福審「老人福祉対策、障害者福祉対策、専門職制度」各答申	6月 老人福祉法改正
48 1973	1月 老人福祉センターに老人問題相談所併設 6月 老人電話相談センター及び福祉電話貸与制度開始 9月 老人憩の家巡回指導員派遣事業開始 生野区社協、本市初の「老人菜園」開始 11月 第 1 回市老人スポーツ大会		
49 1974	高齢者学級いちょう学園開始 4月 奉仕銀行開設	5月 身体障害者スポーツセンター開館 7月 分区で、市内 26 区になる	
50 1975			国際婦人年 国連障害者の権利宣言決議
51 1976	5月 市立勤労婦人センター開設 8月 城東区社協が区社協として初の法人化	10月 社福審「身体障害者福祉における障害別対策について」答申	
52 1977	1月 老人保健・健康増進事業を老人福祉センターにて開始 4月 ボランティア保険取扱開始 勤労青少年ホームに児童厚生館付設はじめる 5月 在宅福祉サービス推進地区指定はじめる		
54 1979		4月 社福審「在宅老人福祉対策の今後のあり方」答申	国際児童年
55 1980	10月 ボランティア活動振興基金設置	4月 「社会福祉研究」創刊号発刊 10月 社福審「ボランティア活動の推進に関する答申」	
56 1981		6月 市人権啓発推進協議会設置	国際障害者年
57 1982	4月 在宅老人機能訓練事業開始 10月 社会福祉研修センター開設	3月 市国際障害者年推進会議「長期的展望に立った障害者対策のあり方について」提言	4月 母子及び寡婦福祉法に改正
58 1983	2月 移動入浴車による老人入浴サービス事業開始	3月 大阪市ホームヘルプ協会事業開始 12月 障害者対策に関する大阪市長期計画発表	国連障害者の 10 年はじまる 2月 老人保健法施行 10月 社会福祉事業法改正 (市町村社協の法制化)

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
59 1984		6月 心身障害者リハビリテーションセンター開設	10月 身体障害者福祉法改正
60 1985	1月 重度障害者入浴サービス事業開始 3月 市老人食事サービス連絡協議会発足 5月 あべのボランティアビューロー開設 10月 虚弱老人援護事業開始		社会保障制度審議会による建議「老人福祉の在り方」について
61 1986	10月 独居老人に「安心ベル」の設置をはじめる ボラントピア事業(2カ年、国指定) はじめる		4月 年金制度改正(基礎年金導入) 1月 老人保健法の改正(老人施設) 長寿社会対策大綱
62 1987	1月 「おおさかしボランティアNEWS」創刊 3月 ボランティアセンター開設 第1回ふれあい広場 7月 地域福祉研究委員会「区・校下社協のあり方について」提言 10月 老人福祉センターにて家族介護教室開始 11月 社会福祉センター供用再開		5月 社会福祉士及び介護福祉士法公布 9月 精神衛生法改正(精神保健法に改称)
63 1988		6月 社福審「大阪市における今後の社会福祉の基本的なあり方について」答申 8月 大阪市高齢化社会対策委員会設置 9月 大阪市民生委員制度創設 70周年記念大会・第43回大阪市民生委員・児童委員大会 11月 高齢化対策推進会議(総務庁と共催)開催	
平1 1989		2月 合区により市内24区に	12月 高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)の策定
2 1990	4月 国際花と緑の博覧会でボランティア活動実施 在宅介護者のつどい事業開始	9月 「いきいきエイジング、みおつくしプラン」策定	国際識字年 6月 老人福祉法等の一部を改正する法律公布(福祉八法の改正)
3 1991	7月 大阪市高齢者総合相談情報センター(高齢者無料職業紹介所併設)開設 児童通所ルーム・パル開設 10月 市社協40周年記念事業 11月 大阪市緊急通報受信事業実施	6月 大阪市いきいきエイジング懇話会設置 7月 大阪市いきいきエイジング推進本部設置 10月 高齢者地域支援システムについて(報告)	10月 老人保健法改正(老人訪問看護制度創設)
4 1992	1月 身体障害者ホームヘルプ事業が市より移管 3月 高齢者総合相談情報センター「8181」創刊 4月 勤労青少年ホーム「子どもの家」事業開始		

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
5 1993	7月 「福祉ちょっと体験スクール」開始	4月 大阪市ひとにやさしいまちづくり推進本部設置 6月 社福審「大阪市における今後の障害者支援のあり方について（答申）」 9月 大阪市高齢者保健福祉計画（平成5～平成11年度）	アジア太平洋障害者の10年 世界の先住民の国際年 12月 障害者基本法制定
6 1994	2月 各区社協法人化完了 4月 「COMVO」創刊 6月 此花区在竣工（大阪市初） 9月 子育て電話相談事業開始 10月 人権啓発推進委員会の設置	3月 在宅介護支援センター運営事業開始 障害者支援に関する大阪市新長期計画策定 9月 社福審「子どもが健やかに生まれ育つための子ども・家庭支援のあり方について（意見具申）」	国際家族年 1月 主任児童委員の設置 3月 21世紀福祉ビジョン 12月 新ゴールドプランの策定 エンゼルプラン策定
7 1995			国連人権教育の10年 1月 阪神・淡路大震災発生 11月 高齢化対策基本法制定 12月 障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～策定
8 1996	4月 勤労青少年ホーム「乳幼児広場」事業開始 9月 第5回全国ボランティアフェスティバル開催		
9 1997	10月 大阪市財産管理支援センター（あんしんサポート）開設 11月 ふれ愛びっく大阪でふれ愛フレンドによる応援ボランティア・ふれ愛ひろば	3月 大阪市高齢者保健福祉計画（改訂版） 10月 大阪後見支援センター開設	6月 児童福祉法改正 12月 介護保険関連三法制定
10 1998	1月 24時間巡回型ホームヘルパー派遣モデル事業開始 7月 実感ボランティア・夏場所開始 12月 大阪市ボランティア情報センター開設	3月 大阪市児童育成計画策定 市民ボランティア活動支援指針策 4月 大阪市障害者支援プラン策定 大阪市障害者施策推進本部設置 「大阪市ボランティア活動支援推進会議」設置	3月 NPO法制定 11月 社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）のとりまとめ
11 1999	10月 第1回ボランティア市民活動フェスティバル開催 11月 子育ていろいろ相談センター開設 社協活動全国会議開催	7月 勤労青少年ホームの愛称「トモノス」に	国際高齢者年 10月 地域福祉権利擁護事業開始 12月 ゴールドプラン21策定 新エンゼルプラン策定
12 2000	4月 市社協ホームページ「くらしサポートネット」開設 7月 浪速区在開設（最終） 9月 高齢者情報センター24時間電話相談事業開始 10月 ふれあい家事・ふれあいデイサービス事業開始 11月 ねりんピック大阪開催協力 子育ていろいろ相談センター「いろいろ」創刊	3月 大阪市介護保険事業計画策定（平成12～平成16年度） 4月 大阪市高齢者保健福祉計画（平成12～平成16年度）	4月 介護保険法施行 5月 児童虐待の防止等に関する法律成立 6月 社会福祉法施行
13 2001	10月 市社協設立50周年記念事業 ファミリー・サポート・センター事業開始	2月 「大阪市民公益活動推進指針」策定 大阪市民公益活動推進会議に改組	ボランティア国際年

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
14 2002	4月 奉仕銀行から善意銀行に名称変更 7月 在宅相談員配置 財産管理支援センターに企画管理課とサービス事業課を設置 5か所の分室にサブコーディネーターを配置 10月 地域福祉活動計画策定委員会設置 各区社協の在宅介護支援センターに理学療法士・作業療法士が全区配置	2月 社福審「大阪市における今後の地域福祉のあり方について（意見具申）」	5月 身体障害者補助犬法策定 8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法制定 9月 厚労省「少子化対策プラスワン」発表 12月 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）策定
15 2003	4月 権利擁護相談課及び契約締結審査会設置 6月 権利擁護相談事業を開始・大阪市財産管理支援センターから大阪市あんしんさぽーとセンターに改称 8月 大阪市介護保険施設情報提供等事業を開始 10月 「福祉と人権」研究委員会設置 研修・情報センターの福祉用具展示コーナーで展示開始	1月 大阪市社会福祉研修・情報センター開設 3月 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定（平成15～19年度） 4月 いきいきエイジングセンター開設	3月 全社協「市区町村社協経営指針」策定 4月 障害者支援費制度施行（2006年障害者自立支援法に移行、4月、10月施行） 地域福祉計画実施（社会福祉法） 5月 個人情報の保護に関する法律公布（2005年4月施行） 7月 次世代育成支援対策推進法公布 児童福祉法の一部を改正する法律公布 少子化社会対策基本法公布
16 2004	3月 大阪市地域福祉活動計画策定 4月 大阪市地域福祉活動推進委員会および技術支援部会設置 8月 「ウェルおおさか」創刊 12月 市社協組織運営改革計画策定	3月 大阪市地域福祉計画策定	4月 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（改正児童福祉法）公布（10月施行） 10月 新潟県中越地震発生 12月 発達障害者支援法公布（2005年4月施行） 子ども・子育て応援プラン策定
17 2005	3月 ホームヘルプサービス事業収束 大阪市あんしんさぽーとセンター廃止 10月 人権教育・啓発推進委員会設置	3月 大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画・平成17～21年度）策定 9月 「大阪市における福祉人材養成のあり方について」提言がまとめられる	6月 介護保険法等の一部を改正する法律公布（2006年4月施行） 11月 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）公布（2006年4月施行）
18 2006	4月 全区社協が老人福祉センターの指定管理者となる（～21年度末） 区社協で介護予防事業を実施 介護サービス情報の公表調査事業実施 5月 児童館及び勤労青少年ホーム（トモノス）が廃止 7月 勤労青少年ホーム廃止に伴い、区社協が子ども・子育てプラザ事業を受託 4月 市社協が指定事務委託法人として、要介護認定訪問調査事業を実施 全区でアクションプラン策定	3月 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18～20年度） 4月 地域包括支援センターを創設 11月 大阪市福祉人材養成連絡協議会設立	6月 後期高齢者医療制度公布（健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法改正、2008年4月施行→見直し） 認定子ども園法公布 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）公布（12月施行）

年	市社協の動き	大阪市の動き	全国の動き
19 2007	3月 老人憩いの家関係事業・留守家庭児童対策事業・障害者移動入浴サービスの終了 4月 グループウェア(Job Magic)導入し、情報発信機能強化 6月 成年後見支援センター開設 7月 福祉サービス第三者評価事業の指定評価機関として認証	6月 大阪市成年後見支援センター設立	7月 新潟県中越沖地震発生 8月 福祉人材確保指針改正 9月 国連「障害者権利条約」に署名 12月 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律公布（2009年4月施行） 障害者施策における「重点施策実施5か年計画」策定
20 2008	1月 市民後見人活動開始 3月 市社協改革計画策定 4月 社会福祉研修・情報センター・子育ていろいろ相談センターの指定管理者となる（平成20～23年度） おおさか介護サービス相談センターの運営受託	3月 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成20～23年度）	4月 後期高齢者医療制度開始 5月 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律公布 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律公布・施行 12月 年越し派遣村開設
21 2009	3月 第2期・大阪市地域福祉活動計画策定 4月 内部監査室を設置 7月 区在宅サービスセンター開館時間を変更 10月 地域密着型サービス外部評価事業の指定評価機関に選定 12月 乾繁夫会長が就任	3月 大阪市地域福祉計画（平成21～23年度）策定	4月 改正児童福祉法の施行 5月 介護保険法改正（要介護認定見直し他） 8月 台風9号発生
22 2010	1月 社会事業施設協議会設立50周年記念事業 3月 児童通所ルームパル事業委託終了 4月 老人福祉センターが指定管理者として受託（平成22～25年度）	1月 大阪市子ども相談センター開設 3月 大阪市次世代育支援行動成計画（後期計画・平成22～26年度）策定	1月 子ども・子育てビジョン策定
23 2011	6月 介護サービス情報の公表調査事業及び地域密着型サービス外部評価事業終了 10月 市社協設立60周年記念事業「大阪市社会福祉大会」「設立60周年記念講演会」「大阪市・シカゴ市社会事業従事者研修・交流プログラム」 11月 市社協設立60周年記念事業「えほん展いろいろ」	12月 大阪府市統合本部設置・大阪市改革プロジェクトチーム設置	3月 東日本大震災発生 9月 台風12号発生

直近10年間の動向（平成23年度～令和3年度）

年度	周年	市 社 協	区 社 協
平成 23 (2011) 年度	60	・ 設立 60 周年を迎える	
平成 24 (2012) 年度	61	・ 「新たな地域コミュニティ支援事業」受託・実施（北・南ブロック区社協等との共同体）（～平成 25 年度） ・ 「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」作成	・ ボランティアビューローのボランティア・市民活動センター化が進む ・ 「新たな地域コミュニティ支援事業」受託・実施（北・南ブロック区）（～平成 25 年度）
平成 25 (2013) 年度	62	・ 市ボランティア・市民活動センター化 ・ 市社協・福祉局による連携協定締結	・ 区独自事業の受託が進む ・ 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」開始 ・ 区社協・区役所による連携協定締結
平成 26 (2014) 年度	63	・ 市地域福祉活動支援事業（交付金）開始 ・ 区社協支援のための区担当制を導入 ・ 第 57 回大都市社会福祉施設協議会（大阪市大会）開催 ・ 中期経営計画の策定（平成 26～30 年度の 5 年計画）	・ 区地域福祉活動支援事業（交付金）開始 ・ 市・区社協「生活福祉資金貸付事務事業」を実施 ・ 「認知症初期集中支援チームモデル事業」開始
平成 27 (2015) 年度	64	・ 冊子「区における地域福祉のしくみづくりを推進するために」発行 ・ 「介護予防ポイント事業」開始 ・ 地域福祉シンポジウム（年 1 回）開始	・ 各区社協で「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」開始 ・ 「生活支援コーディネーター配置事業」モデル事業開始 ・ 各区で「生活困窮者自立相談支援事業」実施
平成 28 (2016) 年度	65	・ 市ボランティア・市民活動センター開設 30 周年 ・ 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」開始	・ 各区に 1 か所の地域包括支援センターで「認知症初期集中支援推進事業」開始
平成 29 (2017) 年度	66	・ 「第 1 期 大阪市地域福祉活動推進計画」策定（平成 30～令和 2 年度の 3 年計画） ・ 「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」①②③作成 ・ 大阪市成年後見支援センター開設 10 周年	・ 各区に 1 か所「認知症強化型地域包括支援センター」設置 ・ 各区社協で「生活支援体制整備事業」開始
平成 30 (2018) 年度	67	・ 「地域こども支援ネットワーク事業」開始 ・ 「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」④作成	
令和元 (2019) 年度	68	・ 法人発表会（第 1 回）開催 ・ 職員行動指針作成 ・ 「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」⑤作成	
令和 2 (2020) 年度	69	・ 大阪府の交付金を受けて「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施 ・ 法人発表会（第 2 回）開催 ・ 「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」策定（令和 3～5 年度の 3 年計画） ・ 「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」⑥作成	・ 24 区社協でボランティア・市民活動センター化完了 ・ 大阪府の交付金を受けて「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施 ・ 生活福祉資金新型コロナウイルス感染症特例貸付への対応
令和 3 (2021) 年度	70	・ 設立 70 周年を迎える ・ 「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」に基づく推進方針を定めて取組みを推進	・ 引き続きコロナ禍における地域福祉活動の支援、相談事業を推進 ・ 「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」に基づく推進方針を定めて取組みを推進

年度	周年	地 域	社会情勢・市政・法制度・災害等
平成 23 (2011) 年度	60	・地域福祉活動交付金（区役所から各地域社協・ネットワーク委員会へ交付） ・ふれあい型食事サービス事業は市共通の補助金制度により運営（～平成 24 年度）	【災害】 東日本大震災（平成 23 年 3 月）
平成 24 (2012) 年度	61	・地域社協・ネットワーク委員会活動に対して区役所ごとに補助金要綱を作成 ・地域活動協議会の設立が進む ・保健・医療・福祉ネットワーク推進員が全市的な制度として廃止（平成 24 年度末）	【国】「障害者虐待防止法」施行 【市政】 市政改革プランに基づく市政改革 【市政】「大阪市地域福祉推進指針」策定
平成 25 (2013) 年度	62	・地域活動協議会への一括補助金制度 ・地域福祉コーディネーター等の設置（区によって異なる）	【国】「障害者総合支援法」施行 【国】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
平成 26 (2014) 年度	63		【国】「地域包括ケアシステムの構築」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）公布 【国】認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定 【災害】 平成 26 年 8 月豪雨
平成 27 (2015) 年度	64	・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」に基づく名簿の活用、見守り活動の活性化、ワークショップなどが進む	【国】「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 【国】「生活困窮者自立支援法」施行 【国】介護保険法改正（介護予防・日常生活支援事業総合事業開始） 【国】「子ども・子育て支援法」施行 【市政】 大阪市における特別区の設置についての住民投票
平成 28 (2016) 年度	65		【国】「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 【国】「成年後見制度利用の促進に関する法律」施行 【国】「障害者差別解消法」施行 【災害】 熊本地震
平成 29 (2017) 年度	66	・こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくり活動が広がりを見せる	【国】「改正社会福祉法」施行 【市政】「大阪市地域福祉基本計画」策定 【市政】「大阪市子どもの貧困対策推進計画」策定
平成 30 (2018) 年度	67		【災害】 大阪府北部地震、西日本豪雨、台風 21 号
令和元 (2019) 年度	68		【国】「地域共生社会推進検討会」設置 【災害】 台風 19 号 ※新型コロナウイルス感染症流行
令和 2 (2020) 年度	69	・新型コロナウイルス感染症により多くの地域福祉活動が中止や形態変更となる（配食やボスティング訪問など全的に推進） ・地域福祉活動・会議でも ICT ツール（オンライン会議システムなど）の活用が進む	【国】「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 【市政】 大阪市を廃止し特別区を設置することについての住民投票
令和 3 (2021) 年度	70	・コロナ禍により中止となる活動も多いが、配食活動や見守り活動の継続、ICT ツールを使ったワクチン接種の予約支援など活動を展開する地域もある	【国】 東京オリンピック・パラリンピック 2020 開催

令和3年度 役員・評議員名簿

○正副会長

	氏 名	選 出 母 体 及 び 役 職 名
会 長	宮川 晴美	大阪市此花区社会福祉協議会会長
副会長	清水 弘	大阪市東成区社会福祉協議会会長
	永岡 正己	大阪市阿倍野区社会福祉協議会会長
	吉川 郁夫	大阪市民生委員児童委員協議会会長
	倉光 愼二	大阪市社会事業施設協議会会長
	前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長

○理 事

	氏 名	選 出 母 体 及 び 役 職 名
理 事	矢山 英夫	大阪市福島区社会福祉協議会会長
	大垣 純一	大阪市西淀川区社会福祉協議会会長
	三田 和夫	大阪市淀川区社会福祉協議会会長
	多田 龍弘	大阪市生野区社会福祉協議会会長
	中野 紀久雄	大阪市住之江区社会福祉協議会会長
	川本 公夫	大阪市東住吉区社会福祉協議会会長
	田中 進	大阪府社会福祉協議会常務理事
	林田 潔	大阪府共同募金会常務理事
	北 玲子	大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長
	手嶋 勇一	大阪市身体障害者団体協議会会長
	四宮 政利	大阪市民生委員児童委員協議会副会長
	出海 健次	大阪市福祉局長
	佐藤 充子	大阪市こども青少年局長
	右田 紀久恵	大阪府立大学名誉教授
	吉村 浩	大阪市社会福祉協議会常務理事
	浅井 俊之	大阪市社会福祉協議会事務局長

○監 事

	氏 名	選 出 母 体 及 び 役 職 名
監 事	中村 保弘	税理士
	新田 正尚	大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事

○評議員

氏 名	選 出 母 体 及 び 役 職 名
小玉 始	大阪市北区社会福祉協議会会長
前田 起平	大阪市都島区社会福祉協議会会長
浦野 皖次	大阪市中心区社会福祉協議会会長
笹倉 和忠	大阪市西区社会福祉協議会会長
武智 虎義	大阪市港区社会福祉協議会会長
川上 満	大阪市大正区社会福祉協議会会長
一本松 三雪	大阪市天王寺区社会福祉協議会会長
北口 武司	大阪市浪速区社会福祉協議会会長
吉田 正則	大阪市東淀川区社会福祉協議会会長
宮本 正路	大阪市旭区社会福祉協議会会長
高木 正博	大阪市城東区社会福祉協議会会長
中田 俊二	大阪市鶴見区社会福祉協議会会長
山下 保一	大阪市住吉区社会福祉協議会会長
林 幸男	大阪市平野区社会福祉協議会会長
越村 市二	大阪市西成区社会福祉協議会会長
山本 雅彦	朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長
和田 堅吾	毎日新聞大阪社会事業団常務理事
森脇 睦郎	産経新聞厚生文化事業団専務理事
種田 敦志	N H K 厚生文化事業団近畿支局長
近藤 適	大阪市保育連合会会長
山田 裕子	大阪N P O センター副代表理事
小泉 いと子	大阪市手をつなぐ育成会理事長
浦野 英男	大阪市此花区民生委員児童委員協議会会長
阪中 雅博	大阪市浪速区民生委員児童委員協議会会長
山本 眞路	大阪市東淀川区民生委員児童委員協議会会長
栗野 太一郎	大阪市東住吉区民生委員児童委員協議会会長
山本 智子	大阪府会民生保健委員長
前川 たかし	大阪府医師会理事
小谷 泰子	大阪府歯科医師会理事
中澤 義之	ニッセイ予防医学センター次長
山田 實	釜ヶ崎支援機構理事長
大畑 和彦	区長会議福祉・健康部会長（都島区長）

歴代 役員名簿

年 次	平成 24 (2012) 年						平成 25 (2013) 年					
会 長	乾 繁 夫						乾 繁 夫					
副会長	清中	水田	弘浩	吉神	村谷	八重周子道	清北吉	水尾八重	弘一子	中神	田谷周	浩道
専務理事	壺 阪 敏 幸						壺 阪 敏 幸					
理 事	高山今中	谷野	五謹啓良	正郎貴明	手北嘉岩	嶋尾納村田田	勇悦純俊久	一子昇造	正郎貴明	手橋吉西	嶋本田嶋本	勇文純善奈久恵均郎
	高吉濱	井道橋	定一喜文	寛治夫正雄	吉山右奥東	田田紀田隆		平恵均司	丕寛夫優子	内右奥山	美紀田中	
	酒橋	田井本										
監 事	中 村 保 弘						中 村 保 弘					

年 次	平成 26 (2014) 年				平成 27 (2015) 年				
会 長	乾 繁 夫				乾 繁 夫				
副会長	清 水 弘 北 尾 一	中 田 浩 白 國 哲 司			清 水 弘 北 尾 喜 佐 枝 矢 田 貝	中 田 浩 白 國 哲 司			
専務理事	壺 阪 敏 幸				壺 阪 敏 幸				
理 事	高 谷 正 北 村 満 郎 小 西 丕 寛 高 橋 寛 枝 矢 田 貝 喜 佐 井 手 之 上 優 小 林 眞 喜 子 手 嶋 勇 一	山 本 雅 彦 福 岡 英 雄 西 嶋 善 親 子 内 本 美 奈 久 右 田 紀 恵 均 奥 田 成 郎 山 中 成 郎			高 谷 正 宮 川 晴 美 小 西 丕 寛 高 橋 武 義 房 本 純 造 吉 田 武 史 木 村 武 史 井 手 之 上 優 林 之 上 明	小 林 眞 喜 子 手 嶋 勇 一 山 本 雅 彦 福 岡 英 善 奈 久 西 内 本 美 紀 田 右 奥 中 利 樹			
	監 事	中 村 保 弘				中 村 保 弘			
	後 藤 静 男				後 藤 静 男				

年 次	平成 28 (2016) 年				平成 29 (2017) 年			
会 長	乾 繁 夫				乾 繁 夫			
副会長	清 水 弘 矢 田 貝 喜 佐 枝		中 田 浩 司 白 國 哲		清 水 弘 宮 川 晴 美 矢 田 貝 喜 佐 枝		中 田 浩 司 白 國 哲	
専務理事	西 嶋 善 親							
常務理事					西 嶋 善 親			
理 事	宮 川 晴 美 房 本 武 義 伊 東 允 二 吉 田 純 上 井 手 之 優 林 眞 明 小 嶋 喜 子 手 勇 一		山 本 雅 彦 福 岡 保 次 諫 山 美 奈 内 本 紀 久 右 田 紀 利 奥 田 均 中 川 樹		吉 崎 昌 作 寄 本 文 信 伊 東 允 二 吉 田 純 造 川 本 公 夫 井 手 之 上 林 嶋 勇 優 手 嶋 明 一		矢 野 初 憲 諫 山 保 次 内 本 美 奈 右 田 紀 久 子 恵 均	
	中 村 保 弘				中 村 保 弘			
	後 藤 静 男				後 藤 静 男			
	中 村 保 弘				中 村 保 弘			

年 次	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
会 長	宮 川 晴 美	宮 川 晴 美
副会長	清 水 弘 己 永 岡 正 己 矢 田 貝 喜 佐 枝	清 水 弘 己 永 岡 正 己 矢 田 貝 喜 佐 枝
常務理事	西 嶋 善 親	西 嶋 善 親
理 事	寄 本 文 信 夫 三 田 和 弘 多 田 龍 二 伊 東 允 二 吉 田 純 造 川 本 公 夫 井 手 之 上 優	笹 野 井 庸 夫 寄 本 文 信 夫 三 田 和 弘 多 田 龍 二 伊 東 允 二 川 本 公 夫 田 中 進 潔
監 事	中 村 保 弘 後 藤 静 男	中 村 保 弘 後 藤 静 男

年 次	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
会 長	宮 川 晴 美	宮 川 晴 美
副会長	清 水 弘 己 永 岡 正 己 永 岡 正 己	清 水 弘 己 永 岡 正 己 永 岡 正 己
常務理事	西 嶋 善 親	吉 村 浩
理 事	笹 野 井 庸 夫 三 田 和 弘 多 田 龍 二 伊 東 允 二 川 本 公 夫 田 中 智 偉 子 田 中 進 潔	矢 山 英 夫 大 垣 純 一 三 田 和 夫 多 田 龍 弘 中 野 紀 久 雄 川 本 公 夫 田 中 進 潔
監 事	中 村 保 弘 後 藤 静 男	中 村 保 弘 新 田 正 尚

※平成24年～28年は6月3日時点(平成25年は6月4日時点)。平成29年以降は定時評議員会開催(決議)日時点
 ※本誌掲載以前の役員名簿は設立60周年記念誌参照

大阪市社会福祉協議会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「本会」という。)は、大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 第1号から第3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 社会福祉を目的とする施設及び団体の相互の連絡調整並びに助成
- (9) 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者の連絡調整並びに育成
- (10) ボランティア活動の振興
- (11) あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)
- (12) 大阪市社会福祉研修・情報センターの管理運営受託
- (13) 要介護認定訪問調査事業の受託
- (14) 成年後見支援センター事業
- (15) 休日夜間福祉電話相談事業
- (16) 善意銀行の運営
- (17) 介護サービス相談センター事業の受託運営
- (18) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- (19) 地域こども支援ネットワーク事業
- (20) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、大阪市天王寺区東高津町12番10号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員7名以上32名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事2名、事務局員1名の合計5名で構成する。
3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数

をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給できることとし、評議員の地位にあることのみによっては、これを支弁しない。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 会計監査人の報酬基準の承認
(5) 予算及び事業計画の承認
(6) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(8) 定款の変更
(9) 残余財産の処分
(10) 基本財産の処分
(11) 社会福祉充実計画の承認
(12) 役員等の損害賠償責任の免除又は一部免除
(13) 法人の解散
(14) 吸収又は新設合併契約の承認
(15) その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。
2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上23名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、5名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事並びに会計監査人の各候補者の推薦の提案は、別に定める規程に基づいて、理事会が行うこととする。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

4 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 役員の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給できることとし、役員の地位にあることのみによっては、これを支弁しない。

2 前項に関する規程は、別に定める。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第25条 本会に名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は本会の業務について、会長の諮問に答え、又は助言する。

4 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

5 参与は、会務の運用に参与する。

6 顧問及び参与の任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

- 第31条 本会に会員を置く。
- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行う。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第32条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 本会に、事務局長を1名置くほか、職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第33条 本会の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
現金 300万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数

の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第39条 本会の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。
- 2 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

同 平 林 治 徳
同 伊 東 俊 雄
◇ 監 事 松 井 精 一
同 山 県 忠 次 郎

第10章 解散及び合併

(解散)

第42条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第44条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会の掲示場への掲示もしくは電子公告又は官報、本会の機関紙「大阪の社会福祉」に掲載して行うほか、特に本会の存続等に関わる重要事項については、日刊紙に掲載する。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。
ただし、本会の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

◇ 会 長(理事) 坂 間 棟 治
◇ 副会長(理事) 広 瀬 梢 治
同 (理事) 馬 場 源 政
同 (理事) 塚 原 徳 応
◇ 理 事 宮 原 堅 二 郎
同 前 川 信 治
同 池 永 辰 次 郎
同 麻 島 繁 雄
同 駒 井 信 義
同 南 利 三
同 小 橋 カ ツ エ
同 片 山 鼎
同 賀 集 一
同 高 木 貞 治
同 (常務) 三 井 正 雄
同 三 富 秀 夫
同 北 神 正
同 浜 田 光 雄

附 則

この定款は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
(昭和26年5月28日 大阪府指令民第428号)

附 則

1 この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成13年10月11日 大阪市指令健福第2-67号)

2 平成13年3月29日現在評議員の者の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成13年5月15日までとする。

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成14年6月28日 大阪市指令健福第2-20号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成15年9月12日 大阪市指令健福第4-36号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成18年2月10日 大阪市指令健福第8-69号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成18年12月22日 大阪市指令健福第551号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成19年8月24日 大阪市指令健福第232号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成20年7月11日 大阪市指令健福第208号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成22年5月10日 大阪市指令健福第72号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成23年8月18日 大阪市指令健福第208号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成24年6月26日 大阪市指令福祉船分第14号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成25年4月26日 大阪市指令福祉船分第8号)

附 則

この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成27年5月7日 大阪市指令福祉船分第2号)

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年12月15日 大阪市指令福祉船分第120号)
(平成29年3月24日 大阪市指令福祉船分第406号)

附 則

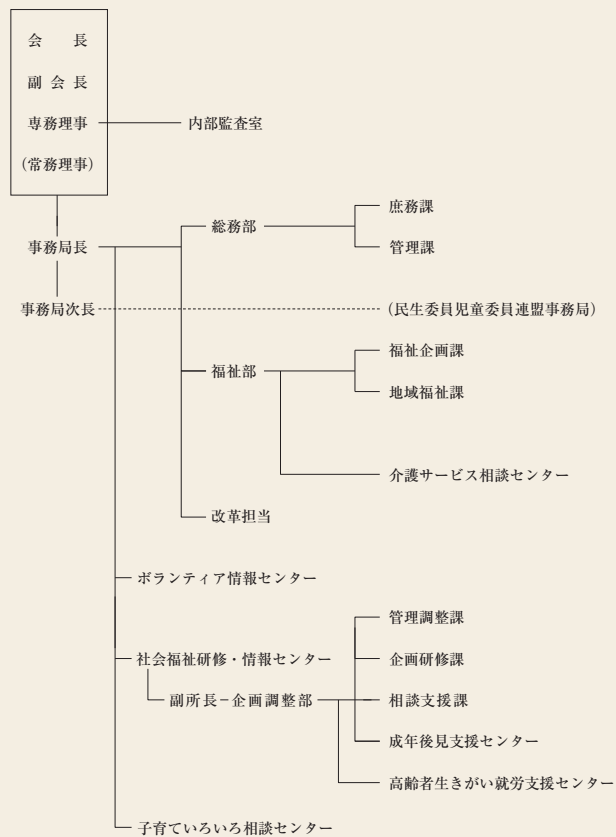
この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成29年9月21日 大阪市指令福祉船分第60号)

附 則

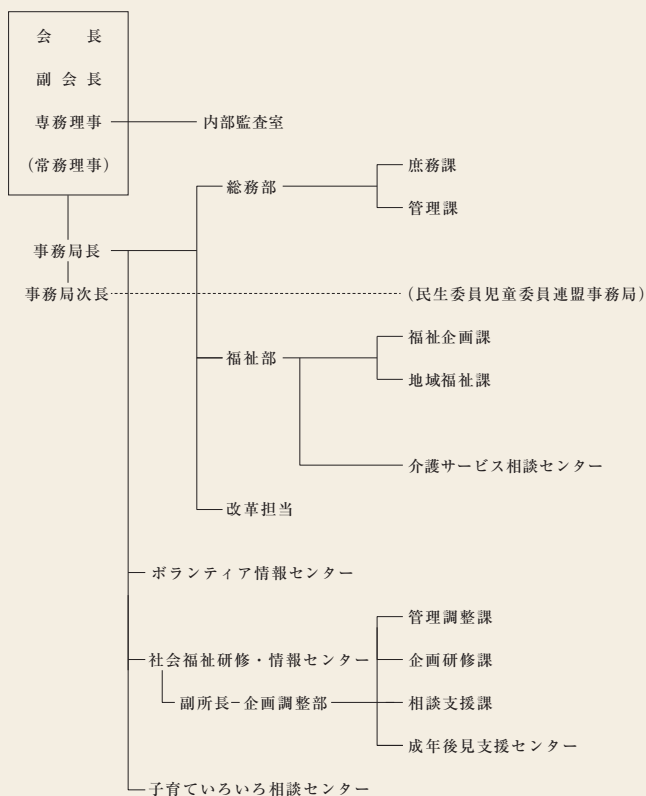
この定款は、大阪市長の認可のあった日から施行する。
(平成30年8月7日 大阪市指令福祉船分第32号)

組織図の変遷

平成23年4月1日～

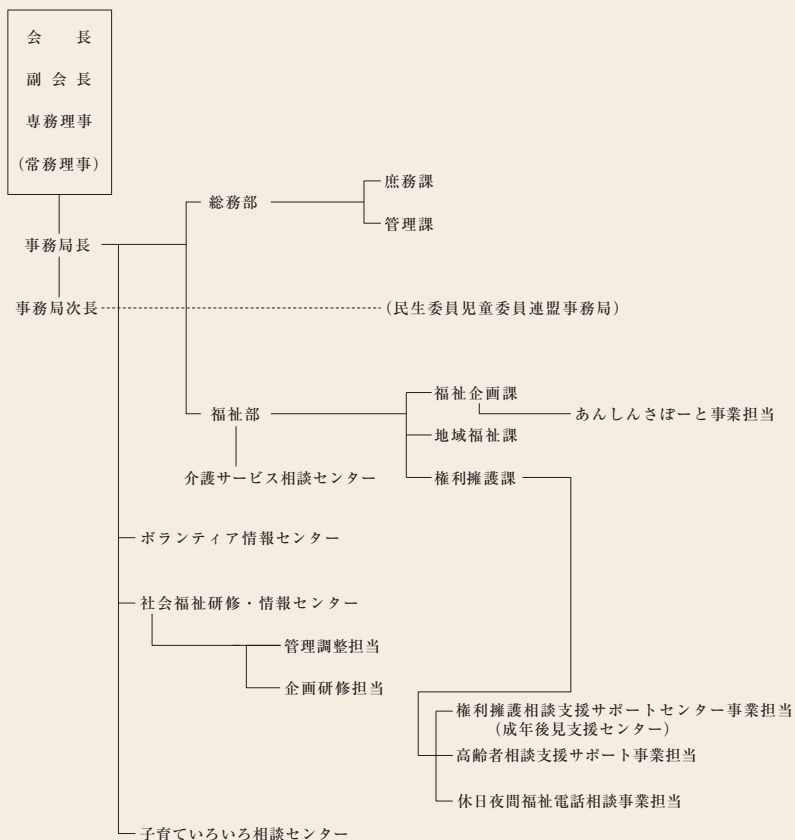


平成24年1月1日～

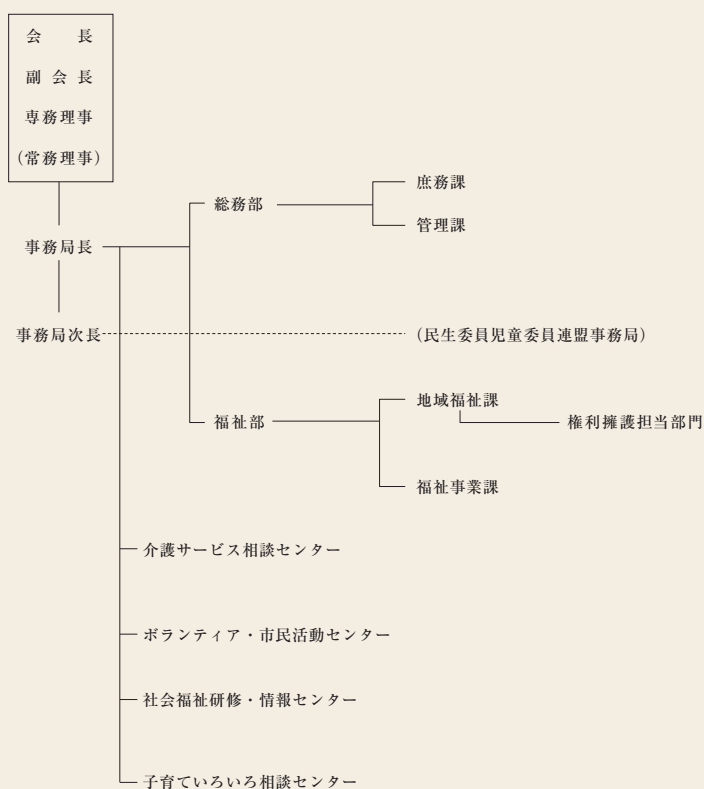


※本誌掲載以前の組織図は設立60周年記念誌参照

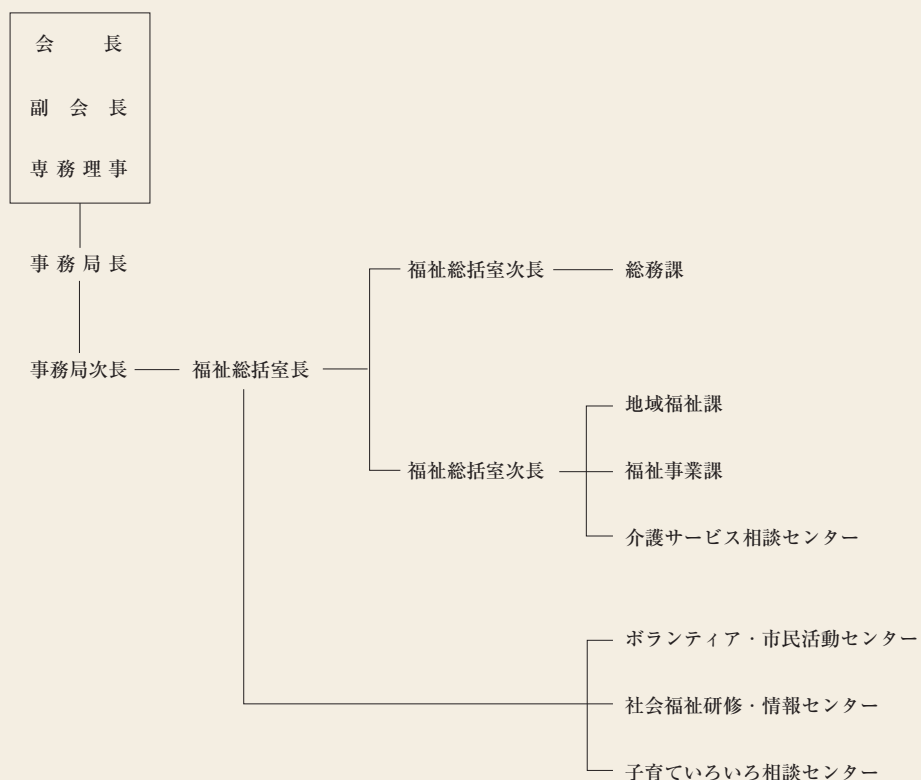
平成24年4月1日～



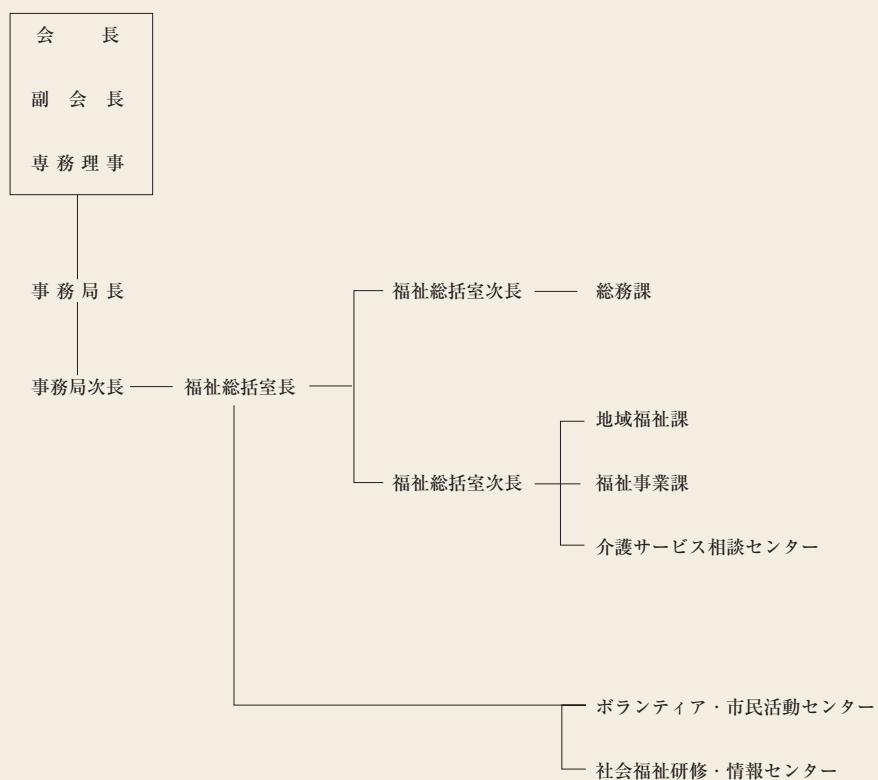
平成25年4月1日～



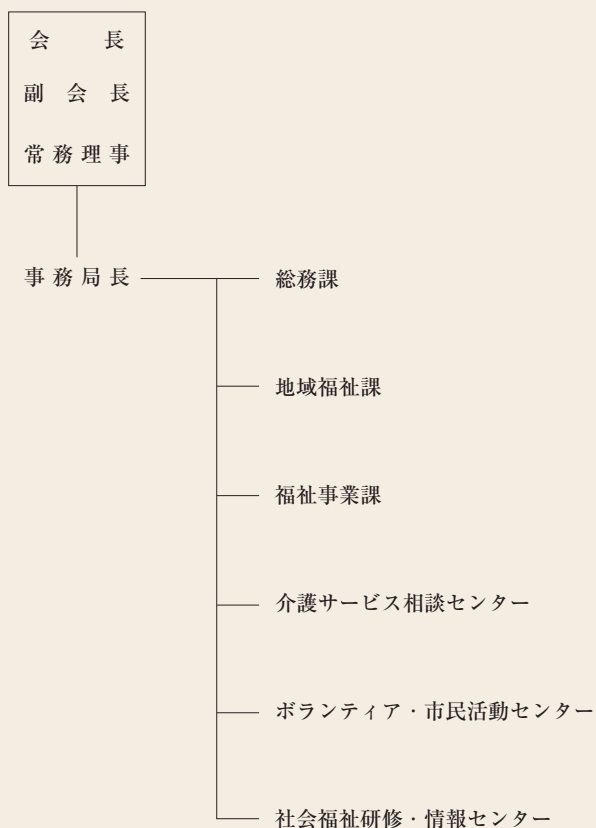
平成26年4月1日～



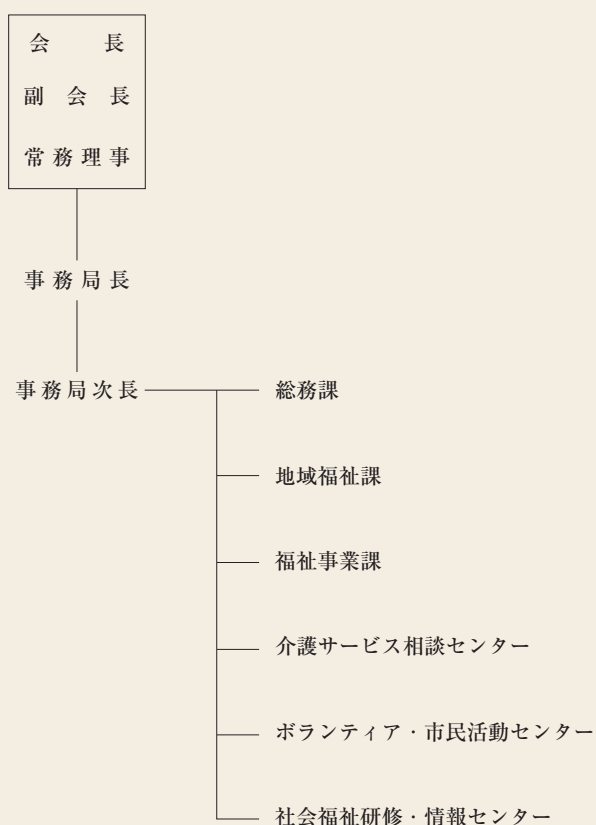
平成27年4月1日～



平成29年4月1日～



平成31年4月1日～
(令和3年11月時点)



大阪市社会福祉協議会 記念誌編集関係者(令和3年11月時点)

常務理事	吉村 浩
理事 兼 事務局長	浅井 俊之
事務局次長 兼 総務課長	真鍋 知悟
総務課主査(記念誌編集担当)	塚本 はつみ
地域福祉課長(記念誌編集担当)	堀江 幸代
地域福祉課員(記念誌編集担当)	田淵 章大
地域福祉課員(記念誌編集担当)	栗原 葉子
地域福祉課権利擁護担当主幹 兼 大阪市成年後見支援センター所長	末長 秀教
福祉事業課長	青木 智香
大阪市ボランティア・市民活動センター副所長 兼 地域福祉課副主幹	巽 俊朗
大阪市社会福祉研修・情報センター所長 兼 事務局次長	河野 圭司
おおさか介護サービス相談センター副所長	蔵野 和男

令和3(2021)年11月発行

大阪市社会福祉協議会 設立70周年記念誌

編集・発行 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
大阪市立社会福祉センター内
電 話 06-6765-5601
F A X 06-6765-5605
<https://www.osaka-sishakyo.jp/>

